

福井淳著

改正刑法  
刑事訴訟法  
註釋

全

附 刑法施行法 監獄法

岡本偉業館發行

258

784

5475  
229

福井淳著

改正刑法  
刑事訴訟法  
註釋

全

附 刑法施行法 監獄法

岡本偉業館發行



## 緒言

刑法ハ既ニ改正セラレ今ヤ實施ノ期ニ至レリ抑モ法律ハ人民ノ利益ヲ保護スル爲ニ制定スルモノナレトモ民法商法其他ノモノハ民法ノ如キハ單ニ財産權ト身分權等ヲ保護シ商法ノ如キハ商業ヲ爲ス者ノ營業ニ關スル事件ヲ保護スルニ在レトモ刑法ノ如キハ其ノ保護スル所身体生命名譽財産等ニ在リテ人民ニ重要ナル法律ナルコトヲ知ルヘシ然ラハ則チ人民タル者最モ之ヲ讀マサルヘカラス刑法第三十八條ニハ法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯スノ意ナシト爲スコトヲ得スト規定セリ若シ忽諸ニ付スルトキハ一朝犯罪人トナリ監獄ニ呻吟スルノ苦痛ヲ受ケサルヘカラス是ヲ以テ世人ニ對シ一言注意ヲ加フルノ己ムヲ得サルナリ

刑事訴訟法モ刑法ノ改正ニ依リ必要上改正セラレタル條項多  
 キヲ以テ改正刑法ヲ出版スルト共ニ改正ノ箇所ヲ悉ク改メ而  
 シテ全部之カ註釋ヲ加ヘテ併セテ之ヲ發刊セリ刑法ニ刑事訴  
 訟法ノ必要ナルハ刑法ヲ實地ニ行フ手續ハ刑事訴訟法ニ依ラ  
 サルヘカラス是實質法ハ獨リ活用スルモノニアラス必ス形式  
 法ヲ以テ始メテ應用スルモノナレハナリ  
 本書ハ未タ法律思想ノアラサル者ニ之ヲ讀マシムルヲ主トシ  
 テ單ニ法理ノ在ル所ヲ解釋シタルモノニシテ其詳カナル者ハ  
 同店ニ於テ出版シタルモノニ就テ研究セララルヘシ

明治四十一年八月

著者誌

# 目次

## 第一編 總則

第一章	法例	一
第二章	刑	三
第三章	期間計算	二一
第四章	刑ノ執行猶豫	二四
第五章	假出獄	二七
第六章	時效	三〇
第七章	犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免	三六
第八章	未遂罪	四九
第九章	併合罪	五二
第十章	累犯	五九
第十一章	共犯	六三
第十二章	酌量減輕	六八

第十三章 加減例……………六八

第一編 罪

第一章	皇室ニ對スル罪……………	七三
第二章	内亂ニ關スル罪……………	七八
第三章	外患ニ關スル罪……………	八二
第四章	國交ニ關スル罪……………	八五
第五章	公務ノ執行ヲ妨害スル罪……………	八八
第六章	逃走ノ罪……………	九三
第七章	犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪……………	九六
第八章	騷擾ノ罪……………	九八
第九章	放火及ヒ失火ノ罪……………	一〇一
第十章	溢水及ヒ水利ニ關スル罪……………	一〇七
第十一章	往來ヲ妨害スル罪……………	一〇九
第十二章	住居ヲ侵スル罪……………	一一三

第十三章	秘密ヲ侵スル罪……………	一一五
第十四章	阿片煙ニ關スル罪……………	一二七
第十五章	飲料水ニ關スル罪……………	一一九
第十六章	通貨偽造ノ罪……………	一二二
第十七章	文書偽造ノ罪……………	一三〇
第十八章	有價證券偽造ノ罪……………	一三九
第十九章	印章偽造ノ罪……………	一四〇
第二十章	偽證ノ罪……………	一四四
第二十一章	誣告ノ罪……………	一四六
第二十二章	猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪……………	一四七
第二十三章	賭博及ヒ富籤ニ關スル罪……………	一五三
第二十四章	禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪……………	一五五
第二十五章	贓職ノ罪……………	一五九
第二十六章	殺人ノ罪……………	一六二
第二十七章	傷害ノ罪……………	一六五

第二十八章	過失傷害ノ罪	一六八
第二十九章	墮胎ノ罪	一七一
第三十章	遺棄ノ罪	一七四
第三十一章	逮捕及ヒ監禁ノ罪	一七五
第三十二章	脅迫ノ罪	一七六
第三十三章	略取及ヒ誘拐ノ罪	一七九
第三十四章	名譽ニ對スル罪	一八二
第三十五章	信用及ヒ業務ニ對スル罪	一八五
第三十六章	竊盜及ヒ強盜ノ罪	一八六
第三十七章	詐欺及ヒ恐喝ノ罪	一九一
第三十八章	横領ノ罪	一九四
第三十九章	贓物ニ關スル罪	一九六
第四十章	毀棄及ヒ隱匿ノ罪	一九八

# 目次

(終)

## 龍頭註釋

### 第一條

法律ガ其效力チ及ボス  
 ベキ範圍ハ我が主權ノ  
 及アベキ國土内ニ限ル  
 チ原則トス然レドモ偏  
 ニ國土ノミニ屬セズ又  
 本國人ニモ屬セズ國土  
 ト本國人トナ併セテ支  
 配スルモノトス故ニ國  
 土内ノ犯罪ハ犯人ノ國  
 籍如何ナク問ハズ之ヲ罰  
 スベク本國人ノ國土外  
 ニ於ケル犯罪ニ付テモ  
 或ル制限内ニ於テ之ヲ  
 處罰スベシ  
 帝國外ニ在ル帝國艦船  
 内ノ犯罪モ亦我國ノ法  
 律ヲ以テ之ヲ罰スベキ  
 モノトス日本ノ艦船ハ  
 國際公法上其所屬國ノ  
 一部ト看做スガ故ニ日  
 本ノ艦船内ニ於ケル犯  
 罪ハ日本ノ法律ヲ以テ

## 改正刑法註釋

福井 淳著

### 第一編 總則

#### 第一章 法例

【註】法律ヲ規定スルニハ之ヲ編章ニ分別シテ制定シ其ノ條項  
 ヲ設ケテ種類ヲ異ニスルモノナレバ之ニ通ジテ適用スベキモ  
 ノナクンバ其種類ノ異ナル毎ニ適用ノ法例ヲ規定セザルベカ  
 ラザルノ煩アリ此煩ヲ省クニハ法律全體ニ通ジテ適用スベキ  
 例規ヲ定ムルニ在リ故ニ夥多ノ條項アル法律ニハ必ず之ヲ設  
 クルナリ之ヲ法例ト云フ且ツ刑罰法ニハ特別法アリ此ノ特別  
 法ハ刑法トノ關係ハ如何ナルモノナルヤ又此ノ刑法ハ内外國  
 ニ其効力ヲ及ボスニ付テハ如何ナル程度ニ及ボスベキヤヲ規

之ヲ處罰スベシ然レドモ其ノ艦船ノ所在如何ニ因リ區別ナシトセズ即チ公海ト領海トニ在ル場合ニヨルナリ海ナリ別テ公海領海ノ二ト爲ス公海ハ即チ各國共用ノ部ニシテ何レノ國ト雖モ專ラ其上ニ刑罰法ヲ及ボスコトナ得ズ領海ハ之ニ反シ或ル一國ガ專ラ其上ニ司法權ヲ施行シ致テ他國ノ干渉容喙ヲ許サズ是レ國際公法ノ明ニ認ムル所ナリ

今日本ノ艦船ニシテ公海ニ在リトセンカ其犯人及被害者ノ日本人タルト外國人タルトナ問ハズ日本ノ法律ヲ以テ處分スベキヤ言フテ俟タザルモ外國ノ領海内ニ在ル場合ニ於テハ日本ノ主權ト其ノ外國ノ主權ト正ニ相衝突スル

定スルノ必要アリ尙ホ之ガ改正アリタルトキハ新舊法相抵觸スル所ハ之ガ適用スベキ範圍ヲ明示セザルベカラズ是レ法例ノ必要ナル所以ナリ抑々世ノ進歩ニ從ヒ人智ノ開明ハ相伴隨スルモノニシテ而シテ其人智ノ開發スルヤ特リ正義正道ニ進ムモノニアラズ奸智亦之ニ伴フモノナリ奸智ハ亦犯罪ヲ構成スルノ要素トナルモノナレバ犯罪ノ智巧ハ世ノ進歩ト共ニ發達スルヲ以テ害世ノ奸惡影隨スルハ必然ナリ所謂法密ナレバ之ヲ免レントスル智モ益巧ナルニ至ルトハ之ヲ云フナリ是ヲ以テ刑法ハ世運ノ進歩ト人智ノ發達トニ從ヒ之ニ適用スベキモノヲ制定セザルベカラズ是レ今ヤ改正ノ必要ヲ來タシ之ヲ改正シタル所以ナリ今其ノ改正ノ要旨タルモノヲ茲ニ概記セバ即チ左ノ如シ

刑法ハ世安ヲ維持スルノ具ナリ而シテ犯罪ノ智巧ト害世ノ奸惡ハ世運ノ進歩ニ影隨シテ發達スルヲ以テ刑法ノ規定亦其時宜ニ適セザルベカラズ故ニ今日奸惡ヲ杜絶シ犯罪ヲ防禦セン

チ免レズ即チ國際公法ハ之ガ區別ヲ立テ軍艦ハ常ニ其本國公權ノ一部ヲ搭載モスルノナルガ故ニ決シテ外國ノ主權ニ服從スルコトナキモ商船ニ至リテハ縱令ヒ其本國ノ國旗ヲ掲グルモ元來一ノ私有物ニシテ本國ノ公權ヲ搭載スルモノニ非ズ故ニ船内ノ規律ハ本國法ニ從フモ外部ノ事ニ關シテハ其所在地タル外國ノ法律之ニ干渉スルモ決シテ之ヲ拒ムコトナ得ザルモノトセリ而シテ其ノ干渉ノ程度ハ各國ノ法律慣習互ニ相同シカラズ或ハ全ク司法權ヲ外國ノ船舶ニ及ボスモノアリ或ハ一定ノ條件具備スルニ非ザレバ敢テ干渉ヲ爲サルモノアリ

日本軍隊ノ占領スル場

ニハ一概ニ舊章ニ率由シ舊套ヲ襲用スルノミヲ以テ足レリトスベキモノニアラズ

犯罪ハ其情狀ニ於テ同ジカラズ犯人ハ其種類ニ於テ亦異ナリトス故ニ之ガ處罰ヲ爲スモ亦其情狀ト其種類トニ從ヒ大ニ裁量スル所ナカルベカラズ若シ然ラザレバ刑罰ノ權衡屢次其ノ宜キヲ失シ刑法ノ目的ニ背馳スルコトナシト謂フベカラズ

(將終)犯罪ノ種類異ナルニ從ヒ其情狀ノ異ナルハ言フ俟タズ同一種ノ犯罪ト雖モ其原因 苟モ異ナレバ其情狀必ズ同一ナルモノニ非ズ均シク殺人罪ナリ其原因或ハ強賊ノ貪慾ニ出デ或ハ孝子復讎ノ怨恨ニ出デ或ハ奸通ノ嫉妬ニ出デ或ハ慈親不忍ノ哀痛ニ出ヅルガ如キ其原因ノ異ナルニ從ヒ或ハ惡ムベキモノアリ或ハ宥スベキモノアリ或ハ恕スベキモノアリ或ハ憐ムベキアリ其情狀既ニ同ジカラズ故ニ刑罰ノ寬嚴柱ニ膠シテ懸ラ鼓スルガ如キ然ラザルヲ期セザルベカラズ云々

之ヲ要スルニ前段ハ世運ノ進歩ト人智ノ發達トニ從ヒ刑法ノ

所ハ平時ト戰時トナリ  
 ハズ一國ノ軍隊ヲ現ニ  
 占領スル土地ハ之ニ刑  
 罰法ヲ適用スルニ付テ  
 ハ其ノ國ノ領地ト同一  
 ニ視ルモノトス是亦國  
 際法ノ認ムル所ニシテ  
 若シ日本ノ軍隊ニシテ  
 外國ノ土地ヲ占領スル  
 場合ニハ日本軍旗ノ下  
 ニ立ツ者ハ勿論其地ニ  
 在ル外國人ニ對シテモ  
 亦我方刑法ヲ適用スル  
 モノトス唯大同盟國又  
 ハ中立國ノ承諾ヲ得テ  
 其領地内ニ我方軍隊ヲ  
 派遣スル場合ノ如キハ  
 其軍隊所屬ノ軍人軍屬  
 ニ限リ我方刑法ヲ適用  
 スルモノトス  
 治外法權ノ場合主權ノ  
 行ハル、軍艦ト軍隊ノ  
 占領地ノ外ハ領土内ニ  
 限ルモノナルコトハ以  
 上ノ如シ尙ホ一ノ場合  
 ニ主權ノ行ハル、コト

改正ヲ要スル所以ヲ述ベ後段ハ刑罰ハ其犯罪ノ情狀ニ從ヒ寬  
 嚴スベキコトヲ述ブ犯罪ノ情狀ニ由リ其刑ヲ寬嚴スベキハ何  
 ノ時ナルヲ問ハズ同一ナルドモ今之ヲ改正ノ要旨トセルハ犯  
 罪ノ情狀ハ人智ノ發達ニ原因シテ世運ニ從ヒ之ヲ異ニスベキ  
 ヲ以テナリ是レ前ニ寬ナリシモノ之ヲ嚴ニシ前ニ嚴ナリシモ  
 ノ之ヲ寬ニスルノ必要起リ其必要ハ犯罪ノ智巧ト拙劣ナルト  
 ニ因由スルカ故ナリ  
 又犯罪人ハ其類同一ナラズ或ハ懲治シ易キ者アリ或ハ懲治シ  
 難キ者アリ犯罪ヲ習慣トスル者ニ對シテ寬典ヲ以テ懲治ノ目  
 的ヲ達セント欲スルモ得ベカラザルノ事業タリ之ニ反シ偶然  
 ノ發意ニ因リ一朝刑法ニ觸ル、ヲ致セシ者ハ其悔悟モ亦必ス  
 速カナルヲ以テ此類ノ犯人ニ對シテ嚴刑ヲ加フルモ亦無益ナ  
 ルヲ免レズ故ニ此類ニ對シテハ改過遷善ノ方法ヲ設ケ隣ヲ得  
 テ病ヲ忘ル、ガ如クナラシメザルベカラズ是ヲ以テ刑罰ヲ定  
 ムルニハ寬嚴兩様ノ主義ヲ併用スルノ必要アリ此兩主義ノ活

アリ即チ一國ニ於テ他  
 國ニ對シテ其國人民  
 ノ犯罪ニ限リ自國ノ裁  
 判權ヲ行ハズシテ外國  
 ノ裁判權ニ服從セシム  
 ルコトヲ許スノ條約ヲ  
 締結スルコトアリ之ヲ  
 名ケテ治外法權ト云フ  
 ナリ  
 日本ガ各國ト條約締結  
 以前ハ日本ニ於ケル外  
 國人ノ犯罪ハ其犯人所  
 屬ノ國ノ裁判ヲ以テ處  
 罰シタルモノナリ我國  
 今ヤ支那朝鮮ニ對シテ  
 ハ治外法權ヲ有シ若シ  
 彼ノ國ニ在テ日本人ガ  
 犯罪アリシトキハ我國  
 ノ刑法ヲ以テ處罰スル  
 ナリ

動ヲシテ充分ナラシメント欲セバ裁判官ヲシテ犯罪ノ情狀ト  
 犯人ノ種類トニ隨ヒ其刑ヲ上下スルノ自由ヲ得セシメザルベ  
 カラズ是レ改正法ニ於テ刑ノ範圍ヲ開擴セシ所以ナリ刑法改  
 正ノ理由ハ以上陳ベタル所ニ依リ其旨趣ヲ了解スルコトヲ得  
 ベシト信ズ今ヨリ法例ノ效力ニ付テ説明スベシ即チ法令ノ效  
 力ハ左ノ如ク四種ニ分テリ  
 一 本法ノ時ニ關スル效力  
 二 本法ノ土地ニ關スル效力  
 三 本法ノ人ニ關スル效力  
 四 本法ノ總則ノ他ノ法令ニ關スル效力  
 右四個ノ意義ハ上欄ニ述ベルコト、シテ茲ニハ此法例ヲ定メ  
 タル改正法ノ趣意ヲ説明スルコト、ス  
 舊法第一條ニ於テ罪ノ三別主義ヲ採リ重罪、輕罪、違警罪ノ  
 三種ヲ區別セリ然レドモ舊刑法ノ重罪、輕罪、違警罪ノ區別ハ  
 固ト其罪質上明白ニ之ヲ區別スルニ足ルベキ標準アルニ非ズ



ルコトヲ得ル場合アリ  
即チ帝國外ニ於テ皇室  
又ハ帝國ニ對シテ犯シ  
タル重罪ニハ之ヲ適用  
スルモノトス是等ハ我  
ガ主權ヲ侵シ又國家ノ  
安寧ヲ害スル罪ナルヲ  
以テナリ若シ此ノ場合  
ニ於テモ日本ノ法律ニ  
適用スルコトヲ得ズト  
セバ如何ニ日本ノ國家  
ノ安寧秩序ヲ害セラ  
ルハモ奈何トモスルコ  
ト能ハズシテ實ニ危險ナ  
ルニアラズヤ

### 第三條

帝國臣民ガ外國ニ於テ  
其ノ國人ニ對シ生命、  
身體自由、財產ニ關シ  
テ重罪ヲ犯シタルトキ  
ハ我方法律ヲ適用スル  
モノトス而シテ其ノ生  
命ニ關スル罪ハ外國  
人ヲ殺害シ創傷スルヲ  
云ヒ身體自由ニ關スル

唯科スベキ刑名、刑期又ハ金額ヲ異ニスルニ過キズ故ニ重罪  
輕罪ノ區別ヲ廢止シテ罪ヲ重罪及ヒ違警罪ニ區別スル法制ヲ  
生シ更ニ所謂重罪及ヒ違警罪モ亦性質上何等ノ差異ナキモノ  
ト爲シ罪ニ何等ノ區別ヲ認メザル法制ヲ生ズルニ至レリ是レ  
改正法ガ罪ヲ重罪、輕罪又ハ違警罪ニ區別スル法制ヲ廢止セ  
シ所以ナリトス

舊法ニハ刑法ノ土地又ハ人ニ關スル效力ニ付キ何等ノ規定ヲ  
設ケズ是實ニ舊法ノ缺點ニシテ改正ヲ要スベキ主要ノ事項ナ  
リトス即チ第一條乃至第四條ノ規定ヲ設ケタリ

其他改正法ハ第五條ニ於テ外國ノ確定裁判ノ效力及ビ外國ニ  
於ケル刑ノ執行ノ效力ヲ規定シ第七條ニ於テ公務所及ビ公務  
員ナル用語ノ意義ヲ示シタルナリ是レ舊法ノ法令ト異ナル所  
ナリ

第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ  
犯シタル者ニ之ヲ適用ス

帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル  
者ニ付キ亦同シ

第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ  
記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

- 一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪
- 二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
- 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪
- 四 第四百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪
- 五 第五百五十四條、第五百五十五條、第五百  
十七條及ヒ第五百五十八條ノ罪
- 六 第六百六十二條及ヒ第六百六十三條ノ罪
- 七 第六百六十四條乃至第六百六十六條ノ罪及

### 第四條

公務ヲ行フ公務員ガ帝  
國外ニ於テ職務ニ關ス

罪トハ外國人ヲ捕縛シ  
禁錮シ自由ヲ拘束スル  
ヲ云フ財產ニ對スル罪  
トハ外國人ノ財產ヲ強  
奪取スル等ヲ云フ信  
用ニ關スル罪トハ或ハ  
貨幣ヲ偽造シ或ハ官印  
文書ヲ偽造スルガ如キ  
ヲ云フ此等ノ罪ハ皆其  
國ノ安寧秩序ヲ害スル  
モノニシテ我法律ニ照  
シテ重罪トスレバ他國  
ノ法律ニ任スベキモノ  
ニアラズトスルガ故ナ  
リ

ル罪ヲ犯シタルトキモ亦我刑法ヲ適用スルモノトス其職務ニ關スル罪トシ看守者即チ犯罪人ノ逃走ヲ防衛スル爲メニ使用シタル者又ハ護送者即チ囚人ヲ他ニ轉送スルトキ之ヲ護送スル者及ビ被拘禁者即チ犯人ヲ拘留所ニ拘禁シアルヲ本人ノ依頼ニ依リ又ハ自己ノ好意上逃走セシメタル者ノ罪又ハ公務員ガ職權ヲ濫用シ逮捕狀ヲ所持セザル者ニシテ逮捕ヲ爲スルヲ得ザル場合ニ之ヲ逮捕シタルガ如キ罪看守者又ハ護送者被拘禁者ニ對シ暴行其他ノ事ヲ爲シタル罪等ナリ此等ノ罪外國ニ於テ犯罪場合ニ其犯人ノ日本人タルト外國人タルト問ズ之ヲ處罰スルモノトス

ヒ第百六十四條第二項、第百六十五條第二項、第百六十六條第二項ノ未遂罪

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

一 第百八條、第百九條第一項ノ罪、第百八條、第百九條第一項ノ例ニ依リ處斷ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪

二 第百十九條ノ罪

三 第百五十九條乃至第百六十一條ノ罪

四 第百六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪

五 第百七十六條乃至第百七十九條、第百

第五條

外國ニ於テ確定裁判ヲ經タル事件ト雖モ更ニ處罰スルコトヲ得ルモノトスル所以ハ外國ノ判決ハ其國ノ利益ノ爲メニ爲シタルモノニシテ決シテ我方國ノ利益ニ關係ナキヲ以テ之ヲ處罰セズシテ我方刑罰權ヲ拋棄スベキノ謂ハレナキナリ其犯人ガ二重ニ刑罰ヲ受クルハ即チ一時ニ二國ノ法律ヲ犯シタルニ依ルナリ又外國ニ於テ大赦ナリ又又ハ其法律ニ定メタル時効ノ期間ヲ經過シタルニモセヨ我方公益ノ爲メニ之ヲ處罰スルコトヲ要スル場合ナキニアラズ然ルニ我法律ヲ以テ處斷スルコトヲ得ズトスルトキハ我自ラ我刑罰權ヲ制限縮少ス

八十一條及ヒ第百八十四條ノ罪

六 第百九十九條、第百條ノ罪及ヒ其未遂罪

七 第百四條及ヒ第百五條ノ罪

八 第百十四條乃至第百十六條ノ罪

九 第百十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シ

因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十 第百二十條及ヒ第百二十一條ノ罪

十一 第百二十四條乃至第百二十八條

ノ罪

十二 第百三十條ノ罪

十三 第百三十五條、第百三十六條、

ルモノト云フベシ然レ  
ドモ一般普通ノ犯罪ノ  
如キハ之ヲ再ビ我國ニ  
於テ處罪スルノ必要ナ  
シ何トナレバ犯人外國  
ニ在ルニ拘ハラズ種々  
ノ手續ヲ盡シテ飲席判  
決ヲ爲サザル可カラザ  
ル程ノモノニアラズ又  
外國ニ於テ其所爲ヲ罪  
トセザルガ故ニ之ヲ行  
ヒタル者ノ如キハ日本  
ニ歸リ來ルモ直チニ危  
險ヲ與フルコトナシト  
思フニ依ルナリ

第六條

法律ハ時ニ從ヒ世ノ情  
態ニ適セシメザルベカ  
ラザルヲ以テ之ガ變更  
ヲ施スベシ法律ヲ變更  
スルトキハ刑ノ變更モ  
自ラ之アルヲ免レズ即  
チ前ノ法律ニ之ヲ罰ス  
ベキモノ後ノ法律ニハ  
之ヲ罪トセズ又前ニ重

第二百三十八條乃至第二百四十一條及ヒ  
第二百四十三條ノ罪

十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪

十五 第二百五十三條ノ罪

十六 第二百五十六條第二項ノ罪

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シ  
タル外國人ニ付キ亦同シ

第四條

本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪  
ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

一 第一百一條ノ罪及ヒ其未遂罪

二 第一百五十六條ノ罪

三 第九十三條、第九十五條第二項、

罪ト爲セシモノ後ニ之  
ヲ輕罪ト爲スコトアリ  
而シテ法律ハ既往ニ溯  
ラザルヲ原則トス故ニ  
前ニ罪トシテ罰スベキ  
モノ後ノ法律ニ於テ之  
ヲ罰セザルモノトスレ  
バ犯罪後ナリシヲ以テ  
前ノ法律ニ依リ之ヲ罰  
スルモノトスルガ如キ  
コトヲ爲リズ唯ダ犯罪  
後ニ法律ノ改正ニ因リ  
刑ノ變更アリタルトキ  
ハ其新舊法ヲ比照シテ  
其ノ輕キモノハ仍ホ舊  
法ニ依リテ之ヲ罰スル  
コトヲ得ベシトスルニ  
止マルナリ

凡ソ刑罰法ハ何レノ時  
ニモ及ボスコトヲ得ル  
モノニアラズ即チ刑罰  
法ノ設ケタルヤ既往ノ  
事蹟ニ照スニ當時ノ法  
律ガ或ル事ヲ禁止セズ  
若クハ命令セザルヨリ  
人民隨以テ其事ヲ行ヒ

◎ 刑法註釋

第九十七條ノ罪及ヒ第九十五條第二

項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

第五條

外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖

モ同一行為ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス

但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部

又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ

減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六條

犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタル

トキハ其輕キモノヲ適用ス

第七條

本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公

吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其

他ノ職員ヲ謂フ

若クハ行ハズ爲メニ公  
益私益ヲ害スルヲ以テ  
是ニ於テ初メテ禁止命  
令ヲ下シ之ニ附スルニ  
刑罰ノ制裁ヲ以テ是  
レ刑罰法ノ起ル所以ナ  
リ左レハ其ノ禁止命令  
ハ將來ニ向テ效力アル  
ベキモ既往ノ事ニ向テ  
其ノ效力ヲ及ボスベキ  
モノニ非ズ既往ノ事ニ  
及ボサントスルハ立法  
ノ本旨ニ反スルノミナ  
ラズ既往ノ事ヲ禁止命  
令セント欲スルモ道理  
上決シテ能ク得ベキモ  
ノニ非ラザルナリ故ニ  
法律ハ其性質トシテ既  
往ニ溯ルノ效力ナシト  
スルニ何ノ疑ヒカ之レ  
アラナキ

### 第七條

公務員トハ官吏、公吏  
法令ニ依リ公務ニ従事  
スル議員、委員其他ノ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂  
フ

### 第八條

本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メ  
タルモノニ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規  
定アルトキハ此限ニ在ラス

### 第二章 刑

【註】 本章ハ刑ノ種類及ビ其執行ノ大則ヲ定メタルモノナリ刑  
ハ主刑及ビ附加刑トノ二種類トス主刑ハ死刑、懲役、禁錮、  
罰金、拘留及ビ科料ノ六種ト爲シタリ  
懲役及ビ禁錮ハ自由刑ニシテ（監獄内ニ拘禁シテ自由ヲ拘束  
スルガ故ニ）懲役ニハ定役ヲ科シ禁錮ニハ定役ヲ科セズ而シ  
テ其刑ハ舊法ノ徒刑、懲役及ビ重禁錮ヲ合シテ之ヲ懲役ト爲  
シ流刑、禁獄及ビ輕禁錮ヲ合シテ之ヲ單ニ禁錮ト爲シ定役ノ

職員ヲ公務員ト稱シ此  
等ノ者ノ職務ヲ行フ所  
ヲ公務所ト稱シ以テ汎  
ク國家ノ公務ト從事ス  
ル職員又ハ公衛ニ共通  
スル規定ヲ設クル便宜  
ヲ計リタリ

### 第八條

他ノ法律ニ於テ特別ニ  
刑罰ヲ定メテ之ニ處ス  
ベキ規則アルモノハ此  
ノ刑法ノ總則ヲ適用ス  
ルコトナシト雖モ其特  
別ノ規定ナキモノハ他  
ノ法律ニ於テ刑ヲ定メ  
タルモノニモ亦之ヲ適  
用スルナリ  
法律ニハ普通法ト特別  
法トアリテ此ノ刑法ハ  
普通法ニシテ一般ノ犯  
罪者ニ適用スルモノナ  
レドモ陸海軍人ニ適用  
スル者ハ特別法律ニシ  
テ陸海軍人ニ限リテ之  
ヲ適用スルナリ其他單

有無ニ依リテ判然二者ヲ區別シタリ定役ノ有無ヲ以テ自由刑  
ヲ區別スルハ議論ナキニ非ズト雖モ國事犯人ノ如キハ單ニ之  
ヲ拘禁スルコトヲ以テ常事犯ト其待遇ヲ異ニセリ故ニ定役ヲ  
科スベキ刑ト之ヲ科セザル刑トノ區別ヲ設クルモ亦已ムヲ得  
ザルニ由ルナリ  
罰金ヲ主刑ノ一種ト爲スハ舊刑法ト同一ナリ唯舊刑法ハ附加  
ノ罰金ヲ認ムト雖モ主刑タル罰金及ビ附加刑タル罰金間ニハ  
何等ノ實質上ノ差異ナキヲ以テ改正法ハ附加刑ノ罰金ヲ廢シ  
タリ  
拘留及ビ科料ハ舊刑法上違警罪ノ主刑タルモノニシテ改正法  
ハ之ヲ存置シタリ  
附加刑ハ沒收ノミヲ設ケテ公權剝奪及ビ監視ヲ廢シタリ刑罰  
法ニ於テ罪ト稱スル者ハ如何ナルモノナルカ法律ハ行爲不行  
爲ノ二ニ分ツ其所謂行爲トハ法律ノ禁止シタル所ノ事ヲ行フ  
ヲ指シ不行爲トハ法律ノ命令シタル所ノ事ヲ行ハザルヲ云フ

ニ特別ノ身分ヲ有スル者ノ爲メニ設ケタル法律ヲ特別法トス此刑法ニ罰スベキ明文ナクシテ他ノ法律規則ニ刑名アルモノハ所謂特別法ナリ特別法ニ總則ヲ規定セザルモノハ刑法ノ總則ニ依ルモノトス

第九條

主刑 主刑トハ獨立獨行スル刑ニシテ別ニ他ノ刑ヲ科スルト否トナハズ必ズ犯罪ニ對シテ犯罪ノ輕重ハ此ノ主刑ノ如何ニ依テ定マラルナリ  
附加刑 附加刑トハ常ニ主刑ニ伴ヒテ獨立スルコトナシ而シテ各犯罪ニ對シテ必ズ科スルモノニアラズシテ或ハ附加シ或ハ附加セズ又同一ノ犯罪ニ付テモ附

而シテ其行爲不行爲ニ付キ法律上刑罰ノ制裁アルモノハ即チ罪ナリト謂フノ義ナリ

此定義ニ從ヘバ第一法律ガ豫メ禁制命令シタルニ非ザレバ罪成立セズ第二法律ガ豫メ禁制命令シタルモ刑罰ノ制裁ヲ付セザルトキハ罪成立セズ第三法律ガ豫メ刑罰ノ制裁ヲ付シテ禁制命令シタルモ其行爲不行爲ノ責ヲ本人ニ負ハシムベキトキニ非ザレバ罪成立セズトノ原則ヲ生ズルナリ

刑罰ノ定義

刑罰ハ國家ガ公益ノ爲メニ犯罪人ニ對シテ裁判ヲ以テ科スル所ノ痛苦ヲ云フ即チ犯罪ニ對スル制裁ナリ然レドモ此制裁ヲ以テ他ノ制裁ト混スベカラズ即チ刑罰ハ左ノ結果ヲ生ズルモノトス

- 一 刑罰ニ付テハ一事不再理ノ原則アリ一罪ニ付キ二重ノ刑罰ヲ科スルコトヲ許サズト雖モ損害賠償其他ノ制裁ハ刑罰ニ非ザラテ以テ已ニ刑罰ヲ科シタルニ拘ハラズ同一

加スルト附加セザルトノ場合アリ之ヲ要スルニ主刑ノ及バザル所ヲ補ヒ以テ其實效ヲ保タシトナ期スルハ附加刑ノ目的ナリ

第十條

本條ハ主刑ノ輕重ヲ定ムル標準ヲ示スモノナリ主刑ハ死刑ヲ最モ重シトスルハ言ハ俟タズ財產ニ對スル刑ハ合刑ニシテ罰金、科料、沒收ナリ  
本條ガ主刑ノ輕重ヲ定ムル標準ハ第九條ノ記載スル順序ニ依ルモノトス然ルニ刑ノ期間ニ付テ長短アルトキハ其長期ノモノヲ以テ重シトス

第十一條

死刑ハ獄内ニ於テ之ヲ執行シ決シテ公ノ場所

ノ所爲ニ付キ別ニ損害賠償ヲ命ジ又ハ懲戒處分ヲ行フコトヲ妨ケザルナリ

- 二 刑罰ニ付テハ併合罪ニ付テ併科主義ヲ採ル場合アルモ民法上紀律法上ノ制裁ノ如ク各所爲ニ付キ必ズ一々之ヲ施スヲ原則トシ一ノ重キニ從フテ例外トナストハ異ナルナリ

- 三 刑罰ハ犯人ノ一身ニ止マルヲ原則トス隨テ犯人死去スルト同時ニ消滅ニ歸スルモ民法上ノ制裁ノ如キハ犯人死去スルモ消滅セズ其相續人ニ對シ之ヲ施スコトヲ得ベキト異ナリ

- 四 刑罰ハ犯人ニ痛苦ヲ與ヘ其痛苦ヲ感ゼシメ之ガ效力ヲ生ゼシムルハ一ハ犯人ヲ懲ラシテ將來再ヒ罪ヲ犯スノ意ヲ絶タシメ他ハ罪惡必前ノ例ヲ示シ社會ヲシテ其犯人ノ所爲ニ傲ハントスル者ナカラシムルニ在リ

第九條

死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科

ニ於テスルコトヲ許サズ舊時ハ之ニ反シ公衆ノ面前ニ於テ之ヲ執行セリ蓋シ其旨趣タルヤ公衆ヲシテ鑑覽セシメ其ノ之ヲ觀ル者ヲシテ自ラ戒ムルノ效ヲ奏スルヤ必然ナリト安ンゾ知ラン數次其慘狀ヲ目撃スル者却テ之ニ慣レテ復々死刑ノ恐ルベキヲ覺ラズ爲メニ大罪ヲ犯スニ至ル者アルヲ殊ニ人情ノ奇ヲ好ム觀劇一般ノ心ヲ以テ臨場スル者ナキヲ保シ難シ是レ其執行ヲ秘密ニシ公衆ノ傍觀ヲ禁シタル所以ナリ

第十二條

懲役ハ舊法ニハ常事犯ノ刑ニシテ常ニ有期ナリ且ツ刑期ノ長期短期ニ依リテ懲役輕懲役ニ別ナリシモ之ヲ改正

料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

第十條

主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

第十一條

死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘置ス

第十二條

懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス

懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

第十三條

禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス

禁錮ハ監獄ニ拘置ス

第十四條

有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル

シテ徒刑懲役ト重禁錮トヲ合シテ一ノ懲役ト爲シテ常事犯國事犯ノ別ナク之ヲ科スルモノトス其ノ理由ハ已ニ犯罪トシテ之ヲ罰スル上ハ法理ノ許ス限リ國家ハ如何ナル刑ヲモ用ユルコトヲ得ベシ國事ニ關スル犯罪ナルガ故ニ其刑ニ定役ヲ付スベカラズトノ理萬々之アルコトナシ恒産ナキ者ハ恒心ナシト云ヒ小人閑居シテ不善ヲ爲スト云ヘル古語ハ寧ロ國事犯ノ囚徒ニ對シテモ一定ノ業ヲ課シ以テ其ノ心ノ腐敗スルヲ防グヲ要スルニ在ルナリ

第十三條

禁錮ハ舊法ニハ輕罪ノ刑ニシテ定役ニ服スルモノヲ重禁錮トシ定役ニ服セザルヲ輕禁錮ト

シ重罰ハ常事犯ニ用  
ヒ輕罰ハ常事犯同事  
犯ノ別ナク之ヲ用ヒタ  
リシモ之ヲ改正シテ禁  
獄ト輕禁錮ト合シテ一  
ノ禁錮ト爲シ右期及ビ  
無期ノ二ト爲シタリ

第十四條

懲役及ビ禁錮ノ短期ヲ  
一月ト規定シタルヲ以  
テ若シ之ヲ減輕スルト  
キハ如何ナル刑ト爲ス  
ベキヤノ疑ヒアルヲ以  
テ一月以下ニ下スモ刑  
ノ種類ヲ變更セズ尙ホ  
特別ノ懲役又ハ禁錮ニ  
處スベキモノト爲シタ  
リ故ニ特別ノ場合ニ於  
テハ刑期一月以下ノ懲  
役又ハ禁錮ノアルコト  
アリ

第十五條

罰金ノ刑ハ舊ト輕罪ノ  
主刑ニシテ又附加刑ト

場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕ス

ル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留

場ニ拘置ス

第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未滿トス

第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一

日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三

十日以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六

十日ヲ超ユルコトヲ得ス

リシモ之ヲ改正シテ主  
刑トシテ其ノ金額モ罰  
圓以上タリシモ壹圓以  
上トセリ

罰金ハ犯人ノ財産中ヨ  
リ之ヲ徵收ス然レニ犯  
人無資力ニシテ完納ス  
ルコト能ハザル場合ア  
ラシ又資力アルモ完納  
スルコトヲ肯セザル場  
合アラシ是等ノ場合ニ  
於テハ刑罰ハ故ナク廢  
止スベキニ非ザルヲ以  
テ右第一ノ場合ニ於テ  
ハ罰金ニ換ヘテ相當ノ  
制裁ヲ加ヘザルベカラ  
ズ又第二ノ場合ニ於テ  
ハ納完ヲ強制スルノ方  
法ヲ用ヒザルベカラズ  
即チ法律ハ罰金ヲ完納  
スルコト能ハザル者ハ  
一月以上一年以下ノ  
期間之ヲ勞役場ニ留置  
ストアリ

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共  
ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル場合  
ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ  
罰金ニ付テハ裁判確定後三十日内科料ニ付テ  
ハ裁判確定後十日内ハ本人ノ承諾アルニ非サ  
レバ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス  
罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納  
ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日數ト  
ノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シ  
テ之ヲ留置ス  
留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項  
ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

ハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ズトシテ一ヶ月ノ猶豫ヲ與フルモノノ如シ是レ本人ノ資産ノ有無ニ依リ罰金ニ換フルニ勞役ニ服スルコトアルヲ以テ之ヲ決定スルニ付テ猶豫ヲ與フルモノナリ

罰金ヲ幾分納メ完納セザル者ハ其ノ罰金ノ金額ト留置日數トヲ計算シテ其割合ニ從ヒ其ノ金額ニ當ル日數ヲ引去リ殘額ノ分ノ勞役ニ服スルモノトス而シテ其ノ割合ハ壹圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ計算スルノ法ヲ止メテ裁判官ノ適宜ニ定ムルモノトス壹圓一日ノ折算法ヲ以テ勞役ニ換フルトキハ罪情ニ比シ受刑ノ苦痛重キニ過アルノ結果ヲ生ズルコトアリ罰金千圓ナレバ三年五千圓

留置一日ノ割合ニ滿タサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

- 一 犯罪行爲ヲ組成シタル物
- 二 犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物
- 三 犯罪行爲ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物

沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ沒收ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ

沒收ハ此限ニ在ラス

第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得

### 第三章 期間計算

【註】 舊法ハ刑期計算法ヲ設クト雖モ未ダ時効期間ノ規定ヲ設ケズ刑法上期間ヲ計算スルハ必ズシモ刑ノミニ付テ生ズルニアラズ時効期間ノ如キハ必要ナルニモ拘ハラズ舊刑法ニ此規定ナキハ缺點ナリ故ニ改正法ハ時効期間ノ計算法ヲモ規定シタリ即チ舊刑法ニ刑期計算トアリシヲ期間計算トシテ本章ハ刑期ニ特別ナル計算法ニアラザルコトヲ明示シタリ

刑期ハ何年何月又ハ何日ト定ムルモ其一年一月一日ト稱スルハ幾許ノ時間ナルヤハ法律上之ヲ一定セザルベカラズ何トナレバ普通ノ慣例ニ依レバ年月日ノ計算ハ總テ曆法ニ從フモノ、如シ若シ刑ノ期間モ計算モ亦慣例ニ從フトキハ同ジク一月

ナレバ十三年以上ニ達スベシ元來罰金ハ性質上勞役ヨリ輕キモノナレバ己ムヲ得ズ之ヲ勞役ニ換フルモ其犯人ニ與フル苦痛ハ勞役ニ處セラレタルノ苦痛ヨリ甚シカラシムベカラズ然ルニ勞役ハ長クモ一年ナルニ勞役ニ換ヘタルモノハ其以上ニ達ス因テ法律ハ罰金ニ換ヘタル勞役ノ期限ハ何レノ場合ニ於テモ一年ニ過アルコトヲ許サズ千圓ノ罰金モ五千圓ノ罰金モ共ニ一年ノ勞役ニ換フベキモノト爲シタリ罰金ヲ勞役ニ換フルハ罰金ノ裁判ヲ變更シテ新ニ勞役ヲ宣告スルニ非ズ唯テ執行方法ニ付之ヲ以テ彼ニ換フルモノナリ左レバ犯罪ノ事實ニ付キ更ニ裁判ヲ爲ササルハ勿論裁判ノ



式ニ依リ勞役ヲ宣告スルコトナク檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之ヲ命ズ其請求未爲スベキ檢事其命令ヲ爲ス可キ裁判所ハ共ニ前ニ罰金ノ宣告ニ關係シタル所ノモノトス  
要スルニ改正法ハ勞役場ニ留置ストシテ換刑ノ名ヲ避ケ其ノ禁錮ノ囚徒ト異ナルコトヲ示シ且ツ罰金ヲ言渡ストキハ常ニ同時ニ不納完ノ場合ニ於ケル留置期間ヲモ豫メ言渡シ置クベキモノトシタリ

### 第十七條

拘留ハ元ト違背罪ノ主刑ニシテ其執行ノ場所ハ拘留所其執行ノ方法ハ留置ニ留リ其ノ刑期ハ一日以上十日以下ニアリシガ違背罪ヲ廢シタルヲ以テ其刑期モ一

ノ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ甲ハ大ノ月ニ處刑セラレタル爲メ三十一日拘束ヲ受ケ乙ハ平ノ月ニ處セラレタル爲メ二十八日間ニテ放免セラレ、等不幸ノ差ヲ生ズルニ至ル是レ法律ガ刑期計算法ヲ定メタル所以ナリ  
受刑ノ初日ハ時間ヲ論ゼズ一日ニ算入シ放免ノ日ハ刑期ニ算入セズト規定シタルヲ以テ午前ニ於テ執行ヲ始メタルト午後ニ始メタルトヲ區別セズ執行ノ初日ハ一日トシテ計算スルコト、爲セリ

倍刑期ノ起算點ニ付テハ裁判確定ノ日ヨリ起算スト規定セリ其理由ヲ考フルニ裁判ニハ上訴ノ道ヲ設ケアルヲ以テナリ已ニ裁判宣告アルモ犯人ニ於テ之ニ服セズ上訴ヲ爲ストキハ其上訴ノ裁判確定スルニ至ルマデ長キ時日ヲ費スコトアリ此場合ニ於テ上訴中ノ期間ヲ算入スルトキハ刑期ノ短キ者ハ上訴中ニ刑期ヲ終ヘ裁判確定スルモ刑ノ執行ヲ爲スコトヲ得ザル場合ナキニ至ルコトアレバナリ然レドモ法律ハ拘禁セラレザ

日以上一月以下ノ範圍内ト爲シタリ

### 第十八條

科料モ亦違背罪ノ主刑ニシテ其金額ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ニテアリシガ之ヲ改正シテ輕罪ノ主刑ト爲シタルヲ以テ其金額モ拾錢以上貳拾圓以下ト爲シタルナリ故ニ同シク一月以下ニシテ懲役又ハ禁錮ノ名ヲ預フモノト拘留ノ名ヲ預フモノトアリ又同シク貳拾圓以下ニシテ一ハ罰金ト稱シテ一ハ科料ト稱スルモノアリ且拘留ノ刑期懲役又ハ禁錮ノ上ニ出テ科料ノ金額罰金ヨリ多キコトアルベシ是レ一ハ重罪ノ刑ナルモ一ハ輕罪ノ刑ニシテ其性質彼此相同シカラザルモノトスル以上ハ其刑

ル日數ハ裁判確定後ト雖モ懲役、禁錮又ハ拘留ノ刑期ニ算入セズト爲ス故ニ裁判宣告ヲ受ケテ未ダ執行ヲ始メザルモ未決拘留ヲ受ケタル場合ニハ其ノ拘留日數ハ之ヲ刑期ニ算入スベキモノトス蓋シ拘留ハ固ヨリ刑罰ニ非ザルモ犯人其身體ノ自由ヲ得ザルハ刑罰トシテ拘留セラル、ト其實異ナル所ナシ故ニ法律ハ犯人ノ利益ノ爲メ其日數ヲ刑期ニ算入スルコト、爲シタルナリ

第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス

第二十三條 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日

期金額ノ多寡ハ政テ論ズル所ニラズ舊法ニ於テモ禁錮ノ刑期懲役禁獄ノ上ニ出テ拘留料料ニシテ禁錮罰金ノ上ニ出ルコトアルヲ知ラバ別ニ怪ムニ足ラザルナリ殊ニ改正ニ於テハ諸罰則ノ刑ハ成ルベク拘留料料ニ止ムルノ趣旨ナレバ舊法ノ如ク刑期金額ノ範圍狹隘ニ失スル以上ハ到底此ノ希望ヲ達スルコト能ハズ故ニ拘留ノ長期ヲ一月ニ科料ノ多額ヲ參拾圓ニ上セタリ

第十九條

沒收ハ重罪輕罪ニ通スル附加刑ニシテ其性質ハ罰金ト同シク犯人ノ財産上ニ及ブモノナリ而シテ其ノ罰金ト異ナル點ハ被ハ國庫ハ犯人ニ對シテ債權者トナリ

債權ノ關係ヲ生シ此ニ在リテハ國庫ハ或ル物件ノ所有者ト爲リ物權ノ關係ヲ生ズルコト是レナリ  
犯罪ヲ組成シタル物件トハ法律ニ於テ禁錮シタル物件ニシテ例之ハ偽造變造ノ貨幣又ハ阿片煙等ノ物件ヲ云フナリ  
犯罪ノ用ニ供シタル物件トハ犯罪ノ手段ニ用ヒシ物件ナリ例ヘバ人ヲ毆打創傷シタル棍棒殺人犯ノ兇器ノ如キモノナリ  
犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物件トハ犯罪ノ原因トナリ犯人ガ不當ニ利得シタル物件ニシテ官定ガ賄賂トシテ收受シタル金品盜賊ガ奪取シタル贓物ノ如キ是レナリ又偽假貨幣ノ知キモ偽造ナル

トシテ之ヲ計算ス時効期間ノ初日亦同シ  
放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

第四章 刑ノ執行猶豫

【註】 舊法ニ於テモ裁判已ニ確定スルモ特ニ其ノ執行ノ猶豫ヲ命ジタル場合アリ即チ死刑ニ付テハ司法大臣ノ命令アルマデ其執行ヲ猶豫シ又懷胎ナル婦女ニ對シテハ分娩後一百日ヲ經ルマデ此刑ヲ行ハズトシ及ビ大祀令節國祭ノ日ハ此刑ヲ行フコトヲ禁ズト定メタルモノ是レナリ

改正法ガ刑ノ執行猶豫ヲ設ケタル理由ハ右ト異ナリ刑ヲ科スルハ社會團體ノ秩序ヲ維持スルニ在リ秩序ノ維持ニ必要ナラザルニ犯人ヲ痛苦セシメントスルニ在ラズ唯ダ秩序ノ維持上罰セザルベカラザル犯人ノミヲ罰スルニ在リ而シテ初犯ノ短期囚ノ如キ其罪跡ハ大ニ社會ノ秩序ヲ害シタルモノニアラズ且ツ其犯情ハ憎ムベキ者ニモアラズ多クハ一時ノ出來心ニテ

犯シタルモノナレバ一旦其所爲ヲ終リテ後チ良心モ平常ニ復シ悔イ改メメント欲スルニ至ル而モ猶ホ之ニ刑ヲ宣告シ其刑ヲ執行セシメントスルハ却テ秩序維持ニ效ナク犯人ニ於テモ一タビ名譽ヲ汚シタルバ之ヲ再ビスルコトヲ敢テスルノ弊ヲ助長シ一タビ監獄ニ入りタレバ犯罪ヲ講究シ犯罪術ヲ巧妙ニスルニ至ルノ外何等ノ效ナシト是ニ於テカ短期刑ヲ宣告スベキ初犯囚ニ對シテ恩典ヲ附與スル法制ヲ設ケタルナリ此法制ニ依レバ一方ニ於テハ犯人ヲ罰シテ恕スル所ナク一方ニ於テハ其刑ノ執行ヲ猶豫シテ犯人ヲシテ善良ニ遷ラシムルヲ以テ犯罪ハ必ず罰スベキ法理ノ適用ヲ必要ナル限りニ止メタルモノナリ

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役

又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ  
裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内

一 犯罪ニ因テ産出セラレタルモノハ犯罪ニ依リ生シタル物件ト云フベキナリ  
而シテ没收スベキ物件ハ犯人ノ手ニ在ル場合ニ限リテ一旦犯人以外ノ者ノ手ニ屬スルトキハ之ヲ没收セズ即チ若シ其物件ノ所有者アルニ拘ハラズ之ヲ没收セシトスルトキハ故ナク人ノ所有權ヲ侵害スベシ

第二十条條

拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ノ如キハ極メテ輕微ナル犯罪ナレバ此等ノ罪ニ付テハ没收ナクスルノ必要ナシ故ニ特別ニ没收スベキ規定アル場合ノ外ハ没收ナクスルコトヲ得ズ然レドモ法律ニ於テ所有ヲ禁シタル物ノ没收ハ性質

其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

第二十六條

左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可シ

- 一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ

上行政處分ニ屬スベキモノニシテ罪ノ性質ニ關係ナキモノナレバ之ヲ没收スベキモノトス

第二十一条條

裁判確定前ニ於ケル未決拘留ノ日數ハ之ヲ刑期ニ算入スベキモノニ非ズ是レ未決拘留ハ刑罰ニアラザル自由ノ拘留ナレバナリ故ニ裁判所ノ拘留日數ハ如何ナル場合ニモ之ヲ刑期ニ算入セサルヲ原則トス然レトモ被告ノ爲メニ苦痛ヲ感ズルコト少ナカラザレバ例外トシテ判決前後ニ於ケル未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ刑期ニ算入スルコトヲ得トス

第二十三条條

刑期ヲ計算スルニハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

第五章 假出獄

【註】 本章ノ規定ハ刑ノ執行中囚人ガ改悛ノ狀現ハル、トキハ刑期ノ幾分ヲ經過シタル後行政處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得ルモノトス此等ノ規定ハ囚人ヲシテ改過遷善ノ效ヲ獎勵スルノ手段ニ出ヅル恩典ナルベシ  
舊刑法ハ獄則ヲ遵守シ悛改ノ狀アルコトヲ條件ト爲スト雖モ

トシタルガ故ニ裁判確定セザル間ノ日數ハ算入セザルナリ其ノ理由トスル所ハ裁判確定スレバ國家ハ其刑罰ノ執行權ヲ得有ス左レバ其刑罰ヲ執行スルト否トハ一ニ國家ノ權内ニ在リテ犯人ノ關スル所ニ非ズ國家ガ之ヲ執行スルモ執行セザルモ刑期ハ其日ヨリ直チニ經過チ始メザルベカラズト云フニ在リ

第二十四條

一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テストノ規定ニ依ルトキハ拘留十日ニ處セラレタル者ハ二十四時ノ十倍即チ二百四十時間拘留所ニ留置スベキモノ、如シ果シテ然ラバ一月一日午前六時ニ放免シ其午後十二時ニ執行テ始メタル者

後改ノ狀アル者ハ畢竟獄則ヲ遵守スベキヲ以テ改正法ハ單ニ改後ノ狀アルコトヲ要件ト爲シタリ

舊法ハ有期刑ニ付テハ其刑期四分ノ三、無期刑ニ付テハ十五年ヲ經過シタル後假出獄ノ恩典ヲ與フルコト、爲シタリト雖モ苟モ改後ノ狀アル囚人ナリトセバ斯ノ如ク長ク在監セシムルノ必要ナキノミナラズ其在監期間ヲ長クスレバ囚人ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシムル害弊アルニ過ギズ故ニ改正法ハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ニ之ヲ短縮シタルモノナリ

第二十八條

懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改

後ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

第二十九條

左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出

獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 假出獄前他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ

四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ  
假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

第三十條

拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ

ハ十一日ノ午後十二時ニ放免セザルベカラザルノ不都合ヲ生ズルヲ以テ受刑ノ初日ハ時間ヲ論ゼス一日ニ算入シ放免ノ日ハ刑期ニ算入セズトセリ

第二十五條

第一審ト第二審トナ間ハ又刑罰ノ宣告アルモ直チニ之ヲ執行スルコトヲ許サズ其裁判ノ確定スルヲ待ツコトハ、是レ上訴ニ因リ其裁判或ハ取消サレ或ハ破毀セラレ全ク無効ニ成スルモ知ルベカラザレバナリ裁判已ニ確定スルモ法律ハ特ニ其執行ヲ猶豫スルコトヲ得ベキモノトス而シテ刑ノ執行ノ猶豫ヲ得ルニハ本條ニ記載シタル者ノミニ限ルナリ即チ前ニ罰金以外ノ重罪ノ刑ニ處

セラレタルコトナキ者又重罪ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終ルカ又執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ十年以上重罪ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者是レナリ蓋シ初犯ナルコトヲ要スルハ再犯以上ノ者ハ概シテ罪ニ慣レ隨テ現實ニ刑罰ヲ執行スルノ必要アルニ由ル再犯ナルモ長ク正行ナリシ者ハ初犯ト同一ニ視做シタルニ由ルナリ

第二十六條

本條ハ刑ノ猶豫ノ言渡ヲ取消スベキ場合ヲ規定シタルモノナリ其場合ハ本條第一號ヨリ第三號ニ至ル事項ノアリシトキハ右ノ事由中何レニテモ其一アルトキハ裁判所ハ猶豫ノ言渡ヲ取消スベキモノトス

何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得  
罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦同シ

第六章 時 效

【註】時効トハ刑罰ノ消滅スルヲ云フ即チ重罪又ハ輕罪ノ言渡ヲ受ケタル者ガ第三十二條ニ規定スル五個ノ期間内其執行ヲ受ケザルトキハ時効ニ因リ執行ハ免除セラル、ナリ之ヲ時効ト謂フナリ舊法ニハ期滿免除ト時効トノ名稱ヲ區別ス而シテ其名異ニシテ其實同一ナルヲ以テ改正法ハ單ニ時効ト云フ名稱ヲ用ヒタルナリ  
期滿免除ハ犯人逃走シ又ハ他ノ事故アリテ刑ノ執行ヲ逃レ而シテ法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニ因リ全ク其刑ノ執行ヲ免ゼラル、ヲ云フ舊法ハ公訴ニ付テハ被告人法律ニ定メタル

第二十七條

刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲シ而シテ之ヲ取消サレタルニ非ズシテ其ノ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ當然其ノ效力ヲ失フモノトス是レ猶豫ハ刑ノ時効ノ如キモノナレバ此ノ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ時効ニ罹リタルト同一ナレバ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フハ當然ナルベキナリ

第二十八條

假出獄ハ犯人前非ヲ悔イ改悛ノ情表ハレタル者ニ行政處分ヲ以テ之ヲ許スコトヲ爲ス者ナリ故ニ最モ恩典ヲ施スモノニシテ即チ禁錮又ハ懲役ニ處セラレタル者更ニ重罪ヲ犯スノ虞ナキトキニ限ルモノト

期間ヲ經過スルニ因リ公訴ヲ受クルヲ免ル、ヲ時効ト稱シタルナリ

公訴ノ時効及ビ刑ノ期滿免除ヲ設ケタル理由ハ公訴ノ時効ニ付テハ犯罪後多クノ年月ヲ經タル爲メ世人已ニ其犯罪アリタルコトヲ遺忘シ復タ之ニ刑罰ヲ加フルノ必要ナキト證據已ニ湮滅ニ飯シ復タ之ヲ收拾スルニ由ナク訴追審理ノ手續ヲ盡スモ結局其效ヲ見ズ徒ニ被告人ヲ煩ハスニ過ギザルトノ二理由ニ基ク然ルニ刑ノ期滿免除ニ付テハ其刑ヲ宣告シタル判決已ニ確定シタルヲ以テ爾後犯罪ノ證據湮滅スルモ其影響ヲ判決ノ上ニ及ボスコトナシ故ニ證據湮滅ノ理由ハ時効ニ適當セズ唯ダ判決後其執行ナクシテ多クノ星霜ヲ經ルトキハ世人其判決アリタルコトヲ遺忘シ隨テ刑罰ヲ執行スルノ必要ナキニ至ルハ猶ホ犯罪後多クノ年月ヲ經タルモノハ訴追ノ必要ナキニ至ルト同一ナリ乃チ遺忘ノ一事ハ公訴ノ時効ヲ設ケタル理由タルト同時ニ刑ノ期滿免除ヲ設ケタル唯一ノ理由ナリトス然

ス故ニ之ヲ施スニハ犯人ノ素行社會上ノ位置等ヲ充分ニ搜索セシメ此典ヲ浴セシムルモ危險ナシト認ムル場合ニ限ルナリ

### 第三十條

拘留ノ刑ハ極メテ輕キヲ故ニ其ノ情狀ニ因リ何時ニテモ行政處分ヲ以テ其執行ヲ免除スルコトヲ得ルモノトス是等ノ刑ハ舊ト違背罪ニシテ行政上ニ屬スルコト多キヲ以テ行政處分ヲ以テ左右スルコトヲ得ベキハ犯罪ノ性質ノ然ラシムル所ナリ  
罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハズシテ留置セラレタル者ノ如キモ亦其ノ性質拘留ノ刑ニ殆下同シキヲ以テ是亦行政處分ヲ以テ其執行ヲ免除スルコトヲ得ル

レドモ公訴ノ提起ナキ場合ニ犯罪ヲ遺忘スルト已ニ確定判決アリタル場合ニ犯罪ヲ遺忘スルトハ自ラ其期間ニ長短ノ差ナキ能ハズ第一ノ場合ニ於テハ犯罪ノ事實不確定ナルヲ以テ世人ノ遺忘速ニナルベキモ第二ノ場合ニ於テハ判決ニ依テ其事實ヲ社會ニ發表セラレタルガ故ニ世人永ク之ヲ記憶スルモノト推定スルヲ當然ナリトス乃チ法律ハ第三十二條ノ如ク規定シタルナリ  
沒收ハ附加刑ナレバ性質上主刑ト共ニ消長シ主刑時効ヲ得タルトキハ同ジク時効ヲ得ルモノトナリ又主刑時効ニ罹ラザル限リハ別ニ時効ヲ與フベキモノニ非ザルガ如シ然ルニ沒收ハ一年ヲ經テ時効ヲ得ルモノト規定シタリ是レ此刑タル或ル物件ヲ犯人ニ所有セシムルヲ危險又ハ不當ナリトシ之ヲ剝奪スルヲ目的トスルモノナレバ敢テ主刑ト共ニ消長ラ共ニセシムベキノ理由ナク之ヲ危險ナリト思料スル上ハ沒收スベキモノトスルニ在ルナリ

モノトセリ

### 第三十一條

時効ハ舊法ニ期滿免除ト云フ即チ時効ハ犯人逃走シ又ハ他ノ事故アリテ刑ノ執行ヲ遮断シテ法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニ因リ全ク其ノ刑ノ執行ヲ免セラルルヲ謂フ此ノ時効ヲ設ケタル理由ハ犯罪後多クノ年月ヲ經タル爲メ世人已ニ其犯罪アリタルコトヲ遺忘シ又之ニ刑罰ヲ加フルノ必要ナキト證據已ニ湮滅シテ復タ之ヲ收拾スルニ由ナク訴訟管理ノ手續ヲ盡スモ結局其效ヲ見ズ徒ニ被告人ヲ煩ハスニ過ギザルトノ二理由ニ基ク

### 第三十二條

期効ノ期間ヲ計算スル

沒收ニ付テモ檢察ガ既ニ其徵收ニ着手シタルト否トヲ問ハズ其裁判確定ノ日ヲ以テ時効ノ起算點ト爲スベシ或ハ日ク罰金科料ニ付テハ完納ノ期限アリ故ニ其期限ノ滿了ノ日ヲ以テ起算點ト爲スベシト然レドモ此期限ハ換刑處分ヲ爲スニ付テノ期限ニシテ其期限内ト雖モ檢察ニ於テ徵收ヲ爲スコトヲ得ベキヲ以テ其徵收ヲ得ベキ日ヨリ超算セザルベカラズ  
死刑ニ付テハ其裁判確定スルモ法律ハ直チニ之ヲ執行スルコトヲ許サズ必ズ司法大臣ノ命令ヲ待ツベキモノト爲シタリ然レバ其裁判確定ノ後司法大臣ノ命令前ニ犯人逃走スルモ其執行ヲ遮断レタリト謂フベカラザルガ如シ然レドモ其執行ヲ受クベキハ裁判確定ニ因テ已ニ定マリテ之ヲ動かスベカラズ唯慎重ヲ以テ直チニ其執行ヲ爲ザルノミニシテ司法大臣ノ命令ヲ請フハ執行ニ關スル一ノ手續ニシテ裁判確定スルヤ直チニ之ヲ行フベキモノトス然ラバ則チ裁判確定ノ日ハ即チ執行ニ着手スルノ日ニシテ犯人ノ逃走ハ其前後ニ在ルヲ問ハズ此日

ニハ刑ノ執行猶豫又ハ其ノ執行ヲ停止シタル期間ハ之ヲ算入セズ即チ経過スルコトナシ故ニ例ヘバ二十年ニシテ時効ニ罹ルモノニシテ已ニ二十年ヲ経過シタルモ其中執行猶豫又ハ刑ノ執行ヲ停止シタル期間五年ナルトキハ其ノ五年ハ経過セザル者ニシテ十五年ノ経過ト爲スベカラザルガ如シ

第三十三條

時効ハ判決確定後犯人逃走シテ不法ニ刑ノ執行ヲ免レタル者ニ付テノ規定ナリ故ニ法令ニ依リ刑ノ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタルトキノ如ク正當ニ其執行ヲ免レタル日數ハ之ヲ時効期間ニ計算スルコトヲ得ザルモノトス

ヨリ執行ヲ逃レタルモノト爲ス可シ而シテ以上ニ述ブル所ハ對席裁判ヲ以テ刑ノ言渡ヲ爲シタル場合ナリ欲席裁判ニ付テハ故障又ハ控訴ヲ爲スコトヲ得ベシ而シテ或ル刑式上ノ條件ヲ以テスルニ非ザレバ確定セザルモノトス然ルトキハ其條件ノ具備スルニ非ザレバ此裁判ヲ以テ宣告シタル刑ハ執行力ヲ生ゼズ隨テ時効ヲ完成スルコトナシ

時効中斷  
時効ノ趣旨ハ世人ガ其ノ判決アリタルコトヲ遺忘シ復タ其ノ刑罰ヲ執行スルノ必要ナキニ基因スルモノナレバ世人未ダ遺忘セズ隨テ執行ノ必要アル場合ニ於テハ此利益ヲ犯人ニ與フルノ理由ナシ乃チ法律ハ「時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷スト規定シ未ダ時効ヲ得ザル前ニ逮捕セラル、トキハ已ニ経過シタル日數ハ全ク空無ニ歸シ而シテ再ビ逃走シ執行ヲ逃レタル日ヨリ更ニ時効ノ経過ヲ始ムルモノナリトス是レ逮捕ノ處分ニ依リ世人ノ將ニ遺忘セントシタ

第三十四條

時効ハ中斷セラル、コトアリ即チ十年ヲ経過シタルトキ之ヲ中斷スレバ復タ初ニ歸リテ十年ノ経過ハ初ヨリナキモノトナルナリ而シテ刑ノ時効ノ中斷ハ逃走シタル犯人ガ刑ノ執行ヲ逃レシモ再ビ逮捕シタルニヨリ之ヲ中斷スルモノトス而シテ逮捕ハ生命刑自由刑ノ犯人ニ對シ之ヲ行フコトヲ得ベキモ金刑ノ犯人ニ對シテハ決シテ之ヲ行フベカラズ本刑ニ付テ逮捕ヲ爲スコト能ハザルニ其時効ヲ中斷スル爲メ逮捕ヲ爲スコトヲ許スノ理ナケレバナリ然レドモ法律ハ罰金、科料及ビ沒收ノ時効ハ執行ヲ爲シタルニヨリ中斷ストアリ故ニ

ルヲ防止シ更ニ其記憶ヲ喚起スルニ由ルモノナリ

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

第三十二條 時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス

- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年
- 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、三年未滿ハ五年
- 四 罰金ハ三年
- 五 拘留、科料及ビ沒收ハ一年

第三十三條 時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又

檢事ニ於テ其ノ徵收ノ處分ヲ行ヒタルハ即時效ハ中斷セラレタルモノトナルナリ

第三十五條

法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲トハ官吏方其職務上爲シタル行爲ヲ云フ法令ニ因リ爲シタル行爲トハ例ヘハ衛生上或ル處分ヲ爲スカ如キヤ云フ一ハ暴舉ニ出ヅルコトアルモ一般人民保護ノ爲メナルト一ハ官吏ハ其ノ職務上爲シタル行爲ニシテ偶々誤認シテ爲シタル行爲ニシテ其ノ害ヲ被リタル者ハ迷惑ナレドモ固ヨリ惡意アリテ爲シタルコトニアラザレバ犯罪ハ成立セザルモノトス

第三十六條

正當防衛タルニハ危害ノ急ニシテ避ケルニ道ナク危害ヲ受ケル場合ヲ云フ此ノ場合ハ人ノ自由ヲ缺ク場合ナレバ如何トモスル能ハザルヲ以テ自己ハ勿論他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得ザルニ出テタル行爲ハ之ヲ罪トセズ即チ其罪ハ成立セザル者トス而シテ急迫ノ場合ニシテ避ケルコト能ハザル場合ニ非ザレバ本條規定ノ場合ニ非ザルナリ是レ事ノ急迫ナラザルトキハ之ヲ避ケルコトヲ得テ自由ヲ缺クニアラザレバ人ノ自由ヲ缺クヤ必ズ他方ニ之ヲ強制スルモノアルニ由ラズンバアラズ而シテ其強制ニハ有形的ノモノアリ無形的ノモノアリ有形的強

ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

第三十四條 時效ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕

シタルニ因リ之ヲ中斷ス

罰金、科料及ヒ沒收ノ時效ハ執行行爲ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

【註】犯罪ノ主體タルベキ者即チ人ニシテ罪トナルベキ事ヲ行フモ知識又ハ自由ヲ有スルニ非ザレバ之ヲ有罪トシテ處罰スルコトヲ得ズ其知識又ハ自由ヲ有スルヤ否ヤハ一ニ裁判官ノ判定ニ任スベキカ將々法律上豫メ推定ヲ下スヲ相當ナリトスルカ又知識自由ノ二要素ヲ具備スル者ハ常ニ有罪トシテ處罰スベキカ將々特別ノ狀態ニ在ル者ハ罪責ナシトスルヲ相當ナリトスルカ是レ本章ノ規定アル所以ナリ

法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲知識アリ自由アリ且ツ其事ノ通常ノ場合ニ於テハ犯罪タルベキモノナルコトヲ知り故ラニ之ヲ行フト雖モ必ズシモ罪責ヲ負ハシムベキニ非ズ是レ犯罪ハ權利ノ侵害ニ因テ成立スルモノナレバ權利侵害ノ事實ナケレバ犯罪アリト爲スベカラズ如何ナル場合ニ於テハ權利侵害ノ事實ナシト爲スベキカ本人其事ヲ行フノ職務若クハ權利アリテ行フタル場合即チ之ナリ之ヲ別テ法令ノ命ズル所ト職務ヲ以テ行フ場合トノ二トナスナリ  
法令ニ依リ爲シタル行爲トハ本圖長官ノ命令ニ因リ職務ヲ以テ爲シタル行爲ハ勿論本圖長官ノ命令ナキモ直接ニ法律命令ノ命ズル所ニ從ヒ正當ニ職務ヲ執行スルモノト信ジテ爲シタル總テノ行爲ヲ含蓄ス例ヘバ現行犯ニ非ザルモノヲ現行犯ト誤信シ合狀ナクシテ被告人ヲ逮捕シタルノ類ノ如キ是レナリ又正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲トハ例ヘバ按摩ガ人ノ肩腰



制ハ人ノ身上ニ及ビ無形的強制ハ人ノ心意上ニ及ブ此強制ハ他人ノ所爲ヨリ來リ又ハ自然力ヨリ來ルモノトス急迫不正ノ行爲ニ對スル正當防衛ナリトテ其ノ防衛ノ手段方法カ侵害行爲ニ對スル程度ヲ超エタルトキ例ヘバ殺傷スベキ程ノ侵害ニ非ザルニ殺傷スベキ場合ノ防衛ヲ爲シテ其ノ加害者ヲ致死セシメタル如キ行爲ハ全ク不成立トセズ幾分ノ罪責ヲ負ハシムルモノトス然レドモ其情狀ニヨリ其刑ヲ減免スルコトヲ得ルモノトセリ

第三十七條

本條ニ掲グル數個ノ場合ハ前條ニ例シタル場合ニ該當ス即チ有形的ニ侵害ヲ受クルモノニ

ヲ打チ醫師ガ人ノ手足ヲ切斷スルノ類ノ如シ急迫不正ノ侵害

強制ノ偶然ニ出ヅル場合即チ思ヒ掛ナキ侵害セラル、コトナリ故ニ侵害セラル、コトヲ荷クモ豫メ之ヲ知り得タルトキハ急迫ト云フコトヲ得ズ而シテ權利ヲ侵害セラル、トハ暴行又ハ脅迫セラル、ヲ云フ且ツ其暴行脅迫ニシテ其害ナクシテ止ムトキハ罪ヲ成立セザルナリ

強制ニ其害ナシトハ之ヲ避クルニ手段アリタルヲ云フ避クルニ手段アリタルトキハ自カラ之ヲ承諾シテ其害ヲ受ケタルト同ジケレバナリ故ニ強制ヲ避クルニ手段ナキ場合ニ限ルナリ故ニ甲者乙者ニ向ヒ丙者ヲ殺サレバ汝ヲ殺サント脅迫スルモ甲乙二者ノ間數歩ヲ隔テ而モ甲者行歩ニ遅キ者ナル場合ノ如キハ乙者ハ直チニ疾走遁逃以テ其強制ヲ避クルコトヲ得ベシ然ルニ乙者ハ此ニ出デズシテ遂ニ甲者ノ言ニ從フトキハ乙者ハ罪責ナシト云フベカラズ

シテ不可抗力ノ爲メ直接ニ身體ヲ強制セラレシ爲不爲ノ自由ヲ失シタルモノナレバ無罪責タルハ論ヲ俟タズ而シテ前ニ述べタル如ク害ヲ避ケントノ行爲ガ害ノ程度ヲ超エタルトキハ唯々其刑ヲ減輕セラレルニ止マリ全ク無罪責ト爲サズ

且又右ノ無罪責ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セズ即チ彼ノ人命保護ノ責任アル警察官吏又ハ船長等ガ自己ノ危難ヲ免カル爲メ其保護ノ下ニ立テル者ノ生命ヲ犠牲ニ供スルモノヲ無罪責ト爲サルハ勿論ナリ

第三十八條

凡ソ人ノ或ル所爲ヲ行フヤ知覺精神ヲ喪失シタル場合ヲ除クノ外必

又危害ノ目前ニ迫ルコトヲ要ス故ニ汝人ヲ殺サレバ明日汝ヲ殺サント言フガ如キハ危害ノ切迫シタルモノニアラズ明日ニ至ルマデハ官又ハ他人ノ保護ヲ得ルモノナレバ決シテ自由ヲ失フニ至ラズ

右ノ場合ニ於テハ其ノ侵害即チ暴行脅迫者ヲ殺傷スルモ已ムヲ得ザル正當防衛ナレバ自己ノ爲ト他人ノ爲ナルト問ハズ無罪責ト爲スナリ但シ其不正ノ侵害ガ自カラ招キタル場合ハ此限ニ在ラザルナリ

必要ナル程度ヲ超エザルコト

害ノ大小輕重ハ固ヨリ比較的ノ論ニシテ豫メ一定スルコトヲ得ベキモノニ非ズ故ニ人ヲ殺サレバ汝ヲ毆打セント迫ルガ如キハ毆打ノ害ハ殺人ノ害ヨリ輕少ナルナリ又毆打スルモ手腕ヲ以テ爲ストキハ其害小ナルコトヲ知り得ベキニ之ヲ防衛スル爲メニ刀ヲ以テ殺傷スルガ如キハ必要ナル程度ヲ超エタルモノナリ此場合ニハ無罪責トセズ情狀ニヨリ其刑ヲ減輕ス

ス其所爲ヲ行フノ意思アリテ之ヲ行フモノナリ然ラバ則チ其所爲ヨリ生シタル結果ニ付テ罪トナルベキ事ヲ豫知セズシテ其結果ハ意思以外ニ於テ偶然ニ生シタルニ過キス決シテ其意思ト連絡スルコトナシ即チ此場合ニ於テハ犯罪ノ意思アリト謂フベカラズ

通常ノ意思トハ單ニ或ル事ヲ行ハントスルノ意思ニシテ此意思アレバ以テ或ル犯罪ヲ構成スルニ足ルモノヲ謂フナリ

罪本重カルベクシテ犯ストキ知ラザル場合トハ事實錯誤ニ出タル犯罪ニシテ即チ事實ノ錯誤ハ犯人ノ責任上其輕キヲ以テ論ゼザルベカラズ例ヘバ處女ナリト信シテ有夫ノ婦ト通シ

ルニ止マルノミ

自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ

第一ノ場合ハ危難ノ有形的ニシテ其自然ニ來ル危難ト天爲ナルト人爲ナルトヲ問ハザルナリ

第二ハ強制即チ危難ガ生命身體ニ對スル場合ノミナラズ自由若クハ財産ニ對スル場合ニ付テモ己ムヲ得ザル行爲ニ付テハ其情狀ニ因リ其刑ヲ減輕シ若クハ之ヲ罰セズトスルナリ

職務上特別ノ義務アルモノ

職務上特別ノ義務アルモノハ本章ノ規定ヲ適用スベキモノニアラズトス例ヘバ彼ノ人命保護ノ責任アル警察官吏又ハ船長等ガ自己ノ危難ヲ避クルガ爲メ其保護ヲ受クル者ヲ殺害シタルガ如キハ罪責ナシトスルヲ得ズ

罪ヲ犯スノ意ナキノ行爲

罪ヲ犯ス意ナキノ行爲トハ其結果ニシテ罪トナランニハ本人

タルガ如シ又隣家ノ父ナリト信シテ自己ノ父ヲ殺シタル場合ノ如シ此場合ニ於テ犯人ノ意思ハ唯ダ人ヲ殺害セント欲スルニ在リテ特ニ自己ノ父ヲ殺サント欲シタルニアラザルナリ此犯人ハ有夫姦又ハ殺人罪ノ責ハ免ルルコトヲ得ズト雖モ加重ノ情狀ヲ構成シタルハ犯人ノ錯誤ニ出タル所ナレバナリ

法律ヲ知ラザルヲ以テ云々日本ニ在住シ日本ノ法律ヲ知ラズト云フコトヲ得ザルモノトス然レドモ多數ノ人民ニシテ法律ヲ知ラザル者アラザル然ルニ法律ヲ知ラザル者ニ對シ其不知ヨリ生ズルコトヲ責ムルハ酷ナルニ似タレドモ頒布シタル以上ハ之ヲ知ラズト云フヲ得

其罪ヲ犯スノ意思アリテ之ヲ行フタルニ在リ即チ本人其結果ヲ生ゼシメンコトヲ希望シ若クハ其結果ノ生ズベキコトヲ豫知シタルトキハ固ヨリ犯罪ノ意思アルコト明カナリ之ニ反スルトキハ其結果ハ其意思以外ニ於テ偶然ニ生ジタルニ過ギズ即チ此場合ニ於テハ犯罪ノ意思アリト謂フベカラズ例ヘバ獵夫アリテ深山無人ノ地ニ於テ鳥獸ヲ撃タント欲シテ發射シタルニ彈丸其ノ目的物ニ中ラズシテ偶々其地ヲ通行シタル人ニ中リ因テ死傷ニ致シタリ獵夫ハ固ヨリ此結果ヲ生ゼシムルコトヲ豫知セズ故ニ意思アリテ人ヲ死ニ致シタル罪アリト爲スコトヲ得ズ唯ダ此ノ場合ニハ過失ノ制裁ヲ受クルニ止マルノミ

犯罪ノ意思ニハ幾等ノ階級アリ即チ通常ノ意思特別ノ意思最特別ノ意思及ビ熟考上ノ意思トス

通常ノ意思トハ單ニ或ル事ヲ行ハントスルノ意思ニシテ此意思アレバ以テ或ル犯罪ヲ構成スルニ足ルモノヲ謂フ即チ社會

ズトシテ若シ知ラザル者其責ナシトセンカ之ヲ知ル者モ知ラザリシトテ其實ヲ免カル、ニ至ルヲ以テ知ルト知ラザルトニ論ナク人民ニ對シテ遵守ヲ責メザルベカラズ然レドモ眞ニ法律ヲ知ラザル爲メ不幸ニシテ罪ニ觸レ其事實ニ於テハ其情憫ムベキ者ナキニアラズ故ニ但書ヲ以テ裁判所ヲシテ其情狀ニ因リ刑ヲ減輕スルコトヲ得セシメタルモノトス

第三十九條

精神錯亂セシ者ノ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セズ是レ無意犯ト同一ノ理由ナリ所謂ル癡癪者ニ於テハ知覺精神ノ喪失シタルモノニシテ是非ノ辨別ナキモノナリ故ニ其發作ノ際ニ於ケル

若クハ他人ヲ害シ自己若クハ他人ヲ利センガ爲メニスルト否トヲ問ハザルノミナラズ社會若クハ他人ノ利ヲ圖ルノ趣旨ニ出テ道德上嘉尙スベキモノアル場合ト雖モ苟モ其事ヲ行フノ意思アリテ之ヲ行ヒタルトキハ罪責ヲ免ル、コト能ハザルナリ

多クノ犯罪ハ通常ノ意思アルノミニテ成立ス彼ノ靜謐ヲ害スル罪健康ヲ害スル罪風俗ヲ害スル罪ノ如キハ罪人ニ特別ノ意思アルコトヲ要セズ例ヘバ多衆ヲ囂集シテ暴動ヲナスニ其意思官吏ニ抗拒スルニ在ルト又ハ其廢黜ヲ要請スルニ在ルト又ハ紛雜ニ乘ジ私欲ヲ逞フセントスルニ在ルトヲ問ハズ苟クモ暴動ヲ爲スノ意思アリテ之ヲ爲ス者ハ多衆囂聚ノ罪アリト爲スガ如シ又身體財産ニ對スル罪ノ中殺人毆打創傷等二三ノ犯罪ヲ除クノ外ハ單ニ其事ヲ行フノ意思アルヲ以テ足レリトスルガ如シ

右ニ反シ法律上犯人ニ特別ノ意思アルコトヲ要スル犯罪アリ

所爲ニ付テハ責任ヲ負ハシムベカラザルハ勿論ナリ然レドモ其ノ情狀ニ依リテハ之ヲ監置ノ方法ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス

精神弱弱者トハ精神病其他ノ疾病ニ因リ或ハ身體ノ衰弱ニ因リ是非ノ辨別ヲ缺クニ至ル者ヲ云フ此等ハ癡癪者ト異ニシテ全ク無罪責ト爲サズ唯其ノ刑ヲ減輕スルノミナリ是レ是非ノ辨別心薄弱ニシテ全ク知覺精神ヲ喪失シタル者ニアラザレバナリ

第四十條

瘖啞者ハ口言フコト能ハズ耳聞クコト能ハズシテ一般ニ無教育無智識ナリトシテ此等ノ行爲ハ之ヲ罰セズ又ハ之ヲ罰スルモ其刑ヲ減輕スルモノトス茲ニ一言

貨幣印章又ハ文書ヲ偽造スル罪ノ如キハ單ニ眞物ニ模擬シタルモノヲ造ルノ意思アルノミニテハ其罪成立セズ眞物ノ如ク之ヲ使用セントスルノ意思アルコトヲ必要トス即チ詐僞ノ意思アルニ非ザレバ偽造ノ罪ナキモノトス

法律ヲ知ラザルヲ以テ罪ヲ犯スノ意ナシト爲スコトヲ得ズ犯罪者本人ニ於テ或ル行爲不行爲ヲ命令禁止シタル法律アルコトヲ知ラズ又ハ之ヲ知ルモ其意ヲ誤解シタルトキハ即チ犯罪ノ責ナシト云フベカラズ是レ法律ハ各地ニ等シク施行シアレバ各人ニ對シテ之ヲ遵守ヲ責メザルベカラズ但シ其知ラザルニモ情狀ノ酌量スベキアラバ其刑ヲ減輕スルコトヲ得ルモノトス

精神障礙ニ因ル行爲

精神障礙ニ因ル行爲トハ癡癪人等ノ如ク精神ノ異常ナル者ヲ云フ精神ヲ喪失即チ疾病ノ爲メ身體精神ノ衰弱ニ因リ永遠ニ又ハ一時是非ノ辨別ヲ爲スコト能ハザル者ヲ云フ而シテ癡癪

スベキハ瘖啞者ノ行爲  
ヲ無罪ト爲スハ大ニ  
異論アリテ本條ノ趣意  
ハ何レノ理由ニ依リタ  
ルカ知ルベカラズ然ル  
ニ無罪ト爲サル場  
合ヲ規定セルニ依レバ  
無教育無知識ヲ理由ト  
爲シタルニアラザルモ  
ノト知ルベシ

第四十一條

幼者ノ行爲ヲ無罪ト  
爲スニハ其年齡ニ付テ  
規定ヲ異ニス舊法ニハ  
十二歳未満ヲ最底年ト  
爲シタレドモ改正ニハ  
十四歳トセリ而シテ其  
ノ理由トスル所ハ幼者  
ハ精神ノ發育未ダ十分  
ナラズシテ是非ノ辨別  
心ヲ缺グト云フニアル  
ナリ然レドモ滿八歳以  
上ノ者ノ行爲ニシテ重  
罪ニ該ルトキハ無罪責  
トセズ其情狀ニヨリ十

ニハ一時ノモノアリテ其精神常態ニ復シタル時ニ於テ罪ヲ犯  
シタルトキハ固ヨリ罪責ヲ免レズ爾後發病ノ故ヲ以テ前ノ犯  
罪ヲ消滅スルコトナシ故ニ其所爲ヲ行フノ當時ノ如何ニ因テ  
之ヲ區別セザルベカラズ

十四歳ニ滿タザル者ノ行爲

十四歳ニ滿タザル者ノ行爲ハ知識ノ發達上ヨリ之ヲ罰セズ  
瘖啞者ノ行爲

瘖啞者ハ絕對的ニ罰セザル者トセズ其理由タル此等ノ者ハ開  
カズ言フ能ハザレバ無教育ニシテ知識ナキヲ以テナリトス然  
レドモ先天的即チ生來ノ瘖啞者ハ無教育ノモノアリタランカ  
十分教育ヲ受ケタル後チ疾病等ノ爲メ聾トナリ啞トナリタル  
者ニハ此理由ヲ適用スルコトヲ得ズ若シ然ラザルモ方今ノ如  
キ學校ヲ設ケテ此等ノ者ヲ教育スルニ於テオヤ故ニ絕對的ニ  
之ヲ無罪ト爲サズ其情狀ニ因リ刑ヲ減輕シ若クハ之ヲ罰セズ  
トス但之ヲ罰セザルトキハ十年以下ノ期間懲治ノ處分ヲ命ズ

年以下ノ期間懲治ノ處

分ヲ命ズルコトヲ得ル  
モノトス是レ八歳以上  
トナレバ重罪ノ行爲ヲ  
全ク辨別心ナクシテ犯  
シタリトハ云フベカラ  
ザレバナリ

第四十二條

自首シタル者ハ其刑ヲ  
減輕スルコトヲ得ル  
理由ハ犯人自首スレバ  
爲メニ犯罪捜査ノ勞ヲ  
省キ且ツ右罪法網ニ漏  
レ無辜冤枉ニ泣クノ患  
ヲ免ルベシ是レ其ノ自  
首ヲ勸誘スル爲メ此減  
輕ノ恩典ヲ設ケタルモ  
ノナリ而シテ自首ノ效  
カアルニハ左ノ條件ヲ  
具備セザルベカラズ

- 一 事未ダ發覺セザ  
ル前ニ於テスル  
二 官ニ自首スル  
自首スルモ右二項ノ條  
件ヲ缺グトキハ其ノ效

ルコトヲ得ルナリ

自首減輕

自首ノ有效ナルニ付テハ左ノ條件ヲ具備セザルベカラズ  
一 事未ダ發覺セザル前ニ於テスルコト

犯罪ノ事件未ダ發覺セザル前ニ於ケル自首ヲ有效トシ犯罪  
事件已ニ發覺スル上ハ縦ヒ官ニ於テ未ダ其犯人ノ誰タルヲ  
知ラザルモ自首ノ效ナシトスルトキハ自首減輕ヲ與フルノ  
趣意貫徹セズ是レ犯罪事件已ニ發覺スルモ犯人ノ知レザル  
トキハ官ニ於テ捜査ノ勞ヲ執ラザル可カラザルハ勿論途ニ  
之ヲ知ルコト能ハザル場合ニ於テハ訴追處罰ヲ爲スコトヲ  
得ズシテ公訴權、刑罰權共ニ空無ニ歸シ了ルナリ然ルニ犯  
罪事件發覺後ト雖モ自カラ其犯人ナリトシテ首出シ爲メニ  
捜査ノ勞ヲ省キ又有罪ヲ罰スルコトヲ得ルハ犯罪事件發覺  
前ニ於テ自首シタル者ト毫モ異ナル所ナシ故ニ從來ノ判決  
例ニ於テハ事未ダ發覺セザル前ト云ヘル中ニハ犯罪事件ノ

ナキモノトス舊法ニハ謀殺故殺ノ犯罪ハ自首スルモ其效ナシトシタレドモ改正ニハ此ノ規定ヲ見ズ果シテ其當ヲ得タル者ナリヤ否ヤ告訴ヲ待テ論ズベキ罪トハ褻瀆姦淫ノ罪脅迫罪毆打創傷罪等ヲ云フ此等ハ皆被害者ニ於テ宥恕スルトキハ法律上進テ公訴ヲ起スベキモノニアラズ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ズベキ者ニシテ告訴權ヲ有ズル者ニ首服シタルトキハ其罪ヲ減輕ス

第四十三條

發覺セザル場合ト犯人ノ誰タルコトノ知レザル場合トヲ包含スルモノトセリ  
 二 官ニ自首スルコト  
 自首ハ官ニ告發スルヲ要ス官トハ司法警察官又ハ檢事ヲ云フ然レドモ被害者ノ告訴ヲ待テ訴追スベキ罪ニ付テハ其被害者ニ首服モ亦自首ノ效アリトス而シテ被害者ニ自首シテ效アルハ其犯罪事件ノ財産ニ對スル害ナルベキハ勿論ナリ

第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス

防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑

之ヲ遂ケザリシ場合ニ於テハ其未遂ノ原因意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因ルト否トテ問ハズ總テ之ヲ未遂罪ナリトス  
 一ノ趣旨ヲ探リタルナリ

着手トハ必ズシモ犯罪ヲ構成スル有形的要素ノ一ヲ行フヲ要セス其要素ノ一タル所爲ニ着手シタルヲ以テ足レリトス例ヘバ物盜ヲ爲ス意思ヲ以テ人ノ家宅ニ侵入シ財物ヲ搜索スルガ如キハ未ダ手ヲ其財物ニ觸レザルモ物盜ニ着手シタルモノニシテ即チ物盜ノ未遂ナリ本條ハ未遂罪ノ處分ニ至リテモ必ズ減輕スベキモノト爲サズシテ一ニ情狀ニ因ルコト、爲セリ其理由ハ未遂罪ノ結果タル危害ニ比スレバ輕キモノナキニアラズ

ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ其行爲ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

第二十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

ト雖モ往々其情狀ノ情ムベキモアルヲ以テ其刑ヲ減輕スルト否トハ一ニ裁判所ノ認定ニ任スルモノトシタリ

第四十五條

舊法ニ改罪俱發ト云ヒシヲ併合罪ト改稱ス併合罪トハ一罪ヲ犯シ未ダ判決ヲ經ズシテ又他ノ罪ヲ犯シタルヲ云フ其俱發ト稱スルヲ以テ其ノ改罪ノ同時ニ發覺スルヲ要スルガ如クナルモノ一罪已ニ判決ヲ經テ餘罪後ニ發覺スルモ亦改罪俱發トシテ處分スルガ故ニ發覺ノ日時ハ敢テ問フ所ニ非ズト知ルベシ即チ併合罪ノ再犯ト異ナルハ確定裁判前ニ於テ改罪ヲ犯スノ一點ニ在リトス而シテ其中ノ一罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ

罪本重ナル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第三十九條

心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條

瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條

十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第四十二條

罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自

第四十六條

併合罪ニ付テハ左ノ種別アリ

第一 併科主義

第二 吸收主義

第三 折衷主義

其裁判アリタル罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪ト併合罪トスルモノトス  
併合罪ニ付テハ左ノ種別アリ  
第一 併科主義  
第二 吸收主義  
第三 折衷主義  
而シテ我カ法律ハ第二ノ吸收主義ヲ採用セリ此主義ハ重キ罪ハ輕キ罪ヲ吸收スルヲ以テ輕キ罪ニ對スル刑ヲ科セズ單ニ重キ罪ニ對スル刑ヲ科スベシト云フモ是レナリ即チ一罪ニ付死刑ニ處スベキトキハ他ノ刑ヲ科セズ又無期ノモノト有期ノモノトアルトキハ其無期ノモノニ刑ヲ科シテ他ノ有期ノ刑ヲ科セズトス

首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得  
告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同シ

第八章 未遂罪

【註】 未遂犯ハ法律或ハ之ヲ罰シ或ハ之ヲ罰セス而シテ未遂罪ハ必ズ其行爲ニ着手スルヲ要ス而シテ其着手ハ如何ナル事ヲ行ヒタルヲ以テ之ヲ着手ト認ムベキカハ各犯罪ニ付又實際ノ模様ニ因リ異同アルベク法律上一定シ得ベキモノニ非ズ故ニ事實ニ付テ之ヲ判定スルニ任スナリ而シテ犯罪ノ着手トハ必ズシモ犯罪ヲ構成スル有形的即チ事實ニ顯ハレタルコトヲ行フヲ要セズ其ノ要素ノ一タル所爲ニ直接ナル所爲ニ着手シタルヲ以テ足レリトス例ヘバ竊盜ヲ行フノ意ヲ以テ人ノ家宅ニ侵入シ財物ヲ搜索スルガ如キハ未ダ手ヲ其財物ニ觸レザルモ竊盜ニ着手シタルモノニシテ即チ竊盜ノ未遂犯ナリト爲サバ

第四十七條

本條ノ規定ハ制限併科主義ヲ採リタルモノナリ此主義ハ併合罪中二箇以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮アルトキハ加重主義ニ依リ數罪中最モ重キ罪ニ付キ餘罪ノ數ニ應ジ幾分ノ加重ヲ爲スモノニシテ例ヘバ二年ノ刑ニ該ルベキ刑ト一年ノ刑ニ該ルベキ罪トアルトキハ甲罪ノ二年ノ上ニ乙罪ノ一年ノ二分一ヲ加ヘテ長期トスルガ如シ然レドモ此ノ長期ノ加ヘ方ハ各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シテ五年トナルモノナレバ此ノ五年ノ長期ヨリ超セルコトヲ得ザルナリ

第四十八條

罰金ト他ノ刑トハ吸收

ルベカラズ

舊法ハ犯罪ノ實行ニ着手シタル後意外ノ障碍若クハ舛錯ニ因リテ之ヲ遂ゲザル者ヲ以テ未遂罪ト爲セリ然レドモ一旦犯罪ノ實行ニ着手シタル後チ犯人ノ遂ゲザリシ場合ニ於テハ其未遂ノ原因意外ノ障碍若クハ舛錯ニ因ルト否トヲ問ハズ總テ之ヲ未遂罪ト爲スベキモノトス改正法ハ此主義ヲ採リ犯罪ヲ遂グル目的ヲ以テ之ヲ達スル手段ヲ行ヒ之ヲ遂グルコト能ハザリシトキハ其原因如何ヲ問ハズ總テ未遂罪ト爲シタリ是ニ於テ舊刑法ノ着手未遂若クハ缺效未遂ノ區別ヲ認メザルノミナラズ其處分ニ至リテモ必ズ刑ヲ減輕ス可キモノト爲サズシテ一ニ情狀ニ因ルコト、爲セリ是レ未遂罪ノ結果タル危害ハ既遂罪ノ結果タル危害ニ比シテ多少輕キモノナキニ非ズト雖モ時トシテハ其犯情ノ恕スベカラザルモノアルヲ以テ其刑ヲ減輕スルト否トハ一ニ之ヲ裁判所ノ判斷ニ任ズルコトヲ便宜トシタリ然レドモ犯罪ノ實行ニ着手シタル後自己ノ意思ニ因

主義ニ依ラズ各刑共ニ之ヲ科スルモノトス然レドモ死刑ト罰金トハ之ヲ併科スルモノニアラズ是レ死刑ハ是ヨリ重キ刑ナクシテ死刑ニ科シタル上尙ホ他ノ刑ヲ科スルノ必要ナキモノトスルニ在ルナリ若シ罰金ノ刑ニ付キ上ナルトキハ其各罪ニ付キ定メタル罰金ヲ合算シタル額ヨリ超過セサル額ヲ以テ科スルナリ

第四十九條

併合罪中重キ罪ニ附加刑ヲ付シタル理由ハ罪ノ重キニ從テ處斷スル場合ハ附加刑ヲ科スルノ必要ナキニ依ルヲ以テナリ然レドモ附加刑アル罪アルトキハ其罪ノ附加刑ヲ科スルナリ沒收ノ處分ハ各本條ニ從ハザルベカラズ是レ

リ之ヲ止メタル者ハ社會ニ及ボス害惡少ナク且犯情モ亦憫察ス可キ所アルヲ以テ之ヲ罰スル場合ニモ一般ニ減輕スルモノトシ情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得セシメ以テ刑ノ適用ニ不權衡ナカラシメタリ

未遂罪トシテ罰スルニハ左ノ三個ノ條件アルヲ要ス

- 第一 罪ヲ犯サントシタルコト即チ罪ヲ犯サントノ意アルコト若シ其ノ犯罪ノ意思ナキ者ハ縱令ヒ犯罪タルベキ所爲ニ直接ナル所爲ヲ行フモ決シテ未遂犯トシテ罰スルコトヲ得ズ
- 第二 其事ヲ行フコト即チ犯罪タルベキ所爲ニ直接ナル所爲ニ着手シタルコト
- 第三 犯人意外ノ障碍若クハ舛錯ニ因リ其目的ヲ遂ゲザルコト

第四十三條

犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ

殺人ノ用ニ供シタル兇器ヲ没收スル上ハ窃盜ノ用ニ供シタル偽造貨幣ヲ没收スルノ要ナリ又彼ノ没收中ニ此没收ヲ吸収スト云フベキノ理ナケレバナリ

第五十條

併合罪中一罪ハ既ニ裁判ヲ經一罪ハ未ダ裁判ヲ經ザル場合ニ於テハ未ダ裁判ヲ經ザル罪ノ刑ヲ以テ處断スルモノトス

第五十一條

二個以上ノ裁判アリタル場合ニハ各裁判ニ對シ其刑ヲ併セテ執行スルモノトス即チ各刑何レモ執行スルナリ然レドモ刑ノ性質上例ヘバ死刑又ハ懲役ト云フガ如ク其刑ノ性質ノ異ナルモノハ併セテ執行ス

因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

第九章 併合罪

【註】併合罪ハ舊法ニ數罪俱發ト稱シタルモノナリ併合罪ト改メタルハ確定裁判ヲ經ザル數罪ハ必ズシモ俱ニ同時ニ發覺スルコトナク一罪已ニ確定裁判ヲ經タル後他ノ一罪ノ發覺スル場合ナキニアラス此等ノ場合ニ數罪俱發ノ名稱ハ穩當ナラザルモノナリト云フニ在リ

數罪俱發ト併合罪ト異ナル點ハ數罪俱發ハ一罪ヲ犯シ未ダ判決ヲ經ズシテ又他ノ罪ヲ犯シタルヲ云フ併合罪トハ罪アレバ刑アリ一罪ヲ犯ス者ハ其一罪ノ刑ニ處シ二罪ヲ犯ス者ハ亦其二罪ノ刑ヲ各別ニ科セザルベカラズ二罪アルガ爲メニ其中一

ルコトヲ得ザルモノナリ即チ一罪死刑ナルトキハ没收以外ノ刑ハ之ヲ執行セズ又有期徒刑ハ七テ執行スベキトキハ其刑期ノ合計ガ最モ重キ罪ノ刑期ニ其半ヲ加ヘタルモノニ超ニベカラズ

第五十二條

併合罪ニ付既ニ處断セラレタル者ガ其中ノ一罪ニ付大赦ヲ受ケザル他ノ罪ニ付更ニ獨立ニ一ノ刑ヲ科セザルベカラズ即チ大赦ヲ受ケザル罪ニ付刑ヲ定メテ科スルモノトス

第五十三條

拘留又ハ科料ハ他ノ刑ト之ヲ併科スルモノトス故ニ拘留又ハ科料ニ處スベキ罪其他ノ重罪ト同時ニ發覺シタル場

罪ノ刑ヲ免除シ若クハ之ヲ減輕スルノ謂ハレナシトシテ各罪ニ付其責任ヲ負ハシムルヲ云フ數罪俱發ト云フモ一罪ヲ犯シ未ダ判決ヲ經ズシテ又他ノ罪ヲ犯シタルヲ云フナリ  
舊法ハ數罪俱發ノ場合ニ於テ一ノ重キニ從ヒ處断スルノ規定ヲ設ケタレバ一罪ヲ犯シタル者モ數罪ヲ犯シタル者モ其受クベキ刑罰ハ常ニ同一ナルヲ以テ犯人ハ寧ロ一罪ヲ犯シテ罰セラレシテ進ンデ數罪ヲ犯サントスルノ嫌ナキ能ハズ刑法ノ目的ハ犯罪ヲ防禦スルニ在リ然ルニ却テ犯罪ヲ獎勵スル傾向アル規則ヲ設クルハ刑法ノ本旨ニ適合スルモノナリト謂フベケンヤトシテ改正法ハ之ヲ併合罪トナセリ  
併合罪トハ一罪ヲ犯シ未ダ判決ヲ經ズシテ又他ノ罪ヲ犯シタルヲ云フ而シテ其數罪ノ同時ニ發覺スルヲ要スルガ如クナルモ一罪已ニ判決ヲ經テ餘罪後ニ發覺スルモ亦併合罪トシテ處分スルガ故ニ發覺ノ日時ハ敢テ問フ所ニ非ズト知ルベシ是レ



合ニハ併セテ之ヲ科スルモノトス  
二個以上ノ拘留又ハ科料ハ併科スルコトヲ得ルハ勿論ナリトス

第五十四條

本條ハ數罪併發ノ場合ニニテ想像的數罪ト稱スルモノナリ想像的數罪トハ一ノ所爲ヲ分析スルトキハ其分子が各々一罪ヲ構成シ數罪アルガ如ク見ヘテ其實一罪ヲ構成スルニ過ギザルモノヲ云フ例ヘバ人ノ家宅ニ侵入シテ竊盜ヲ行フガ如キ之ヲ法律ニ照セバ家宅侵入罪ト竊盜罪トアルガ如クナルモ其家宅ニ侵入シタルハ竊盜ヲ行フニ付テノ必要ナル手段ニシテ此手段ニ依ラザレバ竊盜ヲ行フコト能ハズ又竊盜ヲ行フノ意思ナク

法律ニ「若シ或ル罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止ダ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トスト規定セル所以ナリ併合罪ニ二種アリ一ヲ想像的併合罪トシ一ヲ實體的併合罪トス想像的併合罪トハ一所爲ヲ分析スルトキハ其分子が各一罪ヲ構成シ恰モ數罪アルガ如ク見ユルモ其實一罪ヲ構成スルニ過ギザルモノヲ謂フ例ヘバ内亂ヲ起シテ官兵ヲ殺傷スルガ如キハ内亂ニ關スル罪ト殺傷ノ罪トヲ犯シタルガ如クナルモ官兵ノ殺傷ハ内亂ノ所爲中ニ包含セラルベキモノナレバ法律上別ニ之ヲ一罪ト爲サズ

又人ノ家宅ニ侵入シテ竊盜ヲ行フガ如キモ之ヲ法律ニ照セバ家宅侵入罪ト竊盜罪トアルガ如クナルモ其家宅ニ侵入シタルハ竊盜ヲ行フニ付テノ唯一ノ必要ナル手段ニシテ此手段ニ依ラザレバ竊盜ヲ行フコト能ハズ又竊盜ヲ行フノ意思ナケレバ家宅侵入ノ事ヲ生ゼザルヤ必然ナリ左レバ之ヲ殺スノ必要手段トシテ創傷ヲ負ハス者別ニ創傷ノ罪アリト論ズルコトヲ得

レハ家宅侵入ノ事ヲ生ゼザルモノナリ一箇ノ行爲ニシテ數ケノ罪名ニ觸レトハ例ヘバ強盜ヲ犯スニ放火ヲ爲シ殺人罪ヲ犯スニ至ルガ如キヲ云フ又犯罪ノ手段若クハ其ノ結果タル行爲カ他ノ罪名ニ觸ルトハ國事犯ヲ犯スニ他ノ普通犯罪ノ手段結果ヲ生シタルガ如キヲ云フナリ

第五十五條

連續シタル數個ノ行爲トハ所謂連續犯ニシテ二個以上ノ單行犯ヲ併セタルモノニシテ其結果ハ同一ノ罪名ニ觸ルハ行爲ヲ云フ此ノ場合ニハ只一罪トシテ之ヲ處斷スルモノトス是レ行爲が數個ニ別ツモ其結果ハ同一ナレバナリ即チ犯罪ガ成立シテヨ

ザルト同ジク此場合ニ於テモ二罪ト謂フコトヲ得ザルナリ實體的數罪トハ數多ノ所爲各獨立シテ一罪ヲ構成スルモノニシテ法律ニ所謂ル併合罪即チ是ナリ例ヘバ人ヲ殺シタル後其犯跡ヲ蔽ハング爲メ火ヲ放チ且ツ臨時ニ忿心ヲ生ジ被害者ノ懷ニセシ金圓ヲ取去ルガ如キ其各所爲同時間ニシテ終ルモ仍ホ殺人、放火、盜財ノ三罪アリト爲サルベカラズ況ンヤ其ノ犯時ヲ異ニセル場合ニ於テオヤ又同一性質ノ犯罪ニ付テモ甲家ニ入りテ盜ミ又乙家ニ入りテ盜ムガ如キハ二罪タルコト勿論ナリ其再度同一ノ家ニ入りテ盜ムモ繼續犯ニ非ザル上ハ是レ亦二罪ト爲サルベカラズ

第四十五條

確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止ダ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

リ同一ノ状態ヲ以テ多  
少ノ時間繼續スルヲ云  
フ  
繼續犯ト異ナル所ハ繼  
續犯トハ所爲ト意思ト  
ガ繼續スルニ非ザレバ  
其罪ヲ構成セザルモノ  
ハ繼續犯ナリ人ヲ監禁  
スル罪ノ如キ是ナリ  
連續犯トハ犯罪ノ實行  
ニ付テ長キ時間ヲ要ス  
ルヲ云フニアラズシテ  
犯罪ヲ遂ケタル後尙ホ  
其成立セシ時ノ状態ヲ  
以テ長キ時間繼續スル  
モノヲ云フ  
右ノ如ク繼續シタル行  
爲ガ數個アル場合ニ其  
行爲ガ同一ノ罪名ニ觸  
ルハトキハ之ヲ數罪ト  
シテ處断セズシテ一罪  
トシテ之ヲ處断スルモ  
ノトシタリ

第五十六條

本條ハ再犯ノ場合ヲ規

第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス  
可キトキハ他ノ刑ヲ科セス但沒收ハ此限ニ在  
ラス

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ  
トキ亦他ノ刑ヲ科セス但罰金、科料及ヒ沒收  
ハ此限ニ在ラス

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又  
ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪  
ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタル  
モノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑  
ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ス  
第四十八條 罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第

定シタルナリ再犯加重  
ノ法ニ二様アリ一般ノ  
再犯加重特別ノ再犯加  
重是ナリ一般ノ再犯加  
重トハ犯罪ノ性質前後  
相異ナルニ拘ハラズ法  
律ニ違犯スルコト再度  
ニ及ブモノハ總テ其刑  
ヲ加重スル法律ニシテ  
特別ノ再犯加重トハ特  
ニ定メタル同一性質ノ  
罪ヲ再度犯スニ非ザレ  
バ其刑ヲ加重セザルナ  
リ即チ本條第一項ニ當  
ルモノ是レナリ而シテ  
其ノ再犯ヲ以テ論ズル  
ニハ期間ヲ定メ十年内  
ト爲シタルヲ以テ十年  
ヲ經過シタルトキハ再  
犯ヲ以テ論ゼザルモノ  
トス其他ノ罪ヲ犯シテ  
再犯ノ刑ニ科セラルル  
トキモ亦同シ

第五十七條

再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ

四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス  
二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ  
合算額以下ニ於テ處断ス

第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ  
他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ  
得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ  
裁判ヲ經サル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サ  
ル罪ニ付キ處断ス

第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリ  
タルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ

法律ニ定メタル刑ノ二倍トスト規定シタルハ舊法ノ加重刑ノ如キハ加重ノ名アリテ殆ド其ノ實ナク故ニ加重ノ必要ヲ認メタル上ハ二倍トスルハ已ムヲ得ザル所ナリトス

第五十八條

舊法ニハ累犯加重ノ罪輕キニ失シテ再犯者ヲ防グニ十分ナラズ而モ尙ホ刑ノ加重ヲ免レント計ル者アリ之ヲ免レントスルニハ再犯ニアラザルコトヲ主張シ其犯罪ノ度數ヲ隱蔽スルニ在リ故ニ之ヲ發見スルニ苦ム改正法ハ大ニ再犯加重ノ分量ヲ重クシタルバ自ラ犯罪ノ數ヲ隱蔽スル者ノ増加ハ之レアルニ至ルコトアラントス故ニ改正法ハ一旦裁判ヲ受ケタル後

執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及ヒ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ス

第五十二條

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ刑ヲ定ム

第五十三條

拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

第五十四條

一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第五十五條

連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

第十章 累犯

【註】再犯加重ノ法ニ二様アリ一般ノ再犯加重、特別ノ再犯加重是レナリ一般ノ再犯加重トハ犯罪ノ性質前後相異ナルニ拘ハラズ法律ニ違犯スルコト再度ニ及ブ者ハ總テ其刑ヲ加重ス

ト雖モ再犯者タルコトヲ發覺スルニ至レバ更ニ其刑ヲ加重スルコトハシタルナリ

第五十九條

再犯ハ加重スト雖モ三犯四犯ニ至ルモ之ヲ加重スルコトナク猶ホ再犯ト同シクシタルナリ是レ改正法ハ既ニ再犯ノ場合ニ十分ノ加重ヲ爲スコトヲ得ベキ範圍ヲ設ケタルヲ以テニ犯以上ト雖モ特別ノ加重例ヲ設クル必要ナシトシタルモノナリ

第六十一條

數人共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ヲ共犯ト云フ而シテ正犯從犯ノ二アリ教唆者モ亦正犯ト爲ス共犯ト爲スニハ他人ガ罪ヲ犯スコトヲ知リテ之ニ加工スルコトヲ

要ス若シ他人正當ノ事ヲ行フモノナリト信シ之ニ助力ヲ爲スモ其ノ情ヲ知リタル者ニアラザレバ之ヲ共犯ト爲スコトヲ得ズ  
教唆トハ自己ニ於テ初メニ發念、決心、計畫ヲ爲シテ之ヲ他ノ者ニ傳ヘ他人ヲシテ實行ニ當ラシムルモノニシテ智力ノ働ハ己レ專ラ之ニ任シ體力ノ働ノミ之ヲ他人ニ負擔セシメ即チ罪實犯罪ノ原因ト爲シタルモノニシテ此ノ教唆者アリテ犯罪生ジタルモノナレバ正犯トシ實行者ト同一ノ刑ヲ科スルナリ  
教唆者チ又教唆シタル者モ亦其罪ヲ論ズルモノトスル理由ハ從來議論ノアリシ所ナリシガ今ヤ途ニ之ヲ有罪者ト爲スニ至レリ

ルノ法ニシテ特別ノ再犯加重トハ特別ニ定メタル同一性質ノ罪ヲ再度犯スニ非ザレバ其刑ヲ加重セザルノ法ナリ  
再犯人ハ元來刑罰ノ制裁ヲ受クルモ檢改セザル者ナルヲ以テ之ニ科スル所ノ刑罰ハ特別ナル者ニアラザレバ其目的ヲ達ス可カラズ然ルニ舊法ノ規定ニ據レバ再犯加重ハ僅カニ本刑ニ一等ヲ加フルニ過ギザルガ故ニ縱令ヒ再犯加重ノ刑ヲ科スルモ其刑罰ハ殆ド通常ノ刑罰ト異ナラズ近年再犯者著シク増加セシハ再犯ノ規定其宜シキヲ得ザルニ因由セズンバアラス凡ソ何人タリト雖モ其習慣ヲ改ムルハ常ニ困難トスル所ナリ犯人ノ犯罪ニ於ケルモ亦然リ再三ヲ犯シテ刑辟ニ觸レタル者ハ慣習其性ヲ爲シテ遂ニ自カラ改ムルコトヲ知ラザルヲ以テ之ニ對シテ特別ノ處分ヲ行フニ非ズンバ再犯ノ續發ヲ防禦スルノ效ヲ生ズルコトヲ得ザルベシ是レ改正法ニ於テ再犯者ニ對シテ特別ノ刑罰ヲ科スベシト爲シ懲役ノ刑ニ處スベキ罪ヲ再犯シタル者ハ本刑ヲ二倍シタル刑ヲ以テ之ヲ罰スルコト、爲

第六十二條

正犯ヲ幫助スルハ自由ノ意思ヲ以テ犯罪ヲ決心シ計畫シ進シテ其豫備ヲ爲ス者アルニ當リ之ニ幫助ヲ與ヘテ以テ誘導ヲ示シ其他豫備ノ所爲ヲ以テ犯罪ヲ容易ナラシムルノ方法ヲ授ケタル者即チ教唆者チ幫助シタルモノナリ

第六十三條

從犯トハ正犯者ノ指圖ニ從ヒ正犯ヲ助力スルチ云フ故ニ其ノ正犯者ノ行爲ニ付テ情狀ヲ知リテ爲シタル者ニアラザレバ從犯トシテ其罪ヲ論ズルコトヲ得ザルモノナリ從犯トシテ幫助スルノ意思アルモ有形的積極的ノ所爲ヲ以テ加功スルニ非ザレバ共犯ト爲ラズ他人ノ罪

シタリ

且ツ改正刑法ハ特別加重ノ主義ヲ採用シ再犯トシテ加重スルニハ前罪ノ刑已ニ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ十年内ニ犯シタルモノナルコトヲ要セリ然レドモ同一性質ノ罪ヲ犯スコト再度ニ及ブト雖モ必ずシモ其刑ヲ加重スルノ必要ナシ即チ盜財ノ如キ利慾心ニ出ヅルモノハ慣レ易クシテ懲シ難ク其犯人ノ多クハ之ヲ以テ其營業ノ如クナスモノナレバ再犯以上ニ及ブモノハ十分加重スルノ必要アルモ一時ノ感情ニ基ク犯罪ニ付テハ其ノ前後ノ罪質同一ナルモ以テ其刑ヲ加重スルノ理由ト爲スニ足ラズ而シテ利慾心ニ出ル再犯罪ニ付テモ初犯ト再犯トノ間多クノ年月ヲ隔ツルトキハ罪ニ慣ルモノト看做スベキニ非ザルヲ以テ之ヲ加重ノ外ニ置クヲ相當ナリトス

第五十六條

懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年内ニ更

ヲ犯セントスルヲ知テ  
之ヲ制止セズ又ハ官署  
ニ申告セザルカ如キ道  
徳上ノ罪アルベキモ之  
ヲ共犯トシテ罰スベカ  
ラズ

第六十四條

拘留又ハ科料ノミニ處  
スベキ罪ハ其罪質輕微  
ナルヲ以テ此等ハ其實  
行者ヲ罰スルヲ以テ足  
レルモノナレバ此罪ノ  
教唆者及ビ從犯ハ更ニ  
輕微ナル罪ニシテ之ヲ  
處罰スルノ必要ナシト  
シ其ノ特ニ必要アルモ  
ノニ限リテ各本條ノ規  
定ニ依ルモノトシタリ

第六十五條

犯人ノ身分ニ因リ構成  
スベキ罪トハ例ヘバ人  
ノ子ト共ニ其父ヲ毆打  
創傷スルモ我ト被害者  
トノ間父子ノ縁アルニ

非ザレバ我ハ普通ノ毆  
打罪ニ間ハルベキモ決  
シテ加重ヲ受クルノ罰  
ハレナシ只ダ共犯者ト  
シテ罰セラルノミニナ  
リ  
身分ニ因リ別ニ刑ヲ加  
重スベキ時ハ他ノ正犯  
從犯及ビ教唆者ニハ普  
通ノ刑ヲ科スルモノト  
ス即チ身分ニ基ク加重  
ハ其人一身ニ限リ他ノ  
共犯ニ及ボサルナリ

第六十六條

酌量減輕ヲ爲スハ裁判  
官ノ職權ニ在ルモノナ  
レバ法律ニ規定シタル  
者ヲ加重減輕スルコト  
ヲ得ザルヲ原則トスレ  
ドモ法律ニ於テ刑ヲ加  
重スル時ニモ裁判官ニ  
於テ仍ホ酌量減輕スベ  
キコトヲ得ルモノトス  
是レ酌量減輕ノ範圍ヲ  
廣クシタルモノナリ

ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキハ之ヲ再  
犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラ  
レタル者其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減  
刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若ク  
ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ  
更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキ亦同シ  
併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲  
役ニ處ス可キ罪アリタルトキハ其罪最重ノモ  
ノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ  
處セラレタルモノト看做ス

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲

役ノ長期ノ二倍以下トス

第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見  
シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑  
ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除ア  
リタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規  
定ヲ適用セス

第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例

ニ同シ

第十一章 共犯

【註】 共犯ト爲スニハ他人ガ罪ヲ犯スコトヲ知リテ之ヲ幫助ス  
ルヲ要ス共犯ヲ別テ正犯從犯ノ二ト爲シ而シテ其正犯ニ對シ

犯罪ノ情狀個體スベキ  
モノトハ例ヘバ父母ノ  
病ヲ醫セント欲スルモ  
藥餌ノ料ニ乏シキ貧困  
ナル者其ノ病者ノ爲メ  
ニ他人ノ財物ヲ竊取ス  
ルカ如キ又兄弟タル者放  
蕩無頼ニシテ屢々父母  
ヲ苦メルヲ見ルニ忍ビ  
ズ其ノ弟タル者兄ヲ殺  
傷シタルカ如キテ云フ  
モノナリ

第六十七條

刑ハ同一犯罪ニシテ最  
下級ノ刑ヲ以テ罰スベ  
シトセンニ其犯罪ニ付  
テモ亦必ズシモ情狀ノ  
變化ナシト云フベカラ  
ズ若シ最下級ノ範圍ヲ  
脫スルコト能ハザルト  
キハ最下級ノ刑ヲ以テ  
最下級以下ノ刑ニ相當  
スル者ヲ罰セザルベカ  
ラザルニ至ル然ルニ刑  
ノ範圍ヲ設ケ犯罪ノ情

テハ各自ニ其刑ヲ科シ從犯ニ對シテハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕  
スルモノトス又犯罪ニ於ケル加功ニハ犯罪前ニ之ヲ爲ス者ト  
犯時ニ之ヲ加功スル者トアリ是等ノ罪必ズシモ同一ナラズ隨  
テ其刑罰モ亦異ニセザルベカラザルナリ然レドモ法律ハ單ニ  
正犯從犯ノ二者ニ區別シ其正犯從犯中ニ就キ更ニ輕重ノ細區  
別ヲ爲サズ唯ダ輕罪ノ教唆者及ビ從犯ハ別段ノ規定アルニ非  
ザレバ之ヲ罰セズトシタルノミ  
共犯ト爲スニハ他人ガ罪ヲ犯スコトヲ知リテ之ニ加功スルコ  
トヲ要ス而シテ他人ガ罪ヲ犯スコトヲ知リ又其惡事ヲ幫助ス  
ルノ意思アルモ有形的積極的ノ所爲ヲ以テ加功スルニ非ザレ  
バ共犯ト爲ラズ即チ他人ガ罪ヲ犯サントスルヲ知テ之ヲ制止  
セズ又ハ官署ニ申告セザルガ如キ道德上ノ罪アルベキモ法律  
ハ之ヲ共犯ト爲サズ又其犯罪ヲ妨止スルニ足ルベキ地位ニ立  
ツモノ之ヲ防止セズシテ犯罪ヲ遂ゲシム假令ヒ本人ト通謀シ  
テ然ルニモセヨ是レ亦共犯ト爲スベカラズ

狀ヲ酌量スベキノ原則  
ヲ設ケタル以上ハ最下  
級以下ノ刑ニ相當スル  
犯罪ニ付テ之レガ情狀  
ヲ酌量スルコトヲ許サ  
ザルノ理ナシ是レ法律  
ハ重ク罰スベキ犯罪ニ  
付テハ酌量スベキコト  
ヲ得セシメ輕ク罰スベ  
キ犯罪ニ付テハ其利益  
ヲ與ヘズト謂フニ至ル  
ヲ以テナリ

第六十八條

改正法ハ刑名ヲ減少シ  
其範圍ヲ廣クシタル結  
果トシテ減輕ノ方法モ  
亦舊法トハ異ナリ而シ  
テ本條ガ減輕ノ場合ニ  
關シテノミ之レヲ規定  
シ法律上ノ加重ノ場合  
ニ關スル規定ヲ設ケザ  
ルハ其場合タル累犯若  
クハ併合罪ノ章ニ於テ  
既ニ定メタルニ以テナ  
リ

共犯トシテノ罪責ハ既遂來途ヲ問ハズ犯罪アリタル時ニ於テ  
生ズ故ニ共謀シテ犯罪ニ着手スルモ實行ノ任ニ當リタル者自  
ラ中止シテ犯罪ヲ生ゼザルキハ他ノ共犯ノ罪成立セズ  
之ニ反シテ犯罪實行ノ任ニ當ラザル者其非ヲ悔悟シタルモ實  
行ノ任ニ當リタル者中止セズシテ實行シタルトキ例ヘバ會テ  
犯罪ノ用ニ供スベキ器具ヲ給與シタル後其器具ヲ用ユベカラ  
ザルコトヲ實行者ニ通告スルモ實行者之ヲ肯ゼズ仍ホ其器具  
ヲ用ヒテ犯罪ヲ實行シタルトキハ給與者ノ悔悟ハ何ノ效力ヲ  
モ生セズ而カモ加功ハ已ニ遂成セラレ給與シタル器具ハ現ニ  
犯罪ノ用ヲ成シタルバナリ若シ前ノ加工ノ所爲ヲ打消スベキ  
反對ノ所爲ヲ以テ犯罪ヲ防止シタルトキハ即チ中止犯トシ其  
加功者ノ罪責ヲ免ゼザルベカラズ  
共犯中特別ノ身分アルガ爲メ罪責ヲ重クシ若クハ輕クスベキ  
トキハ其加重減輕ハ他ノ共犯ニ及ボスベキヤハ法律ハ身分ニ  
因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科

第六十九條

改正法ハ刑ノ範圍ヲ廣クシテ其刑斷ヲ裁判所ノ自由ニ任シタル場合多キヲ以テ各本條ニ於テ二個以上ノ刑名ヲ設ケ例ヘバ徵役禁錮若クハ罰金等ノ刑名同時ニ生ズル場合ニハ裁判所ナシテ其中ニ就テ一ヲ決シテ裁判セシムルモノトス此場合ニ於テノ減輕方法ハ先ヅ適用スベキ刑ヲ定メテ而シテ後テ其刑ヲ減輕スルモノトス

第七十條

減輕スルニ付テハ何日ト何分ノ一ト云フ如キ端數ヲ生ズルコトアリ此場合ニハ其端數ヲ除キ之ヲ刑期ニ算入セザルコトハ是レ執行上ノ困難ヲ避ケンガ爲メ

スルモノトス

又身分ニ因リ刑ヲ加重減輕スルニ非ズシテ其身分アルガ爲メ罪ヲ構成スル場合ニ於テ他人之ニ加功シタルトキハ如何處分スベキヤト云ハ法律ハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トスト規定ス例ヘバ官吏ガ賄賂ヲ收受シ人子タル者其父母ニ衣食ヲ供給セザルガ如キハ官吏タリ子タルノ身分アルガ故ニ此罪成立スルモノナリ然ルニ此身分ヲ有セザル者其官吏又ハ子タル者ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシメ其他此罪ニ加功ス其情大ニ惡ムベキモノアリ故ニ共犯トシテ罰スベキモノトセリ

第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ス

教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

第七十一條

酌量減輕ハ法律上ノ減輕アリタルニ拘ハラズ情狀ヲ酌量シテ減輕スルモノニシテ法律上減輕シタル刑期ガ犯罪ニ比シ尙ホ重キニ失スル場合ニハ其刑又ハ其刑ニ法律上ノ減輕ヲ爲シタル刑ヨリ第六十八條及ビ前條ノ例ニ從ヒテ更ラニ其減輕ヲ爲スベキモノトス

第七十二條

同時ニ刑ヲ加重減輕スベキトノ順序ヲ定ムルニ付テ再犯加重ヲ先キニシタルハ若シ犯罪中再犯ノモノアレバ其刑期ハ本刑ノ二倍以下トナルコトヲ定メタルヲ以テ第一ニ置ク必要アルト又再犯加重ハ犯人

第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行爲ニ加功シタルトキハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

キ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

ノ一身ニ附着スル加重ニシテ此原由ハ犯罪ト同時ニ生ズルモノナレバ犯罪後ニ生ズル原由タル他ノ自首減輕等ノ減輕等ノ法律上ノ減輕ヨリ先キニスベキナリ併合罪ヲ第三トナシタルハ前二ケノ加減例ニ依リ各罪ニ付キ一旦刑ヲ定メ然ル後併合罪ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムル必要アルニ因ル又酌量減輕ヲ最後ニ置キタルハ其裁判所ノ任意ニ出ヅル加減ナレバ法律ノ規定ニ因ル加重減輕ヨリ先キニスベキモノニアラザレバナリ

改正法ハ再犯若クハ併合罪ノ場合ニ於テ刑ヲ加重スルコト重クシテ以テ再犯ヲ防ギ且ツ數罪ヲ犯スコトヲ止メント欲スルニ在リ然レドモ此等ノ加重ノ結果ト

### 第十二章

#### 酌量減輕

【註】 酌量減輕ハ他ノ減輕ト異ニシテ犯人ノ情狀ヲ憫察シ其心情ヲ酌量スルモノナレバ裁判官ニ一任シテ裁判上ノ酌量ナルモノナリ

酌量減輕ハ法律ニ於テ加重減輕スベキモノト雖モ尙ホ之ヲ爲スコトヲ許スナリ是レ法律ガ刑ヲ適用スルノ範圍ヲ擴張シタルモノナリ

### 第六十六條

犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

### 第六十七條

法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

### 第十三章

#### 加減例

【註】 法律ハ特別ノ情狀アル場合ニ於テハ刑ヲ加重減輕スルコトヲ

シテ有期ノ刑ハ終ニ數十年ニ達シ殆ド無期刑ト同ツキニ至ルヲ以テ其弊ヲ矯正セント欲シ總令有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スルモ二十年ヲ超過スルコトヲ得ザルモノトス

### 第七十三條

天皇トハ現ニ御在世ノ天皇ヲ稱シ奉ル  
 天皇太后トハ先々帝ノ皇后ヲ稱ス  
 先皇ノ皇后ヲ稱ス  
 危害トハ生命、身體自由ニ對スル害ヲ加フルヲ云フ  
 危害ヲ加ヘタル場合ハ例ヘバ殺傷等ノ行為ヲ爲シタル場合ニシテ危害ヲ加ヘントスルトハ着手實行ノ未遂ハ固ヨリ豫備陰謀ヲモ含ムモノトス

トヲ命令シ若クハ之ヲ聽許ス是ニ於テ其加重減輕ハ如何ニシテ之ヲ爲ス可キモノナルカヲ規定セザルベカラズ今其ノ等級ヲ立テタルコト左ノ如シ

- 一 死刑
  - 二 無期懲役
  - 三 有期懲役
  - 四 無期禁錮
  - 五 有期禁錮
  - 六 罰金科料
- 左レバ加重減輕ノ方法モ亦右ノ等級ニ從ヒ逐次加減スベシ而シテ酌量減輕ト他ノ減輕トハ異ナレバ加減例モ亦區別セリ同時ニ刑ヲ加重減輕スベキトキ即チ一方ニハ加重スベキ情狀アリテ他ノ一方ニハ減輕スベキ情狀アル場合ニ於テ其加重ヲ先キニスルト減輕ヲ先キニスルトハ大ニ其結果ヲ異ニシ犯人ノ利害ニ大關係アルヲ以テ之ガ順序ヲ定メタルナリ而シテ法律



第七十四條

不敬ノ所爲トハ皇室ノ尊嚴ヲ汚ス性質ノ所爲ヲ云フ故ニ罵詈訕笑誹毀又ハ侮辱シ若クハ皇陵ヲ汚損毀壞シ又ハ發掘シタル如キ所爲ヲ云フ不敬ノ所爲トハ不敬ヲ加フルノ意思アル所爲ニ限ルモノトス隨テ假令ニ結果ニ於テ不敬トナルベキ所爲アルモ不敬ヲ加フルノ意思ナキトキハ不敬ノ犯罪トハナラザルナリ  
皇陵トハ御歴代ノ天皇ノ御墓ヲ云フ

第七十六條

皇族トハ皇后、皇太后、皇太后、皇太子ヲ除キ其他ノ方々ヲ總テ稱スルナリ即チ皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、

親王、親王妃、内親王王妃、女王ヲ稱ス

第七十七條

内亂ニ關スル罪トハ國家ニ關スル罪ニシテ國家ノ主權ニ抗抵スルコトヲ目的トスル犯罪ナリ  
政府ヲ顛覆スルトハ帝國ヲ變ジテ共和國トスルノ目的若クハ現在ノ皇統ヲ廢シテ更ニ他ノ帝國ヲ組織セントスルガ如キヲ云フ  
邦土ヲ僭竊スルトハ日本國土ノ一部ヲ押領スルコトヲ云フ而シテ押領トハ其部分ニ行ハルル日本ノ主權ヲ奪ヒ若クハ退ケテ獨立スルコトヲ意味スルモノナリ  
首魁トハ發黨人ト云フベキ即チ其内亂ヲ起スコトヲ率先シテ他人ニ勸誘シテ而シテ終始之

ハ先ヅ再犯加重ヲ先キニシ其他ノ減輕ヲ後ニシタルナリ此ノ理由ノアル所ハ再犯加重ハ犯人ノ一身ニ附屬スル加重ニシテ此原由ハ犯罪ト同時ニ生ズルモノナレバナリ  
又法律上ノ減輕、併合罪ノ加重、酌量減輕ノ間ニ付キ順序ヲ立テタルハ單ニ其減輕ノ性質ニ基キタルモノニシテ實際上モ其利益ナシ孰レヲ先ニシ孰レヲ後ニスルモ其ノ要ハ通ジテ幾等ヲ減ズルモノニシテ其結果ハ同一ナリトス  
改正法ハ刑名ヲ減少シ其範圍ヲ廣クシタル結果トシテ減輕ノ場合ニ關シテノミ之ヲ規定シ法律上ノ加重ノ場合ニ關スル規定ヲ設ケザルハ其場合タル累犯若クハ併合罪ノ章ニ於テ既ニ之ヲ定メタルヲ以テナリ

舊法ハ刑ノ種類ヲ細別シテ多數ノ階級ヲ設ケ加減スベキ原因數個アル場合ニ於テハ一個毎ニ之ヲ計算シテ加減スルコト、シタリト雖モ改正法ハ刑ノ種類少ク刑ノ範圍極メテ廣大ナルヲ以テ之ヲ減輕スルトキハ非常ニ刑ヲ輕クスルコト、爲ルヲ

以テ縱令減輕ノ原因ガ多クアル場合ト雖モ之ヲ合シテ一ト爲シ一度刑ヲ減輕スルニ止ムルナリ此減輕方法ハ本章第六十八條第一號ヨリ第六號ニ至ル規定ニ從ヒ其間ノ範圍ニ於テ減輕スルモノトス

第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又

數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

- 一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス
- 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス
- 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス
- 四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分

ヲ指揮スル者ヲ云フ  
謀議ニ參與シトハ内亂  
ヲ起ス企ニ付テ其ノ相  
談ニ與カリ評議スルヲ  
云フ

其他諸般ノ職務トハ兵  
器彈藥穀物財物等ノ準  
備ニ從事スル等ヲ云フ  
附和隨行トハ暴動ヲ爲  
スノ意ヲ賛成シテ之ニ  
隨テ共ニ暴動ヲ爲シ其  
指圖ニ依リテ進退スル  
コトヲ云フナリ  
單ニ暴動ニ干與シトハ  
協議ニ與カラザルモ機  
械ヲ以テ俱ニ暴動ヲ爲  
シタル者ヲ云フ  
内亂罪ニモ未遂豫備陰  
謀アリ普通ノ犯罪ニハ  
之ヲ罰セザルヲ原則ト  
スレドモ内亂罪ノ未遂  
罪ハ之ヲ罰ス而シテ内  
亂ノ未遂罪トハ即チ朝  
憲紊亂ノ目的ヲ以テ際  
ヲ組ンテ今ヤ將ニ出立  
セントスル際又ハ内亂

ノ一ヲ減ス

五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分

ノ一ヲ減ス

六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分

ノ一ヲ減ス

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ

於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ

適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

第七十條 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ

一日ニ滿タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサ

ル金額ヲ剩ストキ亦同シ

第七十一條 酌量減輕ヲ爲ス可キトキ亦第六十

八條及ヒ前條ノ例ニ依ル

第七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ

左ノ順序ニ依ル

一 再犯加重

二 法律上ノ減輕

三 併合罪ノ加重

四 酌量減輕

### 第二編 罪

#### 第一章 皇室ニ對スル罪

〔註〕 皇室ニ對スル罪トハ本章ニ列記シ奉ル天皇陛下以下皇太

ヲ起スノ目的ヲ以テ政  
府所屬ノ軍用品ヲ劫掠  
セントスルノ際又ハ政  
府ヲ變亂セントシテ大  
臣等ヲ殺害セントスル  
ノ際意外ノ障礙舛錯ニ  
因リテ途ケザルモノト  
ス  
而シテ暴行トハ如何ナ  
ル程度マデヲ云フヤ或  
ハ腕力ヲ以テ毆打シ或  
ハ乘車ニ石ヲ投ズル等  
ノ如キ凡テ身體ニ對シ  
有形的ニ危害ヲ加フル  
ヲ云フ又侮辱トハ榮譽  
ヲ傷クルノ意ニシテ馬  
鹿ナド、云ヒ罵詈スル  
コトヲ云フナリ

#### 第七十八條

内亂ノ豫備トハ兵隊ヲ  
募リ又ハ兵器金穀ヲ準  
備スル等ヲ云フ陰謀ト  
ハ豫備ト同シク普通之  
ヲ罰セザルヲ原則トス  
然レドモ内亂罪ノ如キ

ハ事重大ニシテ之レヲ  
免除スルトキハ犯意ヲ  
繼續スルノ恐レアルト  
又其害力既ニ社會ニ存  
在スルニ至ルヲ以テナ  
陰謀トハ二人以上相集  
リテ犯罪行爲ヲ謀議計  
畫スル外形ノ舉動ニア  
ラハレタルヲ云フ

第八十一條

外國ニ通謀シトハ外國  
ニクミシテト云フ意ナ  
リ  
敵國ニ與シテトハ日本  
國ニ對シテ寇ヲ爲ス國  
ニ合同スルノ義ニシテ  
其身ヲ外國ニ投シ外國  
軍隊ト盟約ヲ結ビ共同  
連合シタル者ヲ云フ

第八十二條

交戰中敵兵ヲ誘導シテ  
トハ敵國ト戰爭中ニ敵  
兵ヲ日本國內ニ引入レ

ルヲ云フ

第八十四條

軍用ニ供セザル兵器彈  
藥トハ戰場ニアラザル  
モノニシテ倉庫内ニ藏  
メアルモノ、如キチ云  
フナリ  
直接ニ戰闘ノ用ニ供ス  
ベキモノトハ例ヘバ糧  
食、石炭等ヲ云フ

第八十五條

間諜トハ軍事ニ關スル  
等ノコトヲ探ル者ヲ云  
フ俗ニマハシモノト云  
フナリ敵國ノ者タルコ  
トアリ自國ノ者モ亦敵  
國ノ爲メニスルコトア  
リ

第八十六條

前數條ニ記載シタル事  
項ノ外トハ陸海軍ヨリ  
委託ヲ受ケ物品ヲ供給  
シ又ハ工作ヲ爲ス者カ

孫ニ至ルマデノ貴顯ニ對シテ犯ス罪ヲ云フ此罪ヲ分ツテ二種  
ト爲ス即チ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ノ罪是レナリ  
天皇トハ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ現ニ我大日本帝國ヲ統御シ給  
フ所ノ君主ヲ稱シ奉ルナリ而シテ假令萬世一系ノ帝位ヲ踐マ  
セラレタル御方ト雖モ一旦位ヲ去リ給ヒシトキハ茲ニ所謂天  
皇ニ非ズ  
皇室ニ對シテ危害ヲ加フルト云フ其ノ危害トハ如何ナルコトヲ  
云フヤ本法中本章以外ニ於テ危害ナル文字ヲ用ヒタルノ例ニ  
依レバ或ハ危害品及ビ健康ヲ害スベキ物品ヲ云ヒ危害ナル文  
字ハ常ニ生命身體ニ對スル害ト云フ義ニ用ヒラレタリ然ラバ  
則チ茲ニ所謂危害ナル文字ハ身體ニ對スル害ノミヲ意味スル  
モノニシテ皇室ノ御身體ニ對スル加害ノ所爲ヲ規定シタルモ  
ノナリ即チ加害ノ所爲ハ肉體ニ對スル傷害ト自由ニ對スルト  
ヲ包含シ榮譽ニ對スル罪ハ別ニ不敬罪トシテ罰シテ危害ヲ加  
フル中ニ包含セザルコトハ明カナリ

次ニ危害ヲ加ヘントシタルハ如何ナル意義ナルカト云フニ蓋  
シ危害ヲ加ヘントシタルト云フ一個獨立ノ犯罪ヲ規定シタル  
モノナリト云フコトヲ得ベシ然ラバ危害ヲ加ヘントシタルト  
云フコトノ危害罪ノ未遂犯罪以下ヲ云フナリ而シテ未遂犯罪  
以下トハ如何ナル程度マデヲ含ムモノナルヤヲ研究セザルベ  
カラズ即チ左ノ如ク區別スベシ  
一 本章ニ所謂危害ヲ加ヘントシタルトハ尙ホ罪ヲ犯サント  
シタルト云フガ如ク廣漠タル文字ニテハナク上ハ着手若ク  
ハ缺效未遂ヨリ下ハ決心ニ至ルマデヲ悉ク之ヲ包含セシム  
ルヲ得ルモノナリト信ズ

二 然ラバ此危害ヲ加ヘントシタル云々ノ文字ハ之ヲ制限シ  
テ決心ヲ含マザルモノトスベキヲ至當トス何トナレバ凡ソ  
犯行アルモ犯意ナキトキハ勿論犯意アルモ犯行ナキトキハ  
決シテ犯罪トナラズ是レ刑法全體ノ一大原則ナリ隨テ本問  
題ノ如キ場合ニ於テモ決心ノ如キ犯意ノミアリテ犯行ナキ

交戦ノ際敵國ニ通謀シ又ハ其賄賂ヲ收受シテ命令ニ違背シタルガ如キナ云フ

第八十九條

戰時同盟國トハ戰爭ニ付テ同盟シタル國サ云フモノニシテ互ニ相援助スルノ盟約ヲ爲シタル國チ云フナリ

第九十條

使節トハ公使他國命ヲ奉ズル外國朝廷ノ使臣チ云フ此等ノ者ニ對シテ暴行ヲ加ヘ侮辱ヲ加フルトキモ亦親告罪トシテ其ノ被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ問フモノトス

第九十二條

外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ即チ其ノ意思ニテ國旗其他ノ國

章即チ外國ノ御覽御名ノアル書類ヲ破毀シテ用ユルコトヲ得ザラシメ又ハ汚損即チ墨ナドヲ塗リ或ハ不潔物ヲ以テ汚スカ又ハ樹立シタル國旗ナドヲ除去ルガ如キ者モ外國政府ノ請求ヲ待テ懲役又ハ罰金ニ處スルモノトス

第九十三條

私ニ戰闘ヲ爲ストハ國家ノ許サザル戰闘ニシテ一個ノ團體ヲ組織シ外國ト勝手ニ戰闘ヲ開クチ云フ本條ハ之ヲ開キタルニ非ズ將ニ之ヲ開カントシテ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ノ罪ヲ規定ス此等ハ豫備陰謀ト雖モ國事ニ關スル罪ナルヲ以テ之ヲ罰スルナリ

第九十四條

外國ト外國トガ戰闘ヲ

モノハ假令ヒ言語文章ニ依リ外部ニ表示セラレタルトキト雖モ之ヲ罪トシテ罰スルコトヲ得ザレバナリ

三 然レドモ右ノ原則ハ必ズシモ如何ナル場合ト雖モ例外ヲ許サザル絕對的ノモノニアラズ或ル重大ナル場合ノミニ限リ法律ハ例外トシテ或ル種類ノ決心ヲ罰スルノ規定ヲ設ケ以テ此大原則ヲ制限セリ

不敬罪  
不敬ノ所爲トハ皇室ノ尊嚴ヲ汚瀆スル性質ノ所爲ヲ云フ然レドモ法文ニ如何ナル所爲ガ不敬罪タルカヲ明言セズ隨テ其結果トシテ或ル一ノ所爲ガ不敬罪タルヤ否ヤハ裁判官ノ認定如何ニ在ルモノトス

不敬罪ニハ豫備又ハ未遂犯罪アリヤ曰ク之レナシ其理由ハ若シ不敬ト云フハ例ヘバ毆打トカ云フガ如キ所爲ノ狀態ヲ意味スルモノナリセバ所爲ノ狀態ハ時ノ經過ニヨリテ變遷消長スルコトアルモノナルガ故ニ豫備ヨリ未遂、未遂ヨリ既遂ト云

フガ如キ種々ノ狀態アルヲ想像シ得ベシト雖モ不敬ハ恰モ道德上ニ於テ或ル所爲ヲ判定シテ善行ナリ若クハ惡行ナリト云フト同ジキ所爲ヲ意味スルモノニ非ズシテ或所爲ノ性質ニ對シ吾人ガ理想ニ基キテ下ス所ノ一個ノ判定ナリ隨テ判定ノ目的體タル所爲ノ狀態ハ千差萬別其間或ハ已遂未遂若クハ豫備ナルコトアルベシト雖モ之ニ對スル判定ノ結果ハ不敬カ不敬ニアラザルカノ一ニ歸スルモノニシテ其間豫備トカ未遂トカ云フ如キコトヲ想像スルコトヲ得ザレバナリ

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘ

ントシタル者ハ死刑ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル

者ハ死刑ニ處ス

爲スニ當リ何レノ國ニ對シテモ之ガ幫助ヲ爲ササルヲ宣言スルヲ局外中立ト云フ其ノ局外中立國ニ在ル者ニシテ一方ノ國ニ其ノ幫助ヲ爲シタル者ハ局外中立ノ命令ニ違背シタル者トス而シテ其ノ命令トハ或ハ輸出物禁止或ハ彈藥等ノ販賣ヲ禁スル等ニ在リ

第九十五條

公務トハ政府及ビ地方團體即チ府縣郡市町村ノ施政上ノ事務ヲ云フ此等ノ職務ヲ行フ者チ公務員ト云フ此公務ノ職務ノ執行ヲ妨害スル爲メ又公務員チシテ自己ノ利益ノ爲メ或ル處分チ爲サシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者又ハ公務員チシテ其職チ辭セシムル爲メ例ヘバ議員ニ辭職チ爲サ

者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

第二章 内亂ニ關スル罪

【註】 舊法ハ國事ニ關スル罪ノ中ニ更ニ之ヲ内亂罪及ビ外患罪ニ區別スト雖モ此二罪ハ其性質同一ナラズ國事ニ關スルモノハ内亂罪ナルノミナルヲ以テ改正法ハ此二種ノ罪ヲ分チ全ク

シムル爲メニ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者モ四年以下ノ懲役ニ處スルモノトス

第九十七條

收稅吏又ハ執達吏ガ職務上ノ處分チ以テ財産若クハ物品ニ施シタル封印又ハ差押ヲ爲シタル標示ヲ損壞スルトキハ官ハ其職務ノ成績ヲ舉グルコトチ得ズ一般權利者ハ其權利チ行フコトチ得ザルニ至ルチ以テ本條ノ規定チ設ケタルナリ

第九十八條

囚人逃走ノ罪ニハ二種アリ第一囚徒チ逃走スル罪第二囚徒チ逃走セシムル罪トス第一囚徒逃走ノ罪ハ單純ノモノト複雑ノモノトニ分チ二人以上通謀シテ犯シ

別章ト爲シ内亂罪ヲ以テ國事ニ關スルモノナルコトヲ明ニシタリ

内亂ニ關スル罪ハ所謂國事ニ關スル罪ニシテ此ノ定義ハ政治的犯罪ト其範圍ヲ同フスルモノニアラズ政事の犯罪ハ國事犯罪ノ外或ハ新聞條例ニ於テ或ハ出版法ニ於テ或ハ集會政社法ニ於テ其數少カラズ然ラバ則チ國事犯罪トハ所謂政事の犯罪ノ一種ニシテ内亂ニ關スル罪換言セバ國家ノ主權ヲ侵害スルコトヲ目的トスル犯罪ノ一種ナリト云フベシ本章ノ罪ハ直接ニ國家ノ生存ヲ危フクスルモノニシテ危險ノ程度極メテ重大ナリト雖モ其犯人タルヤ敢テ自己ノ利益ノ爲ニ之ヲ企ツルニ非ズシテ多クハ公衆ノ利益ヲ目的トシテ之ヲ行ハントスルモノナリ故ニ此等ノ犯人ニ對シ通常ノ犯人ニ科スベキ懲役ノ刑ヲ科スルハ罪ノ性質ト刑ノ種類ト相應セズシテ殆ド科刑ノ趣旨ニ反スル嫌ヒアルヲ以テ現行法ト等シク禁錮ヲ科スルコト

タル場合ニ於テハ特ニ加重ノ状情アリトシ之ニ加重スルモノトス第ニ囚徒ヲ逃走セシメタル罪ハ囚徒切奪シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケタル者又ハ逃走ヲ幫助シタル者或ハ囚徒ヲ監督スル職責アル者過失ニ因リ又ハ故意ニ逃走セシメタル者ト二分ス

而シテ其囚徒ニ付テハ既決未決ノ別ナク單ニ逃走ノ方法如何ノミニ因リ單純逃走ト複雑逃走ノ場合トヲ區別スルナリ

第九十九條

囚人ヲ奪取スルトハ看守セル場合ニ又ハ獄舎ニ在ルトキニ囚人ヲ奪ヒテ去リ其囚人ヲ逃レシムルチ云フナリ

第七十七條

政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其

他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス
  - 二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其
- 他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上

第一百一條

逃走ノ囚人又ハ重罪ノ刑ニ當ルベキ罪ヲ犯シタル者ヲ藏匿シ若クハ隠避セシムルハ社會ニ害ヲ與ヘタル者ヲ保護スルモノナレバ之ヲ罰セザルベカラズ是レ本條ノ規定アル所以ナリ若シ本條ノ規定ナキトキハ勉メテ之ヲ保護スル者アレバナリ

第一百四條

他人ノ刑事被告事件ニ關スル證據ヲ湮滅シ又ハ偽造製造シタル者モ亦罪人ヲ保護スル者ナレバ之ヲ罪セザルベカラズ然レドモ被告人ノ親族ニシテ被告人ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ本條ノ罪ハ成立セザルモノトス是レ親族ハ相互ニ庇護スルハ人

十年以下ノ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者

ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行

爲テ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以

下ノ禁錮ニ處ス

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ

至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

情ノ然ラシムル所ナレバ法律ハ道德ノ外ニ出テ規定スルモノニアラズ道德ニ違背スルモノニアラザレバナリ

第六條

何等ノ目的ヲ問ハズ之ヲ達スル爲メニ爲ス所ノ行爲ニシテ左ノ二個ノ要素ヲ具備スルトキハ靜謐ヲ害スル罪ヲ成立スルナリ

第一 多衆ヲ集合スルコト

第二 暴行又ハ脅迫ヲ爲スコト  
此二個ノ犯罪ハ多人數相集リテ暴行脅迫ヲ爲シタルニ在リ而シテ多人數トハ果シテ幾人以上ヨリ之ヲ多衆ト云フベキカハ事實裁判上ノ判定ニ委任スルモノトス又暴行脅迫トハ人ヲ毆打シ家屋ヲ毀壞シ器

第三章 外患ニ關スル罪

〔註〕 外患ニ關スル罪トハ國家ノ外部ノ安寧ニ關スル犯罪ヲ云フ此ノ罪名ノ下ニ二種ノ犯罪ノ性質ヲ有ス即チ其一ハ外國ニ

通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシム即チ本國ニ背叛スル罪ニシテ之ヲ更ニ區別セバ甲ハ本國ニ抗敵スル罪乙ハ敵國ヲ幫助シ又ハ之ニ内應スル罪他ハ外患ヲ誘引スル罪ヲ規定シタリ  
背叛罪トハ何レモ帝國臣民タルニ缺クベカラザル忠君愛國ノ大義ヲ忘レテ帝國ニ背叛スル者ヲ云フ此罪ノ要素ハ左ノ二要素ヲ以テ成立スルナリ

第一 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメタルコト

第二 敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタルコト

此ノ他ハ軍事上外國ヲ利スル行爲ヲ爲シタル罪ヲ規定シ豫備陰謀未遂罪ヲモ罰スルモノト之ヲ罰セザルモノトヲ規定シ而シテ本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニモ亦之ヲ適用ス

ルモノトス

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ

開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用

ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十三條 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦

船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使

第七條

多衆集合スト雖モ官吏又ハ公吏ノ説諭ヲ受ケ解散スルトキハ單ニ多衆集合スルノミニテハ

物ヲ破毀シ百姓一揆ノ如キモノヲ云フ且又本筋ノ罪ヲ犯ス者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

罪ヲ構成セズ即チ未遂  
罪ハ之ヲ罰セザルナリ  
而シテ多人數相集リテ  
官廳ニ喧鬧センガ爲メ  
今ヤ竹槍蒲旗ヲ押立テ  
官廳ニ向フテ進行シツ  
ツアルモノハ暴行脅迫  
ヲ爲シタルニアラズ又  
其豫備ヲ爲スニモアラ  
ズ唯々實行ノ端緒ニ外  
ナラザルナリ

第百八條

本條ノ刑罰ハ其ノ要素  
二個アリ第一ハ現ニ人  
ノ住居ニ使用シタル家  
屋ニ放火スルヲ第二ハ  
人ノ現ニ其内ニ在ル建  
造物、汽車、電車、船  
舶又ハ鐵坑ヲ燒燬シタ  
ル者是レナリ故ニ此等  
ノ者ニ放火テ燒クモ  
現ニ人ガ住居セズ又ハ  
人ガ現ニ其内ニ在ラザ  
ルトキハ次條ノ規定ニ  
依テ處分スルナリ而シ

用スルユト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑  
又ハ無期懲役ニ處ス

第八十四條

帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥

其他直接ニ戰鬪ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交  
付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第八十五條

敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國

ノ間諜ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ  
五年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

第八十六條

前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ

以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍  
事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲

役ニ處ス

第八十七條

前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十八條

第八十一條乃至第八十六條ニ記載

シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年  
以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第八十九條

本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル

行爲ニ亦之ヲ適用ス

第四章

國交ニ關スル罪

【註】本章ノ規定ハ新ダニ之ヲ設ケタルモノニシテ舊法ニハ未  
ダ曾テ之アラザルモノナリ國交トハ外國ト交際スルヲ云フ交  
際ヲ爲スニハ其間ニ於テ種々ノ事項ヲ生ジ或ハ公使ヲ派遣シ  
或ハ公使館領事館ヲ置キテ駐劄サセ其他外國ノ君主又ハ太統

テ人ガ住居スルトキハ  
其罪ヲ重シトスルハ或  
ハ其人ヲ死傷セシム  
ルコトアリ又ハ其  
人ノ居所ヲ失ヒ困難ス  
ル等ノ事情アレバナル  
又放火ノ目的ニ依テモ  
異ナリ或ハ財物ヲ窃取  
スル爲メ又ハ人ヲ燒死  
セシメントスルノ意ニ  
出テタルトキハ其罪ヲ  
重シトスルナリ

第百九條

火ヲ放ツモ現ニ人ノ住  
居セズ又ハ人ノ現ニ在  
ラザル建造物、船舶又  
ハ鐵坑ヲ燒燬スルモ忽  
チ人ノ困難ヲ來スコト  
ノ緩キナリ以テ其罪ヲ輕  
シトスルナリ  
右二條ハ他人ノ所有ニ  
係ルモノナレドモ自己  
ノ所有ニ係ル前項ノモ  
ノヲ燒燬シタルモ其罪  
ヲ構成スルナリ是レ自



己ノ所有ニ係ル物件ナ  
リト雖モ放火ハ人ヲ驚  
カスノミナラズ且ツ他  
ノ物ニ延焼スルコトア  
ルガ故ナリ

第一百十條

前二條ニ罰則シタル以  
外ノ物ヲ燒燬スルトキ  
即チ山林田野ノ竹木穀  
物又ハ露積シタル柴草  
等ヲ燒キタル上キハ人  
ノ財産ヲ燒キタルモノ  
ナレバ其罪亦重シトス  
ルナリ  
又右ノ物が自己ノ所有  
ニ係ルトキ他人ノ物ニ  
其ノ害ヲ及ボスベキノ  
虞アラザルトキハ其罪  
ヲ問ハズト雖モ若シ他  
人ノ物ニ其ノ危害ヲ及  
ボスノ虞アリタルトキ  
ハ公共ノ驚カシ騒ガシ  
タルヲ以テ一年以下ノ  
懲役又ハ百圓以下ノ罰  
金ヲ科ス

第一百十二條

放火ノ未遂罪トハ如何  
ナル程度マテ云フヤ  
此程度ニ付テハ無論ア  
レドモ要スルニ人ノ住  
居シ又ハ人ノ常ニ其内  
ニ在ルベキ物件ヲ燒カ  
ントシテ火ヲ放チ既ニ  
其ノ一部分ヲ燒キ之ヲ  
其儘使用ニ堪ヘザルニ  
至ルトキハ未遂罪ト云  
フベキナリ  
且又重罪ノ未遂犯ハ之  
ヲ罰ストノ原則ニ依ル  
モ第二百七條乃至第  
百二十九條ノ第一項ノ  
未遂罪ハ之ヲ罰スルモ  
ノトス  
準備トハ豫備ト云フニ  
同シ何レモ其ノ用意ノ  
整ヒタルトキ云フ而  
シテ普通豫備ノ所爲ハ  
之ヲ罰セズトノ原則ナ  
レドモ其ノ準備ヲ爲シ  
タル者ハ犯罪ヲ構成シ

領ノ來賓等相互ニ往來スルコトアルヲ以テ此等ノ間ニハ交際  
ニ關スル規定ナカルベカラズ是レ本章ノ規定アリタル所以ナ  
リ而シテ本章ノ規定ハ國際公法ノ支配スル所ノ國ト國トノ交  
際間ニノミ行ハル、規定ニシテ國際私法ノ如キ一國人ト一國  
人トノ交際ニ關スルモノニアラザルナリ國交ニ關スル罪ハ帝  
國ニ現在スル外國ノ君主、大統領又ハ使節ニ對スル暴行、脅  
迫又ハ侮辱ノ罪及ビ外國ニ對スル非禮ノ罪ヲ云フ而シテ國交  
ニ關スル罪ニハ相互主義ト單獨主義トノ二アリテ相互主義ト  
ハ外國ノ刑法ニ於テ本章ノ罪ヲ設ケタル場合ニ限り内國ニ於  
テモ本章ノ規定ヲ適用スルモノナリ單獨主義トハ外國法ニ於  
テ本章ノ罪ヲ規定セザルモ之ヲ罪トシテ處罰スルモノヲ云フ  
我刑法ハ單獨主義ヲ採リタルモノナリ

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領  
領ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以

上十年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ  
侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス但  
外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節

ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下  
ノ懲役ニ處ス

帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱  
ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害  
者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以  
テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚

タル者トシテ之ヲ罰スルモノトス

第百十四條

鎮火用ノ物件トハボン  
ア其他總テ鎮火ニ使用  
スベキ物ヲ云フ是ハ自  
己ガ放火シタルニ非ズ  
シテ他人ガ放火又ハ失  
火シタル場合ノ火災ナ  
レドモ其ノ火災ヲ鎮メ  
ル爲メノ用具ヲ隱匿又  
ハ毀壞シ若クハ其他ノ  
方法ヲ以テ之ヲ妨害シ  
タルトキハ爲メニ火災  
ヲ大ナラシムルニ至ル  
ヲ以テ十年以下ノ懲役  
ニ處スモノトス

第百十五條

第百九條及第百十條  
ニ記載シタル物自己ノ  
所有ニ係ルト雖モ其ノ  
當時ニ差押チ受ケ又ハ  
他人ニ質入若クハ抵當  
トシテ物權ヲ設定シ又

ハ貸貸シ若クハ保險ニ  
付シタルモノヲ燒燬シ  
タルトキハ他人ノ物ヲ  
燒キタルト同シク其罪  
ニ處セラルノナリ

第百十六條

過失ニ因リ火ヲ失シタ  
ル者ハ假令第百二十  
七條乃至第百二十九條  
及第百三十三條ニ記  
載シタル物ヲ燒燬シタ  
ルトキト雖モ罰金ノ刑  
ニ處スルモノトス是レ  
凡ソ人タル者ハ過失シ  
キコト能ハザレバ過失  
ニ依リテ爲シタル行爲  
ヲ自由刑ニ處スルハ酷  
ナルヲ以テナリ

第百十七條

火藥、汽罐其他激發ス  
ベキ物品ヲ破裂セシメ  
タル者モ故意ヲ以テ破  
裂セシメタル者ハ放火  
シタルニ同シ然ルニ破

穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下  
ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ  
論ス

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰鬥ヲ爲ス目的ヲ  
以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上  
五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑  
ヲ免除ス

第九十四條 外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命  
令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓  
以下ノ罰金ニ處ス

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

〔註〕 舊法ニハ官吏ト公務員トヲ各別ニシテ唯官吏ノ職務執行

ヲ妨害スル罪ニ付テ其規定ヲ設ケタレドモ公吏議員ニ關シテ  
ハ特別法ニ規定シテ未ダ一般ニ公務ノ執行ヲ保護スル法無キ  
ヲ以テ改正法ハ廣ク公務員ノ職務執行ノ安全及ビ公務員又ハ  
公務所ノ尊嚴ヲ保護スル目的ヲ以テ廣ク公務員ニ對スル妨害  
罪ニ付テ規定シタリ

- 一 外部ノ要素ハ左ノ如シ
- 二 官吏ノ職務執行中其職務ニ對シテ之ヲ爲シタルコト
- 三 内部ノ要素ハ左ノ如シ
- 三 官吏ノ職中ナルコトヲ知リ之ヲ抗拒スルノ意思アルコトヲ要ス

暴行トハ人ニ對シテ不正ノ腕力ヲ用ユルモノ、中其ノ未ダ疾  
病創傷ニ至ラザル程度ニ於ケルモノヲ指スト云ハザルベカラ  
ズ然レドモ其人ニ對スルコトヲ要ストノ意味ハ必ズ直接ニ人

毀シメタルモ第二百十七條乃至第二百二十九條及第二百三十三條ニ記載シタル物ヲ毀壞セザレバ本條ノ罪ニ處セラルコトナシ又之ヲ破裂セシメタルモ過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ照シテ處斷スルモノトス是レ至當ノコトト云フベシ

**第二百十九條**

溢水トハ水ヲ流シテ人家等ヲ浸スチ云フ即チ或ハ堤防ヲ決潰シ水樋ヲ破壞セシメテ防ギ難キニ至ラシメ浸害ヲ及ボスナク此ノ場合モ放火ノトキト同シク現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物汽車、電車、又ハ鐵坑ヲ浸害シタル者ハ其ノ情狀ニヨリ無期刑又ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

又人ヲ死ニ致シタルトキハ死刑ニ處スルコトヲ得ルモノトス

**第二百十條**

溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物即チ田畑竹木穀物其他ノ財産ヲ浸害シ流失セシメタル者モ亦十年以下ノ懲役ニ處スルモノトス又浸害シタルモノガ自己ノ所有ニ係ルトキト雖モ已ニ差押ヲ受ケ物權設定シ即チ他人ノ擔保物トナリタルトキニ在ル場合ハ其ノ罪亦前項ノ例ニ依リ十年以下ノ懲役ニ處スルモノトス

**第二百十三條**

水利ノ妨害トナルベキ行爲トハ水流ノ路ヲ變シ又ハ之ヲ塞ギテ通ゼズ水ニ乏シキヲ致スナ

ニ對スルモノナラザルベカラズ苟モ人ニ對スル暴行ナレバ其ノ直接ナルト間接ナルトヲ問フ所ニアラズ脅迫ニモ亦廣義ノモノト狹義ノモノトアリ廣キ意義ニ於テノ脅迫トハ手段ノ如何ヲ問ハズ總テ人ノ心中ニ恐怖ノ念ヲ生ゼシムル行爲ナラバ目ヲ瞋ラシ肩ヲ張ルガ如キ其單ニ言語又ハ姿勢ヲ以テシタルト或ハ銃口ヲ目前ニ擬スルガ如キ危害ノ切迫ナル状態ヲ示シタルモノトヲ分タズ凡テ脅迫ノ意義タリ狹義ノ脅迫トハ無形ノ暴行ノ意味ニシテ人ノ心中ニ急迫ナル危害ヲ受クルノ恐怖心ヲ懷カシムルノ所爲例ヘバ刀ヲ振上ゲ汝ヲ殺スベシト云フガ如キ是レナリ而シテ茲ニ所謂脅迫トハ果シテ此二者中何レノ意義ヲ有スルヤ法文ニ明示セザレドモ凡ソ執行官吏ノ職務タル多クハ公權命令ニ服從セザル者ニ對シ實力ニ依リテ強制的ニ執行ヲ爲スモノナルガ故ニ職務ノ性質上單純ナル脅迫ニ依リテ威嚇セラルベキモノニ非ザルモノト信ズ

内部ノ要素ハ官吏ノ職務執行中ナルコトヲ知り且ツ之ニ抗拒スルノ意思アルコトヲ要ス故ニ假令ヒ職務執行ヲ妨害スト雖モ其官吏タルコトヲ知ラザルカ或ハ又假令ヒ官吏タルコトヲ知ルモ其職務執行中ナルコトヲ知ラザランカ即チ是レ罪トナルベキ事實ヲ知ラザルガ故ニ無罪タリ更ニ一步ヲ進メテ官吏タリ職務執行中タルコトヲ知ルト雖モ之ヲ妨害スルノ意思アルニ非ザレバ亦本罪ヲ構成セズ職務執行トハ法律規則ヲ執行シ又ハ行政命令ヲ執行スルヲ云フ之ヲ分析スレバ即チ左ノ如シ

- (1) 法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルコト
  - 一 法律規則即チ法律タルト勅令省令等ノ命令タルトヲ問ハズ之ヲ執行スル場合
  - 二 行政官署ノ命令ヲ執行スル場合ナルコト即チ處分令ノ執行ナリ例ヘバ收稅官吏ガ收稅怠納ニ付キ行政處分ヲ執

云フ即チ堤防ヲ決潰シ水開テ破壊スルガ如キ行爲ヲ以テ甲處ヨリ乙處ニ通ズル水ヲ他處ヘ流シ又ハ之ヲ塞ギテ通水ヲ妨害スル等ノ處爲ハ水利ノ妨害トナルベキ行爲中最モ重ナルモノトス又右ノ如キ行爲ヲ以テ溢水セシムベキ行爲ハ本條ニ照シテ處罰スルモノトス

第二百二十四條

衆人ノ往來ヲ妨害スルハ音ニ其不便ヲ與フルノミナラズ水路ヲ妨害スルガ如キハ尤人ヲ危險ナラシムルコトニシテ因テ人ヲ死傷ニ至ラシムルコトアルベキヲ以テ容易ナラザル不正ノ行爲ト云フベシ且ツ一個人ニ對スル妨害ナラズ衆人ニ對スル妨害ナレバ其罪又重ナルベキ

行スルガ如シ

三 司法官署ノ命令ヲ執行スルコト例ヘバ判決又ハ決定ヲ執行スル如キ場合ナリ

(2) 其職務ヲ以テ執行スル場合ナルヲ要ス

一 職務ヲ執行スルニ當リテ之ヲ爲スコトヲ要ス故ニ其ノ職務執行ニ着手シ執行ヲ始メタル場合ニ非ザレバ執行スルニ當リテト云フベカラズ故ニ例ヘバ財産差押ヲ爲サント其目的ノ家ニ往ク途中ニ於テ執達吏ニ妨害シタルガ如キハ本罪ヲ成サズ

(3) 公務員ガ行フ職務ガ正當ノ權限ニヨリ執行スルコトヲ要ス故ニ權限外ノ職務ヲ執行スルニ當リテ妨害ヲ爲シタルモ本罪ヲ構成セズ

(4) 妨害スルコトヲ要ス職務執行ノ妨害ヲ爲スヲ云フ

第九十五條

公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以

ナリ  
壅塞トハ如何ナル行爲ヲ問ハズ凡テ往來ノ出來難キニ至ラシメタルヲ云フナリ

第二百二十五條

鐵道ノ標識トハ鐵道ニ必要ナル衆人ノ目印トナルベキ建設物ヲ云フ即チ汽車電車ヲ往來スルニ殊ニ夜間ナドニハ必要ニシテ若シ之ナキトハ其ノ往來ヲ危險ニシテ人ニ危害ヲ與フルコトアルヲ以テ之ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法例ヘバ木石等ヲ積ミ横タヘルガ如キ方法ヲ以テ軌道ニ妨害ヲ爲スヲ云フ

燈臺浮標ハ船舶ノ航路ニ必要ナルモノニシテ汽車ノ鐵道標識ト同一ニシテ船舶ガ之ニ依テ以テ危險ヲ避ケ又ハ港

下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第九十六條

公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六章 逃走ノ罪

〔註〕 囚人ノ逃走ハ其ノ既決タルト未決ノ囚人タルトヲ問ハズ拘禁中逃走シタル者ヲ云フ而シテ其逃走ハ之ヲ單純ノモノト複雑ノモノトニ分テ各二人以上通謀シテ犯シタル場合ニ於テ

灣ヲ認ムルニ缺クベカラザルモノナリ

第二百二十七條

汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊スルモノ人ノ現在セザルトキハ其ノ危害少シト雖モ人ノ現在スルトキハ人ヲシテ死傷ニ至ラシムルヲ以テ其ノ罪モ亦重シト爲ス而シテ本條ハ唯ダ人ヲ危險ニ陷ラシメタル場合ヲ規定シテ死ニ致シタル場合ハ末項ニ規定ス然ラバ單ニ人ヲ傷害シタルノミニシテモ其ノ情狀ニヨリ無期ノ刑ニ處スルモノトス又人ノ現在スル船舶ヲ覆没又ハ破壊シタル者モ同一ノ罪トナス右二個ノ場合ニ何レモ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處スルモノトス是レ固ヨ

ハ特ニ加重ノ情狀アリトシ之ニ一等ヲ加フベキモノトセリ第二囚徒ヲ逃走セシメタル罪ハ囚徒ヲ監督スルノ職責アル者ノ所爲ニ係ル場合ト否ラザル場合トヲ區別シテ其監督ノ職責アル者ノ所爲ニ係ルトキハ過失ニ因テ囚徒ヲ逃走セシメタル場合ニ於テモ尙ホ之ヲ處罰スルナリ又囚徒ヲ奪取シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ容易ナラシメタル者ハ其罪最モ重シト爲ス逃走罪ニ付テハ改正法ハ單純ノ逃走罪ハ囚人ニノミ之ヲ認ムト雖モ其他ノ罪ニ付テハ汎ク法令ニ依リ拘禁セラレタル者ニ付テモ逃走罪ヲ認メタリ以上ノ理由ニ依リ逃走罪ハ囚人ノミナラズ被拘禁者ハ皆逃走罪ニ問ハル、ナリ即チ懲治場ニ留置セララル、者ト雖モ逃走シタル者ハ相當ノ罪責ヲ負ハシムルモノトス是等ノ者ハ多クハ未成年者ニシテ未ダ刑法上ノ罪人タル者ニ非ズト雖モ不正ノ行爲アリタルヲ以テ將來ヲ戒ムル爲メニ監獄内ニ設ケタル留

リ人ヲ死傷セシムルノ目的ヲ以テセズト雖モ惡意ヲ以テ爲シタルトキハ其罪重カクベキハ至當ナリ

第二百二十八條

初メヨリ其目的汽車又ハ電車ヲ顛覆シ破壊シ又ハ船舶ノ覆没若クハ破壊ヲ爲スニ在ラズシテ單ニ第四百七條ノ罪ヲ犯スエ當リ其行爲ノ爲メニ汽車等ヲ顛覆又ハ破壊ヲ致シタル者ハ其ノ意思ノ如何ニ依ラズ前條ノ例ニ依リテ處罰スルモノトス

第二百三十條

家宅侵入トハ故ナク他人ノ家宅ニ入ルチ云フ而シテ本罪ヲ成立スルニハ左ノ三要件ヲ具備スルコトヲ要ス第一 侵入ノ所爲アル

置場ニ拘禁セララル、者ナリ

第九十七條

既決、未決ノ囚人逃走シタルトキ

ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第九十八條

既決、未決ノ囚人又ハ勾引狀ノ執

行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若ク

ハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃

走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處

ス

第九十九條

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪

取シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百條

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セ

シムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容

第二 法律ノ規定シタル場所ニ侵入スルコト  
 第三 正當ノ事故ナキコト  
 是レナリ故ニ侵入スルモ職務上侵入スルガ如キ其他正當ノ故アルトキハ侵入罪ヲ構成セザルナリ  
 法律ノ規定シタル場所ニ限ルナリ其ノ場所トハ邸宅、建造物若クハ船舶、皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ヲ云フナリ  
 故ニ法律ハ侵入シタル場所ニ因テ刑罰ヲ異ニス且又本條ニハ五個ノ場合ヲ規定セリ此ノ五個ノ情狀アルモノハ其罪ヲ重シトス

第三十一條

本條ニ記載スル場所ニ

易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪

【註】 罪人ヲ藏匿スレバ官之レヲ搜索スルニ便ナラザルノミナラズ遂ニ之ガ所在ヲ知ルコト能ハズシテ罪人ヲシテ刑罰ヲ免レシムルコトアルニ至レバナリ又罪證ヲ湮滅セシムレバ假令

侵入シタルトキハ一般人民ノ住居ニ侵入スルトハ其ノ罪重カルベキハ至當ナルベシ皇陵トハ歴代天皇ノ御廟所即チ御墓地ナリ  
 而シテ前條ノ場合ニハ單ニ侵入シタルノミチ罰スルニ非ズ初メハ管理ノ意思ノ承諾ヲ受ケテ入りタルモ其場所ヨリ退去スベキノ要求ヲ受ケテ退去セザル者モ亦之ヲ罰ス

第二百二十三條

人ノ信書ハ猥リニ他人ノ見ルヲ忌ムモノナレバ故ナク信書ノ封緘ヲ開披スルガ如キコトヲ爲スナシトキハ秘密機事ヲ漏シ事ノ成ラザルコトアリテ爲メニ其害ヲ被ムルニ甚大ナルヲ以テナリ  
 且又開披スルノミナラ

ヒ其犯罪人ハ在ルモ其因テ刑罰ヲ加フベキ證據ナキガ故ニ犯罪者ヲシテ罪責ヲ免ル、コトヲ得セシムルコトアリテ社會ニ害ヲ加ヘタル者ヲ庇護スルヲ以テナリ而シテ罪人藏匿スル罪ニ付テハ犯罪人又ハ逃走ノ囚徒ヲ藏匿シタル場合ヲ云ヒ又罪證湮滅シタル場合ハ人ニ對スル場合ト物件ニ對スル場合トアルナリ犯人トハ實際罪ヲ犯シタル者ニシテ有罪ノ判決ヲ受ケタル者其他有罪ノ嫌疑ヲ以テ官ノ搜索中ノ者ヲモ包含スルナリ之ヲ藏匿スルニハ藏匿者ニ於テ犯人身ヲ隠スニ適當ナル場所ヲ與ヘテ之ニ居ラシムルヲ云フ故ニ罪人自カラ其場所ヲ撰ンデ之ニ隠レ居ルヲ默許シタルガ如キヲ云フニ非ズ此場合ニハ之ヲ官ニ告ゲザルノミナレバ罪トスルニ足ラズ

第二百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下

ズ之ヲ隠匿シ又ハ毀棄シテ送達ヲ爲サザルトキモ同シク之ヲ罰スルモノトス而シテ本條ノ罪ハ故ナクシテ爲シタル者ヲ罰スルニ在レバ郵便局ノ官吏其囚人等ノ信書ニ付テ之ヲ開披スベキ權ヲ有スル典獄等ハ此限ニ在ラズ

第三百三十四條

本條ニ記載シタル者等ハ其ノ職務上ニ關シテ委託ヲ受ケタル事ニ付テ秘密ヲ守ルベキ義務アルモノトス此等ニハ職務上秘密ヲ告ゲザルヲ得ザルコトアリ然ルニ之ヲ漏告シタル者ハ其信ヲ破ルノ罪アリテ處罰スベキハ當然ナルベシ然レドモ裁判所ニ於テ證人トシテ其ノ事實ヲ陳述スル者ハ是亦職務上已ムヲ得ザルコ

ノ罰金ニ處ス

第四百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證據ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造シ若クハ偽造、變造ノ證據ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

第八章 騷擾ノ罪

【註】 本節ハ舊法ニ兇徒聚衆ノ罪トアリシヲ改正シタルモノナリ其理由ハ兇徒聚衆ト云フモ夫ノ博徒又ハ兇漢等ヲ聚メテ不良ノ事ヲ企ツルガ如キ所爲ヲ規定シタルニ非ズ單ニ多衆聚集シテ暴動ヲ爲スノ所爲ヲ規定シタルモノニシテ暴動ヲ企ツル前ニ於テハ未ダ兇徒ト云フコトヲ得ザルガ故ナリ多衆聚合スルニハ其目的ノ如何ヲ問ハズ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルコトヲ其要素ト爲ス而シテ其犯罪ヲ處分スルニハ左ノ三種ニ區別スルナリ

- 一 首魁ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

又暴行又ハ脅迫ヲ以テ目的ヲ達セントシ官吏又ハ公吏ノ說諭ヲ受ケテ速ニ解散シタル者ハ其罪ヲ論ゼズ單ニ其說諭ニ服セズ解散セザル者ヲ罰スルノミナリ蓋シ着手ノ場合ト雖モ尙ホ豫備ノ場合ニ於ケルガ如ク未ダ一定ノ實害ナキノミナラズ凡ソ多衆聚合ノ所爲ハ國事犯ト異ナリ多クハ犯人一時ノ憤激等ニ基キタルモノナルガ故ニ往々說諭ニ因リテ解散シ以テ大事

第三百三十五條

トナレバ之ヲ罰スルノ限リニアラズ  
秘密ヲ侵ス罪ノ如キハ公益ヲ害スルニ在レドモ被害者ニ於テ之ヲ恕スルコトヲ得ベキモノナレバ被害者ニ於テ之ヲ默止スルトキハ檢事ハ之ヲ公訴スルモノニアラズ故ニ被害者ノ告訴ヲ待テ初メテ其罪ヲ論ズルモノトス

第三百三十六條

阿片煙ニ關スル罪ニ付テハ先ヅ輸入シ之ヲ製造シ又ハ販賣スル者ヲ最モ重キ罪トス是レ何レモ其原因ヲ生ズルガ故ナリ何トナレバ阿片煙ハ我邦ニ產出スルモノニアラズシテ皆外國ヨリ輸入シ之ヲ製造シ販賣スルモノナレバナ

第三百三十八條

税關官吏ハ其ノ職務上  
阿片煙ヲ輸入スル者ア  
ルヲ發見シタルトキハ  
其ノ處分ヲ爲サザルニ  
カラザルニ反テ之ヲ輸  
入ヲ許シタルノ罪ハ普  
通人ノ所爲ト其罪重カ  
ルベキハ至當ナリ

第四百二十二條

汚穢スルトハ不潔ノ物  
ヲ水中ニ投ジテ不淨水  
ト爲スヲ云フ而シテ本  
條ニ云フ所ノ飲料ニ供  
スル淨水トハ共水又ハ  
溜池ナドニシテ一個人  
又ハ數家ノ共有ニ關ス  
ル用水ヲ指シテ云フモ  
ノナリ何トナレバ水道  
ノ如キ公衆ニ用ユル規  
定ハ次條ニ在レバナリ

第四百十三條

水道ニ由リ公衆ニ供給  
スル飲料ノ淨水又ハ其  
水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ  
用ユルコト能ハザルニ  
至ラシムルトキハ前條  
ノ如ク一私人ノ便益ヲ  
害スルニ止マラズ一般  
公衆ノ便ヲ害スベキガ  
故ニ其罪モ亦前條ニ比  
シ重シトセザルベカラ  
ズ故ニ本條ノ罪ハ五年  
以下ノ懲役ニ處スルモ  
ノトス

第四百十四條

前二條ノ罪ハ一時飲料  
ノ用ヲ缺キ不便ヲ與ヘ  
タルノミニシテ未ダ健  
康ヲ害スルニ至ラザル  
場合ナリ何トナレバ汚  
穢ハ其ノ水色ニ現ハレ  
一見之ヲ用ユルモノニ  
アラザレバナリ然ルニ  
毒物其他人ノ健康ヲ害  
スベキ物ヲ混入シタル  
トキハ水色ニ見エザル

ニ至ラザルコトアレバナリ然ルニ若シ夫レ既ニ着手ニ至リタ  
リトテ必ズ之ヲ罰スベキモノトスルトキハ徒ニ罪人ヲ增加ス  
ルノミニシテ益スル所ナキニ因ルナリ

第四百六條

多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタ  
ル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百七條

暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ  
當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回  
以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三  
年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十  
圓以下ノ罰金ニ處ス

第九章

放火及ヒ失火ノ罪

【註】 舊法ハ放火失火ヲ以テ財産ニ對スル罪ト爲シタリト雖モ  
放火失火ハ靜謐ヲ害スル罪ニ屬スベキモノナルヲ以テ本章ニ  
規定シタルナリ本罪ハ人ノ住居ヲ失ハシメ且ツ往々死傷セシ  
ムルコトアルヲ以テ社會ノ最モ恐怖スベキコト甚シキモノナ  
リ而シテ其罪ヲ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ガ現在スル建造物汽  
車、電車、船舶、鐵坑ヲ燒燬シタル場合ト此等ノ物モ人ノ住  
居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル場合トニ區別セリ人ノ住居



コトアリテ之ヲ用ヒタル者ハ其毒ニ中リ健康ヲ害スルニ至ルナリ而シテ本條モ亦一私人ニ對スル場合ニシテ井水池水ニ毒物ヲ混入シタルトキノ規定ナリ其ノ一般公衆ノ健康ヲ害スベキニ付テノ規定ハ次條ニ在リ

第四百四十七條

淨水ヲ汚穢セズ毒物ヲ混入セズシテ淨水ノ水道ヲ損壞シテ水ヲ漏洩シテ乏シキニ至ラシメ又ハ水道ノ害ヲナシテ水ヲ壅塞シ通セザルニ至ラシメタル者ハ公衆ニ最モ害ヲ加フルコトノ甚大ナルヲ以テ前々條ノ行爲ニ比シテ其罪重シトスルナリ

第四百四十八條

通貨トハ國家獨リ之ヲ

鑄造シ之ヲ製造スル權ヲ有スルモノニシテ何人モ之ヲ造ルコトヲ得ザルモノナリ而シテ之ヲ偽造シ變造スルトハ偽造ハ新ニ之ヲ造リテ眞物一雙セテ通用セシムルヲ云フ而シテ眞物ニ摸擬スルコトニシテ一見眞物トスルニ足ルベキモノナルヲ要ス即チ其ノ標準トスヘキ眞貨アルヲ要ス若シ標準ニ依リテ造ラレザル物ニシテ流通ノ際常人ノ使用スルトキニ一見眞別シ得ルモノナルトキハ假令ヒ之ヲ行使スルモ詐欺取財トシテ處罰スヘキモノナリ  
變造トハ眞貨ニ變更ヲ加ヘテ他ノ眞貨ニ摸擬スルヲ云フ  
行使トハ廣ク流通セシムルヲ云フ即チ之ヲ以テ自カラ物ヲ買フニ使

シ又ハ人ガ現在スルモノハ其ノ危害忽チ人ニ及ビ多ク人ヲシテ甚ダシク困難セシメ多クノ財産ヲ失ハシムレバナリ又山林田野ノ如キ財産ニ放火スルモ他人ノ物ト自己ノ所有物トニ依テ區別ス其理由ハ説明ヲ要セズシテ明カナリ  
過失ニ因ル即チ失火ニテ他人ノ財産ヲ燒燬シタル者ハ不注意ヨリ出ヅルト雖モ過失ハ人ノ免レザルモノナレバ之ヲ罰金ノ刑ニ止ムルナリ

火災ノ際鎮火用ノ物件ヲ隱匿又ハ毀壞シ若クハ他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ之ガ爲メ火災ヲ大ナラシムルニ至ルヲ以テ殆ト自カラ火ヲ放チタルト同一ノ結果アルヲ以テ其罪ヲ重シトス

第四百八條

火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在ズル建築物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ

五年以上ノ懲役ニ處ス

第四百九條

火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セサル建築物、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

第四百十條

火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

用シタルト又ハ其情ヲ知レル他人ヲシテ情ヲ知ラサル者ニ渡シテ眞貨ト信ゼシメタルトテ問ハズ

第百五十條

自カラ偽造變造シ又ハ行使シ若クハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ輸入セズトモ其偽造シ變造シタル貨幣紙幣又ハ兌換券ナルコトヲ知り而シテ之ヲ行使スルノ目的ヲ以テ之ヲ取得シタル者モ亦其罪アリトス取得トハ他ノ眞物ト交換シ或ハ他ノ物品ト交換シ自己ノ所有トスルコトヲ云フ而シテ之ヲ取得スルニハ非常ノ利益ヲ得ルノ見込ヲ以テ即チ例ヘバ眞價百圓ヲ以テ偽造物三百圓ト交換シテ之ヲ利ヲ得ント取得シタルガ如キヲ云フナ

第百十一條 第百九條第二項又ハ前條第二項ノ

罪ヲ犯シ因テ第百八條又ハ第百九條第一項ニ

記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十

年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載

シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以下ノ懲役

ニ處ス

第百十二條 第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未

遂罪ハ之ヲ罰ス

第百十三條 第百八條又ハ第百九條第一項ノ罪

ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年

以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除ス

第百五十二條

初メニ取得シタルトキハ偽造變造ノ貨幣ナルコトヲ知ラズシテ取得シタル後初メテ之ヲ知リタル者ニシテ之ヲ行使シタル者ハ其名價即チ其行使シタル貨幣ノ種類ニ從ヒ其價額三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルモノトス

第百五十三條

本條ハ豫備ノ所爲ヲ罰スル規定ナリ即チ未ダ偽造變造セズト雖モ偽造變造スルノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ

ルコトヲ得

第百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隱匿又ハ損

壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタ

ル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百十五條 第百九條第一項及ヒ第百十條第一

項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差

押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保

險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ

物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

第百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル

物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタ

ル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處

五年以下ノ懲役ニ處スルナリ何ヲ以テ豫備ノ所爲ヲ謂スト云フニ此等ノ豫備ハ既ニ犯罪ノ一部分ヲ組成シタルヲ以テナリ且ツ又豫備ニ止マルトキハ事以テテ自カラ之ヲ中止スルカ意外ノ障礙ニ因ルカニ在レバナリ又器械ヲ豫備シテ未ダ着手セザルモ此中ニ包含スルナリ而シテ器械ノ豫備以外ノモノ例ヘバ金塊ヲ買入レ資本ヲ求メ工場ヲ設クルガ如キハ此規定以外トス且又其ノ器械トハ模型印刷器ノ如キ貨幣ノ偽造ニ固有タルモノヲ要スルナリ

第一百五十四條

御璽ハ天皇ノ御印ナリ國璽ハ日本帝國ノ名アル印章ナリ而シテ文書偽造罪トハ或事實又

ス  
火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ  
第一百十七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第九條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第一百九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ  
前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ

同シ

第一百十八條

瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命、身體又ハ財産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪

〔註〕 水火ノ災ハ社會ニ其危害ヲ加フルコト大ニシテ人ヲシテ戰兢自カラ安ズル能ハザラシムルヲ以テ其罪ヤ何レモ同一ノ結果ヲ來スヲ以テ前節放火ニ關スル事項ノ規定ト殆ト同一ナリ故ニ前節ノ說明ニ付テ了解スレバ自カラ明カナリ

ハ思想ヲ表示スル文書其ノモノヲ偽ハルノ所爲ニシテ之ヲ構成スルニハ他人ヲ欺キ以テ眞正ノ文書ナリト誤信セシムルノ意思ト他人ヲ欺クニ足ルヘキ偽文書ヲ作成スルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分トス  
又文書ニ依テ文書ノ證明セントスル事實又ハ思想ノ眞實ヲ偽ハルノ行爲ニシテ之ヲ構成スルニハ他人ヲ欺キテ文書ヲ表示スル事實ヲ眞正ナリト誤信セシムルノ意思ト虚偽ノ事實ヲ記載シタル文書ヲ作成スルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分ナリトス而シテ此等ノ文書ヲ偽造スルニハ之ヲ行使スルノ目的ヲ以テ爲スヲ要スルモノトス

第百五十五條

公務所又ハ公務員ノ印章トハ舊法ニ官文書ト云ヒシモノニシテ官文書トハ官吏ガ其職務ヲ以テ調製スル凡テノ文書ヲ云フトスルモノト官吏ガ國家爲政ノ機關トシテ調製スル凡テノ文書ヲ云フトスルモノトノ二個ニ分ツ前ノ見解ヲ以テスレバ官吏タル者ガ法律命令ノ命シテ調製スルモノハ公法上ト私法上トヲ問ハズ凡テ皆官文書タルベシ後ノ見解ヲ以テスレバ官吏ガ國家爲政ノ機關即チ公法上所謂統治機關ノ一部トシテ作成シタルモノニ限リ私法上ノ關係ニ於テスルモノハ官文書ト云フヲ得ズ從テ各官衙即チ公務所

第百十九條

溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第百二十條

溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限リ前項ノ例ニ依ル

第百二十一條

水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シ

タル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百二十二條

過失ニ因リ溢水セシメテ第百十

九條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第百

二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危

險ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處

ス

第百二十三條

堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其

他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム

可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ク

ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

【註】

往來通信ハ社會ノ爲ニ必要ニシテ一日モ缺クベカラザル

第百五十六條

本條ハ公務員タル者自己ノ職務ニ關シテ文書ヲ偽造變造シタル場合ノ規定ナリ而シテ公務所ノ印章若クハ公務員用ニル自己ノ印章署名ヲ用ヒタルト否トニ依リテ區別シ前條ノ例ニ依リテ處斷ス

第五百五十七條

權利義務ニ關スル公正  
證書ノ原本ニ不實ノ記  
載ヲ爲サシムルトハ事  
實ナキ或ハ事實ト相違  
ナルコトヲ證明セシム  
ルヲ云フ例ヘハ不實ノ  
債權者チシテ實際債權  
アルモノ、如ク公證セ  
シムルガ如キチ云フ  
免狀鑑札又ハ旅券ニ不  
實ノ記載ヲ爲サシムル  
トハ屬籍氏名年齢ヲ詐  
稱シテ記載ヲ爲サシム  
ルヲ云フナリ

第五百五十八條

前四條ニ記載シタル文  
書圖畫ヲ行使シタル者  
ハ文書ヲ偽造若クハ變  
造シタル者ト同一ノ罪  
ニ處スルモノトス

第五百五十九條

本條ハ一私人ガ一私人

便益ナレバ之ガ完全ナルト不完全ナルトハ大ニ國家進歩ノ消  
長ニ關スルモノナリ故ニ開明ノ國ハ往來通信ヲ便シ其機關ト  
シテ備具セザルナシ尙ホ益々進歩ヲ計リツ、アルナリ彼ノ亞  
米利加ノ紐育ノ繁盛ノ速カニシテ且ツ世界各國ヲ凌駕シタル  
ハ一ノ運河ヲ疏通シテ便利ヲ計リタルニ因ルト云フヲ以テモ  
證スルニ足ルナリ而シテ其ノ往來トハ道路河川ヨリ汽車汽船  
ノ機關ニ至ルモノヲ云フ通信ハ人ノ常ニ往來スベキハ陸路及  
ビ水路ニシテ之ヲ安全ニセザレハ危險ヲ生シ靜謐ト公安ヲ害  
スルニ至ル故ニ本章ヲ放火及ヒ溢水ト同シク靜謐ヲ害スル罪  
ノ中ニ規定シタリ而シテ舊法ニハ道路、橋梁、河溝、港埠ノ  
損壞ニ付キ規定セルヲ以テ改正法ハ之ヲ改メ廣ク公共ノ用ニ  
供スル陸路又ハ水路トシ損壞ノ外尙ホ壅塞ヲ加ヘタリ

第二百一十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ

壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年

以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ  
傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第二百一十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其

他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危險ヲ  
生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス  
燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ  
艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第二百一十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛

覆又ハ破壞シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲  
役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壞シタル者亦

第六十條

ノ印章若クハ署名ヲ不  
正ニ使用シテ權利義務  
又ハ事實證明ニ關スル  
文書ヲ偽造シタル等ノ  
場合ヲ規定シタルナリ  
權利義務ニ關スル證書  
トハ例ヘバ諸般ノ契約  
證書銀行又ハ諸會社ノ  
株券、汽車汽船ノ切符  
商品ノ切手、受取書、  
貨物ノ送狀、委任狀等  
チ云フ而シテ事實證明  
ニ關スル文書トハ一私  
人ヨリ發スル資格ノ證  
明書又ハ特簡、宣誓書、  
届書、願書等チ云フ此  
等ヲ行使ノ目的ヲ以テ  
偽造シタル場合ト之ヲ  
偽造シタルモノヲ使用  
シテ權利義務又ハ事實  
證明ニ關スル文書ヲ偽  
造シタル者又ハ之ヲ變  
造シタル者チ處罰スル  
モノトス

醫師が公務所ニ提出スベキ診断書等ニ虚偽ノ記載ヲ爲ストハ例ヘバ徴兵忌避者ノ依頼ヲ受ケテ故意ニ疾病ノ證書ヲ作成シテ之ヲ免レシメンコトヲ謀ルガ如キヲ云フ  
檢察トハ死體ヲ檢案スルコトニシテ殺人等ノアル場合ニ醫師ガ此ノ證書ヲ作ルモノナリ

第六十二條

公債證書、會社ノ株券ノ如キハ之ヲ偽造スルニハ眞物ニ模擬シテ別ニ之ヲ偽造スルモノナレドモ偽替手形ノ如キハ詐欺ノ要素ヲ爲シタルトキハ即チ裏書ヲ偽造變造シタルモノトス故ニ裏書名義ヲ詐ルカ又ハ變更スルハ變造シタルモノトナルベシ有價證券ニ虚偽ノ記入

同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百二十七條 第二百五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没

若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百二十六條第一項、第二項ノ未遂

罪ハ之ヲ罰ス

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船

ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致

シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

其業務ニ從事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキ

ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二章 住居ヲ侵ス罪

【註】 舊法第七十一條第一項ノ晝間ノ二字ハ改正法ハ侵入ノ晝間ナルト又ハ夜間ナルトニ依リ刑ノ輕重ヲ認ムル必要ナシト思斷シタルヲ以テ之ヲ除キタリ又同條ニ人ノ住居シタル邸宅云々トアル爲メ從來往々ニシテ狹ク其意義ヲ解シ人ノ住居トシテ借受ケタル室内ニ侵入スル場合ノ如キハ罪ト爲ラズト謂フ者ナキニアラズ是ヲ以テ改正法ニ於テハ之ヲ人ノ住居ト改メ其住居ノ場所ヲ問ハサルコト、爲シ又從來艦船内ニ侵入スル罪ヲ規定セザル爲メ實際上不便ヲ感シタルヲ以テ新タニ艦船ヲ加ヘタリ尙ホ現行法ニハ唯侵入ノ行爲ヲ罰スルノミニシテ縱令ヒ正當ニ入りタル者ト雖モ要求ヲ受ケテ退去セサル場

ヲ爲ストハ日付、金額ノ如キ手形上ノ要件タル事項ニシテ眞實ノ記入ニアラザル場合ヲ云フ

第六十四條

印トハ印類即チ石又ハ木ニ文字ヲ彫刻シタルモノヲ云フ即チ印章ナリ此印ヲ押捺シタルトキハ印影トナル之ヲ偽造スルトハ印ノ影蹟ヲ造ルチ云フ即チ標準ニ因リテ之ニ類似シタルモノヲ造ルチ要スル場合ト之ヲ必要トセザル場合トアリ  
官印ヲ偽造スルニハ眞物ニ依リテ之ニ類似スルチ要ス即チ眞實ニ官署ノ印ナルベカラズ故ニ眞物ト誤信セラルルマデニ類似スルチ要ス私印ニ在リテハ眞物ニ

類似スルヲ要セズ唯ダ其人ノ印章ノ如ク信用セシムルニ至ルコトヲ要ス故ニ其人ナキ氏名ヲモ他人ヲシテ之ヲ現實ニ在ル人トシテ信ゼシムレバ足ル

第百六十五條

不正ニ使用シトハ盗用スルノ意義ナリ

第百六十六條

記號トハ產物又ハ商品等ニ捺スル印章ナリ例ヘバ書籍及ビ器具等ニ押用スルモノニシテ其物ノ精粗眞實等ヲ證明スル爲メニ用ユルモノナリ

合ノ規定ヲ缺キタル爲メ實際上極メテ不備ヲ感スルヲ以テ新タニ其規定ヲ設ケタリ  
住居ヲ侵ス罪ハ人ノ安寧秩序ヲ害スルヲ以テ主旨トス凡ソ人ハ吾ガ家宅内ニ居ルトキハ家族ト共ニ安寧秩序ヲ保チテ安ズル者ナレバ故ナク人ノ侵入スルヲ許ストキハ常ニ危殆ニ在リテ安ンジテ起臥スルコト能ハズ是レ本節ノ規定ヲ要スル所以ナリ而シテ本節ノ罪ハ管ニ人ノ家宅ニ侵入スルノミヲ罰スルニ非ズ人ノ看守シタル邸宅建造物船舶内ニ侵入シ又ハ皇居禁苑離宮行在所皇陵内ニ侵入スル者ヲモ罰スルナリ本罪ヲ構成スルニハ左ノ三要件ヲ具備スルヲ要ス

第百二十條

故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十一條

故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

第百三十二條

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

【註】 信書ハ社會ニ相互ニ種々ノ事柄ヲ通ジテ其用務ヲ辨ズルモノナレバ其中ニハ秘密ヲ要スベキ事項ノアルコトヲ以テ之ガ封緘ヲ施シテ他人ノ開披スルヲ防グモノナリ然ルニ他人恣ニ之ヲ開披シ或ハ隱匿シ又ハ毀棄シテ之ヲ通達セシメザル如キハ社會ノ權利ト便益ヲ害スルコト甚シキモノナリ是レ本節ノ規定ヲ設ケテ之ガ保護ヲ爲スナリ  
又凡ソ社會ニ在テ秘密ヲ要スベキ事ハ獨リ信書ニ限ラズ其他

第百六十七條

私印ヲ偽造スルハ唯他人ノ眞印ト誤認セシムベキ影贋ヲ現出セシムルニ足ルベキ私印ヲ新タニ造ルヲ云フ從テ眞印ニ類似スルヲモ要セズ又眞物ノ存在スルトモ要セズ

第百六十九條

法律ニ依リ宣誓ストハ法律ノ規定ニ從ヒ證言ヲ爲スニハ毫モ偽リヲ音ハズト誓ヒヲ爲スナク云フ此ノ如ク宣誓セシムルハ證人ノ言ニ依リ裁判官之ヲ信憑シテ裁判ヲ爲スモノナレバ證人ガ偽リヲ陳スルトキ

ハ無罪モ有罪ト爲リ有罪モ無罪ナリトノ宣告ヲ爲スニ至ルヲ以テナリ

第七十條

證人が虚偽ノ證言ヲ爲シタルモ其ノ事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分ニ付セラルル前ニ其證言ノ虚偽ナルコトヲ自白シタルトキハ或ハ其刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得ルモノトス是レ確定前ニハ其執行ヲ受ケザルガ故ニ其ノ證言ノ效ナキヲ以テナリ然ルニ其ノ刑ヲ減輕シテ全ク免除スルコトナキ場合ハ其ノ證言ニ依リ裁分ヲ裁判ニ及ボシテ罪質ヲ構成シテ免除スルコトヲ得ザル場合ニ至リタルナリ

第七十一條

鑑定人及ビ通事モ法律ニ依リ宣誓シテ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ證人ト同一ナレバ證人ニ規定シタル條例ニ依リテ處断スルモノトス

第七十二條

人ナシテ刑事則チ刑罰又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムルノ目的ヲ以テ實際ニ之レ無キコトヲ官ニ申告シテ罪ヲ受ケシムルヲ誣告ト云フ故ニ其告誣告後ハ惡意アルヲ要ス惡意ナクシテ之ヲ申告スルモ罪ニ陷ルベキ目的ヲ以テ爲シタルニ非ザレバナリ又誣告ハ必ズ官ニ之ヲ爲スヲ要ス又一旦誣告ヲ爲スト雖モ其事件ノ裁判が確定前ニ誣告ヲ爲シタル者ニ於テ之ヲ自白シタルトキハ其刑

諸種ノ事項アルベシ而シテ職務上其人ノ秘密ヲ知ルコトヲ得ベキ者アリ此等ノ者ハ其秘密ヲ他ニ漏洩スルコトヲ禁セザレバ爲メニ其秘密ヲ託スルコトヲ得ザルニ至ル是レ職務上人ノ秘密ヲ知ル者ハ證人トシテ事實ヲ陳述スル場合ノ外ハ固ク之ヲ守ラザルベカラズ

第七十三條

故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十四條

醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

【註】阿片煙ヲ吸食スルトキハ神心恍惚トシテ其快言フベカラズ而シテ一旦之ヲ吸食スレバ必ズ慣習ヲ成シ遂ニ人ヲ廢スルニ至ルト云フ然ラバ則チ之ヲ吸食スレバ營ニ自カラ害スルノミナラズ亦人ヲ殺シ延テ國家ヲ滅亡セシムル實ニ其害大ナリト謂フベシ而シテ法律ガ如何ニシテ之ヲ禁ズルヤト云フニ先ヅ之ヲ輸入シ製造シ又ハ販賣スル者ヲ重キ刑ニ處シ次ニ之ヲ吸食スル器具ヲ輸入シ製造シ又ハ販賣スル者ヲ罰シ次ニ税關官吏ガ阿片



ヲ減輕シ或ハ免除スルコトヲ得ルモノナリ懲戒處分トハ行政官廳ニ於テ官吏ノ行為ヲ懲ス爲メニ爲ス處分ナリ

第二百七十四條

公然猥褻ノ行為トハ衆人ノ見ル所ニ於テ見苦シキコトヲ爲スヲ云フ即チ陰部ヲ見ハシ又ハ他人ニ向テ見苦シキヲ杜絶ルヲ云フ而シテ其ノ如何ナルコトヲモ猥褻ノ行為ト云フヤ事實上ノ問題ニシテ一ニ裁判官ノ認定ニ任スベキナリ

第二百七十五條

猥褻ノ文書トハミダラナル事ヲ記シタル文書ヲ云ヒ圖畫ハ春畫ヲ云フ其他ノ物品トハ陰部ノ形狀ヲ作りタルモノナドヲ云フ之ヲ頒布ス

煙又ハ其器具ノ輸入ヲ爲サシメタルヲ罰シ其他阿片煙ヲ吸食シタル者及ビ阿片煙吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ所持シタル者ヲ罰スルモノトス

第二百二十六條

阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ

若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ

六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十七條

阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、

製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ

所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處

ス

第二百二十八條

稅關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食

ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ

一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十九條

阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以

下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖

リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百四十條

阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所

持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百四十一條

本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五章

飲料水ニ關スル罪

【註】飲料ノ淨水ハ一私人ニ屬スルモノト公衆ニ關スルモノトアリ一私人ニ關スルモノハ井水ニ泥土塵芥等ノ汚穢物ヲ投ジ又ハ其水底ヲ攪亂シテ之ヲ汚穢シ因テ用ユルコト能ハザルニ

ルトハ衆人ニ與ヘルヲ云フ又公然陳列スルトハ衆人ノ見ル場所ニ並べ置キ云フ此等ノモノハ窃カニ所持スルモ罪トナルニ非ズ公然所持シタル場合ニ限ルナリ故ニ若シ本條ニ該當スル所爲アリタルトキハ其物品ハ沒收スルモノトス

第二百七十六條

十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行即チ腕力ヲ以テ又ハ脅迫即チ余ガ意ニ從ハザルトキハ汝ヲ殺害スル等ノ事ヲ以テ心中ニ畏怖ヲ生ゼシメ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ヲ云フ

第二百七十七條

姦淫トハ淫行ヲ爲スヲ云フ強姦トハ女子ノ意思ニ反シテ姦スルヲ云フ

フ而シテ實際交際シタルヲ以テ既途トナス故ニ若シ交際シタルノ證據ナキトキハ未遂犯タリ

若シ婦女ニシテ其ノ暴行又ハ脅迫ニ對シ暴行ナリトシ又ハ意中ニ恐怖ヲ生ジタルトキニ非ザレバ意思ニ反シテ恣淫セラレタリト云フコトヲ得ズ而シテ暴行ト恣淫者トハ必ズ同一人ナルヲ要セズ一人ノ暴行脅迫ヲ借リテ恣淫シタル者ハ強姦罪トナシ暴行者ハ共犯ト爲スナリ  
婦女ノ承諾アルモ強姦ト爲ルコトアリ即チ十三歳ニ滿タザル者ハ假令ヒ承諾シタルモ其智覺精神ノ不充分ナルガ故ニ恣淫ハ汚辱ヲ被ムルモノナルコトヲ知ラザレバナリ

至ラシメタル所爲ト又劇毒毒藥等凡テ人ノ疾病ヲ醸スベキ有害ノ物品ヲ淨水中ニ混入シ因テ水質ヲ不良ナラシメ又ハ腐敗セシメタル所爲ヲ云フ

公衆ニ關スルモノハ水道ノ如ク公衆ニ供スル飲料ノ淨水ヲ前述ノ如ク爲シタル者ヲ云フ而シテ其罪ノ輕重ハ一人ニ關スル所爲ハ輕シトスルコト論ヲ俟タズ

又水中ニ汚穢物ヲ投シ毒藥ヲ混入スルガ如キ所爲ナシト雖モ公衆ク飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞シ又ハ壅塞シテ淨水ヲ通セザラシメタル者ハ一般公衆ヲ害スルコト甚シキヲ以テ其罪最モ重シトス

又一私人ノ用ニ關スル淨水ヲ汚穢シ又ハ毒藥ヲ混入シテ使用スルコト能ハザラシメ爲メニ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ人ヲ殺傷シタル罪ニ比較シ重キニ從テ處斷スルモノトス

第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條

抗拒不能ニ乘ツトハ睡眠中等ニテ抗拒スルコト能ハザル場合ヲ利用スルコトヲ云フ  
心神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメトハ藥酒等ヲ用ヒ昏睡セシメ心身ノ自由ヲ失ヒ抵抗スル能力ヲ失ハシメタルヲ云フ

第八十二條

營利ノ目的ヲ以テトハ金儲ヲ爲サントスルヲ云フ語ヲ換ヘテ言ハマ營業ノ如クニ之ヲ爲スヲ云フ

淫行ノ常習ナキ婦女トハ娼妓又ハ淫賣婦ヲ爲シ居ル者ノ如ク是迄淫ヲ賣リタルコトノナキ者ヲ云フ此ノ如キ婦女ニ淫賣ヲ勸メテ恣淫セシメタル者ハ風俗ヲ害

第四百十三條

水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十四條

人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十五條

前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

スルノ所爲ヲ行ハシメタル者ナレバ其罪モ亦重カルベキナリ是レ本條ノ設ケアル所以ナリ

第百八十三條

一夫一婦ハ本邦ノ禮ナリ然ルニ有夫ノ婦即チ他人ニ嫁シテ現ニ夫ノアル婦人ニシテ他ノ者ト姦通スルハ人倫ヲ案スノ所爲ナレバ法律ヲ以テ之ヲ罰シ堅ク國法人倫ヲ守ラシメザルベカラズ又男子ヨリ有夫ノ婦ニ姦シタル者モ亦同シトス是レ何レヨリ之ヲ爲スモ其人倫ヲ破リタルハ同一ナレバナリ  
然レドモ本條ノ罪モ亦本夫ノ名譽ニ關スルコトナレバ本夫ニ於テ之ヲ宥恕シ告訴ヲ爲サザレバ其罪ヲ論ゼズ但シ之ヲ告訴スルモ初メ本

第百四十六條

水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第百四十七條

公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第十六章

通貨偽造ノ罪

【註】舊法ハ通貨偽造罪ノ成立ニハ偽造又ハ變造ノ行爲ト行使トノ二要素ヲ必要トシ單ニ偽造ノ場合ニハ刑ヲ減輕スルコト、爲シタリ然レドモ改正法ニハ通貨偽造ノ罪ハ通貨ノ偽造又

夫ニ於テ姦通ヲ爲サシメタルトキハ後チニ至リ告訴スルモ其效ナシトス世ニハ往々此ノコトアリテ却テ姦通者ヨリ金錢ヲ得ルノ目的ヲ以テ害ニ陷ラシムルコトナリテ爲シタルモノナレバナリ

第百八十四條

配偶者トハ夫ヨリ言フトキハ婦々ヨリ言フトキハ夫ナリ何レニテモ一旦婚姻ヲ爲シタル者其ノ初メノ婚姻ガ未ダ解消セザルトキニ當リ重テ他人ト婚姻ヲ爲ストキハ重婚ノ罪トシテ之ヲ罰スルモノトスルナリ  
而シテ本罪ヲ成スニハ第一ノ婚姻ガ成立セザルモノナルトキハ私通ニシテ第二ニ婚姻ヲ爲スモ妨ゲナシ

ハ變造ノ成リタルトキニ成立スルモノト爲シタリ從テ偽造又ハ變造ヲ罰スルコト、シタリ

貨幣ヲ偽造シ又ハ變造スルノ罪ハ法理上如何ナル性質ヲ有スルモノナルヤト云フニ貨幣ヲ偽造變造スルノ所爲ハ之ヲ其犯人ニ於テ財物詐取ノ目的アルト同時ニ（假令ヒ其物件ハ幾人ノ手ニ轉帳スルモ）常ニ終局ノ受取者即チ財物ヲ與ヘテ之ヲ收受スルト同時ニ其眞實ニ非ザルコトヲ發見シタル者ノミヲ害スルノ所爲タルノ點ヨリ觀察スルトキハ純然タル詐欺取財ニ過キズト雖モ其所謂詐欺取財ノ行爲ハ性質上公ノ信用ニ依テ流通セラルベキ貨幣ノ上ニ行ハレタル者ニシテ畢竟其收受者ガ貨幣ノ上ニ置キタル公ノ信用ヲ誤ラシメタル結果遂ニ一般社會公衆ヲシテ貨幣ノ眞僞ヲ疑ハシムルノ結果ヲ生ズルモノナルノ點ヨリ觀察スルトキハ公ノ信用ヲ害スルヲ所爲タリト云フベカラズ我刑法ガ之ヲ公ノ信用ヲ害スル罪ノ一ニ規定シタルハ蓋シ後段ノ觀察ニ因ルモノトス

又第一ノ婚姻ガ成立シタルモ解消セラルトキ例ハ離婚、死亡セシトキハ第二ノ婚姻ヲ爲スモ妨ゲナシ

第二ノ婚姻ノ成立ハ婚姻ノ届出ニヨリテ成立ス然ルニ後日取消シ得ベキ婚姻ナルコトアリ取消得ベキモノハ取消スマテハ有效ナリ

**第百八十五條**

偶然ノ輸贏トハ初メヨリ確實ナラザル勝敗ト云フ義ニシテ固ヨリ期スベカラザルコトニシテ僥倖ヲ望ムノ所爲ナリ博戯トハ當今流行スル花合セ又ハ賽ナリ以テ勝負ヲ試ムナニ云フ賭事トハ金錢ヲ出シテ事ノ勝敗ヲ争ヒ利ヲ得ルチ云フ即チ例ヘバ角力ノ勝敗ノ如ク其他凡テ事ノ勝敗ニ關スルヲ目的

シタガツ 隨テ其ノ結果トシテ假令眞貨ト同一ノ價額アル材料ヲ有スル偽造通貨ヲ製作スルモ尙ホ政府ノ特權ヲ侵スモノナリ若クハ政府ガ其鑄造ニ依テ得ベキ利益ヲ窃取スルモノナルガ故ニ貨幣ノ偽造罪タルヲ失ハズト云フガ如キハ畢竟一方ニ於テ政府ガ貨幣ノ鑄造ヲ其特權トシテ一人ニ委セザルハ利益ヲ得ンガ爲メニ非ズシテ貨幣ノ鑄造ニ伴フベキ詐欺ヲ防遏セントニ在ルモノタルト他ノ一方ニ於テ財物ヲ詐取スルト信用ヲ害スルトハ其間因果ノ關係アリテ離ルベカラザルモノタルヲ忘却シタルニ職由スルモノニシテ斯ノ如キ所爲ハ財物ヲ詐取スルモノニ非ズ隨テ公ノ信用ヲ害スルノ結果ヲ生ズルモノニ非ザルガ故ニ公ノ信用ヲ害スル罪ノ一トシテ規定セラレタル刑法ノ下ニ於テハ決シテ之ヲ罰スルコトヲ得ザルモノト信ズ

通貨偽造罪ノ成立要素ハ左ノ三個トス

第一 内國ニ於テ強制又ハ任意ニ通用スル貨幣ナルコト

第二 偽造、變造、輸入、收受又ハ行使ノ所爲アルコト

トシテ爲スナニ云フ然レドモ何レモ金錢ヲ得ル目的トナスニ在レバ若シ一時ノ娛樂ニ爲ス者ハ本罪ヲ構成セズ

**第百八十六條**

常習トハ營業ノ如クナスナニ云フ常ニ正シキ職業ニ就カズ所謂破落者博徒ト云フカ如キ者ハ最モ風俗ヲ害スルコトノ甚シキ者ナレバ此等ノ者ガ現ニ之ヲ爲シテ縛ニ就キタルトキハ常習ノ犯罪者トシテ之ヲ罰スルナリ

博戯場ヲ開張シトハ博奕ヲ爲ス場所ヲ設ケルヲ云フ即チ家屋ヲ貸與シ又ハ別ニ其ノ場ヲ設ケテ博徒ヲ多衆聚メテ博戯ヲ爲サシメ利ヲ得ントシタル者ハ最モ其罪ヲ重シトシテ五年以下ノ懲役ニ處スルナリ

**第三 犯罪ノ意思アルコト**

第一ノ要素茲ニ所謂通貨ト稱スルモノハ凡ソ二種アリ一ハ金屬ヲ以テ製造シタルモノ他ハ紙片ヲ以テ製造シタルモノ是レナリ何レモ其發行ハ政府ニ屬スルヲ通常トスレドモ時ニ或ハ政府ニ於テ國立又ハ私立ノ銀行ニ特許ヲ與ヘ之ヲシテ發行セシムルコトアリ而シテ本節ニ於テハ管ニ此等ノ通貨ノミナラズ尙ホ外國政府ノ發行ニ係ル金銀貨及ビ官許ヲ得テ發行スル外國銀行ノ紙幣モ亦本罪ノ目的トナルモノトス

第二ノ要素偽造變造輸入收受又ハ行使シタルコト

偽造トハ學者ノ說ニ眞ノ偽造即チ新規ナル材料ヲ以テ眞物ニ類似シタル物ヲ作成スルコトノミヲ指シ變造トハ眞貨ノ實價ヲ減少セシムル所爲ヲ云フ

輸入トハ或物件ヲ我國内ニ置クノ目的ヲ以テ外國ヨリ其物件ヲ我國土内ニ運ビ入ル、コトヲ云フ故ニ他國ニ輸送スルノ目的ヲ以テ一時我國ニ陸上ゲラスルガ如キハ之ヲ輸入スト云フ

第百八十七條

富籤モ亦僥倖ヲ希望シテ爲ス者ナレバ遊惰安逸ノ民タル者ヲ養成スルノ興行タルヲ以テ猥リニ之ヲ爲スヲ得ズ官ノ允許ヲ得テ之ヲ爲スコトハス故ニ官ノ允許ヲ得ズシテ爲シタル者ニ限り之ヲ罰スルモノトス

ヲ得ズ外國ヨリ運ビ入ル、コトヲ要スルガ故ニ我國土内ノ甲地ヨリ乙地ニ運ビ入ル、ガ如キハ亦輸入ニアラザルナリ  
收受トハ取り又ハ受クルノ義ナルガ故ニ單ニ受取りタル場合ノミナラズ強盜竊盜遺失物ヲ拾得スル等進ンデ取ル場合ヲモ包含スルモノトス  
行使トハ流通セシムルヲ云フ而シテ通貨偽造罪ハ信用ヲ害スル罪ナルヲ以テ假令ヒ通貨ヲ偽造スルモ行使ノ意思アルニ非ザレバ偽造罪即チ信用ヲ害スル罪ヲ構成セザルモノトスルニアラズ偽造ノミニテハ偽造罪ヲ構成ス行使ノ意思アリテ偽造スルヲ要ス  
第三ノ要素ハ犯罪ノ意思アルコトヲ要ス通貨ヲ偽造シ變造シ輸入シタルモ之ヲ行使シテ其利益ヲ得ントスルニ在ラザレハ犯罪ノ意思アリト謂フベカラズ語ヲ換ヘテ云ハハ其ノ當然ノ結果トシテ信用ヲ害スルノ行爲タル行使ノ所爲ヲ自己又ハ他人ヲシテ爲サシムルノ意思アルヲ要スルモノニシテ彼ノ美術

第百八十八條

神廟佛堂トハ神ヲ祀リシ宮ト佛ヲ安置シタル諸堂ヲ云フナリ墓所トハ一般人ノ死屍ヲ葬リタル所モ云ヘドモ茲ニ云フ墓所トハ歴史ニ在ル所ノ一般人ノ尊敬スベキモノヲ云フナラシ禮拜所トハ別ニ神廟佛堂ヲ離レテアルモノニアラズ彼ノ西國順拜トカ云フガ如ク人が信仰歸依スル所ヲ云フナリ本條ニ規定スル所ハ公然認メラレタル禮拜所ナルコトヲ要ス例ヘバ彼ノ一人が私ニ祀リタル小ナルモノヲ指スニ非ザルコト明カナリ公然不敬ノ行爲アル者トハ衆人ノ面前ニ於テ

研究ノ爲メ貨幣ヲ模擬變更シテ試ミタルガ如キハ決シテ本罪ヲ構成セズ  
本節ノ罪ヲ罰スルニ偽造變造既ニ成テ未ダ行使セザル場合ト偽造變造未ダ成ラザル場合トハ之ヲ未遂罪トシテ之ヲ罰スルモノ、如シ何トナレバ偽造變造ヲ知テ行使シタル者ノ場合ハ法律ニ明文アルモ未ダ行使セザル場合ノ明文ナシ唯ダ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ爲スヲ眼目トセリ故ニ之ヲ行使セザル者ハ行使ノ目的ヲ遂ゲザル者ト謂フベシ而シテ未ダ行使セザルトハ未ダ全ク行使ニ着手セザルカ若クハ已ニ行使ニ着手シタルモ行使セズシテ中止シタル場合ノミヲ指シ行使ニ着手シタルモ意外ノ障礙舛錯ニ因リ之ヲ遂グルコト能ハザリシ場合ヲ含ムモノトス

又偽造變造未ダ成ラズトハ偽造變造ノ豫備乃至偽造變造ニ着手シタルモ意外ノ障礙舛錯ニ因リテ之ヲ遂ゲザル者ヲ包含スルナリ

有形的ニ行ハレタル場  
合ニ限ルナリ

第百八十九條

墳墓トハ死骸ヲ埋葬シ  
タル所ヲ云フ發掘ヘル  
トハ棺又ハ死屍ヲ掘出  
スヲ云フ故人ノ目撃  
スル様ニ外ニ見ハスチ  
云フノミナラズ發掘モ  
シモ未ダ死屍ヲ見ハス  
ニ至ラザル場合ヲモ云  
フナリ

第百九十條

遺骨トハ死體ノ一部分  
ニシテ火葬セラレ又埋  
メラレタル死體ノ部分  
ナリ棺内ニ藏置シタル  
物件トハ生前ニ死亡者  
ガ愛シ居リタル器物又  
ハ粧飾品等ヲ棺内ニ入  
レ置クチ云フ  
毀損トハ之ヲコハスチ  
云フ遺棄トハ往來ノ途  
上又ハ山野ニ捨テ置ク

又偽造ノ機械ヲ豫備シタルニ止ル場合此ノ場合ハ機械ヲ豫備  
シタルニ止マルモ之ヲ罰スルモノトシ其他原料ヲ準備シタル  
場合例ヘバ金塊ヲ買入レタルガ如キ場合モ亦之ヲ罰スルモノ  
トス

第百四十八條

行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、

紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無

期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ

又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ

輸入シタル者亦同シ

第百四十九條

行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通ス

ル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變

造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ

行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ

若クハ輸入シタル者亦同シ

第百五十條

行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨

幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル者ハ三年以

下ノ懲役ニ處ス

第百五十一條

前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百五十二條

貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シ

タル後其偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行

使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタ

ル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

チ云フ領得トハ之ヲ奪  
フテ自己ノ有トナスチ  
云フナリ而シテ本條ノ  
罪ハ墳墓ヲ發掘シテ之  
ヲ爲スニアラズ埋葬又  
ハ火葬ニスルマデニ之  
ヲ爲スチ云フナリ何ト  
ナレバ墳墓ヲ發掘シテ  
本條ノ罪ヲ犯ストキハ  
次條ノ規定ニ從ヒテ之  
ヲ罰スルモノトス

第百九十一條

本條ハ第百八十九條ノ  
罪ヲ犯シタル者ニシテ  
本條ニ記載シタル罪ヲ  
犯シタル場合ノ規定ナ  
リ若シ本條ノ場合ガ第  
百八十九條ニ於テ之ヲ  
爲サルトキハ單ニ墳  
墓ヲ發掘シタルニ止マ  
ルト雖モ墳墓ヲ發掘ス  
ルノ目的ガ本條ノ罪ヲ  
犯スニ在ルトキハ本條  
ヲ以テ之ヲ罰ス

第九十三條

職權濫用トハ職權外ニ  
涉リテ其權利ヲ行フコ  
トヲモ包含ス又ハ職權  
アリトテ濫リニ之ヲ使  
用スルヲ云フ後者ノ甚  
シキハ前者ノ所爲ニ至  
ルモノナリ而シテ其ノ  
職權ヲ濫用スルトキハ  
人ヲシテ義務ナキコト  
ヲモ行ハシメ又ハ行フ  
ベキ權利ヲ妨害スルニ  
至ルモノナリ義務ナキ  
コトヲ行ハシムトハ例  
ヘバ租稅等ヲ徵收スル  
公務員ガ正數外ノ金額  
ヲ徵收シタルガ如シ  
行フベキ權利ヲ妨害シ  
タルトハ例ヘバ訴訟ヲ  
爲スコトヲ得ベキ權利  
ヲ妨害シテ訴訟ヲ爲サ  
シメズ又ハ辨論ヲ爲サ  
シメザルガ如キヲ云フ

第九十四條

但一圓以下ニ降スコトヲ得ス

第五十二條

貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又

ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料

ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ

處ス

第十七章 文書偽造ノ罪

〔註〕 舊法ハ文書ノ偽造ノミヲ罰シ繪圖ノ偽造ニ關スル規定ナ  
シト雖モ改正法ハ文書偽造ノ罪ナル章目ノ下ニ廣ク文書若ク  
ハ繪圖ノ偽造罪ヲ規定シタリ其理由トスル所ハ例ヘバ檢證調  
書ニ添付スル繪圖ノ如キハ刑ヲ科シテ以テ其偽造ヲ防止スベ  
キモノトス

舊法ハ文書偽造罪ノ成立ニハ原則トシテ偽造ノ行爲ト行使ノ  
行爲トノ二要素ヲ必要トセリ從テ單ニ偽造シタルノミニテハ

裁判官、檢察官、警察ノ  
職務ヲ行フ者ハ人ヲ逮  
捕監禁スベキ權利アル  
モノナリ即チ法律ノ許  
ス所ナリ此ノ職權アリ  
トテ之ヲ濫用シテ人ノ  
自由ヲ檢束スルコトヲ  
濫ニスルトキハ人ノ權  
利ヲ妨害スルモノナリ  
故ニ法律ノ許ス範圍外  
ニ出テ其ノ職權ヲ濫用  
シタル者ハ五年以下ノ  
懲役又ハ禁錮ニ處ス  
補助スル者トハ地方長  
官又ハ町村長ノ如キハ  
警察官裁判官檢察官ノ  
補助ヲ爲ス職權アルモ  
ノナリ

第九十五條

刑事被告人トハ未決囚  
ノ者ニシテ其他ノ者ト  
ハ留置人等ヲ云フ  
凌虐トハ苛酷ナル取扱  
ヲ爲スコトニシテ或ハ  
衣服飲食ヲ給セザルガ

未ダ罪ト爲ラズ改正法ハ通貨偽造罪ニ於ケルト同シク此點ニ  
修正ヲ加ヘ文書偽造罪ハ行使ヲ待タズシテ既ニ偽造ノ時ニ成  
立スト爲シ行使ノ有無ハ問ハザルコト、爲シタリ舊法ハ其官  
文書偽造罪ニ於テ單ニ官吏ニ關スル規定ノミヲ設クト雖モ改  
正法ハ官吏ノミナラズ廣ク其他ノ公務員ニモ共通スル規定ヲ  
設ケタリ

舊法ハ公務員ガ其職務上虛偽ノ文書ヲ作り又ハ不正ニ官ノ文  
書ヲ増減變換シタル場合ヲ以テ同シク官文書ノ偽造、變造ト  
爲スト雖モ改正法ハ之ヲ改メ虛偽ノ文書ノ作製又ハ文書ヲ不  
正ニ増減變換シタル罪ト爲シタリ

文書ノ偽造變造ニ關スル一般ノ成立要素ヲ知ルニハ先ツ文書  
偽造變造罪ノ何物タルヤヲ知得セザルベカラズ抑モ文書ナル  
モノハ言語若クハ動作ト同シク或事實若クハ思想ヲ他人ニ對  
シテ發表スル機關ナリ故ニ其機關ニシテ正確ナルトキハ之ニ  
依テ表示セラル、所ノ事實又ハ思想モ自ラ正實ナルヘシ

如キ殆ト堪ヘ難キ苦痛ヲ感ズルノ行爲ヲ云フ法令ニ因リ拘禁セラレタル者トハ法律命令ノ定ムル所ニ從フヲ云フ即チ相當官吏ノ下ニ正當ノ手續ニ因リテ拘禁セラレタル者ヲ云フ

第百九十七條

職務ニ關シテハ其職務ノ事ヲ行フニ當リテ一定ノ囑託ヲ受クルヲ云フ即チ依頼人ガ自己ノ爲メニ或事ヲ囑託スルヲ云フ  
賄賂ハ單ニ之ヲ收受シタル者ヲ罰スルモノトセズ之ヲ收受セント要求シ若クハ約束シタル者ヲモ之ヲ罰スルモノトス是レ要求若クハ約束モ其ノ不正ノ事ヲ行フノ意思ヲ決シテ之ガ着手ニ從事セシムルニ足ルヲ以テナリ因テ不

正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相常ノ事ヲ爲サザルトハ例ヘバ收稅官吏ガ賄賂ヲ受テ又ハ之ヲ要求シ若クハ約束シテ稅則違犯者ヲ其儘ニ捨置クノミナラズ違犯セシメント勸ムルガ如キ又ハ入札競賣等ノ場合ニ自己ニ賄賂ヲ贈リタル者ニ競落セシムルガ如キヲ云フ

斯ノ如クシテ賄賂ヲ收受シタルニ事發覺シテ賄賂ノ全部又ハ一部ヲ官ニ沒收スル場合ニ本人ノ所持セズシテ沒收スルコト能ハザルトキハ其收受シタル金額ヲ本人ヨリ取立ツルモノトス例ヘバ收受シタルモノガ原狀ヲ變ズルカ若クハ犯人ノ手ニ存在セザルトキ即チ金錢ヲ以テ物品ヲ買ヒ又ハ收受シタル反物ヲ以テ

而シテ文書偽造罪トハ或事實又ハ思想ヲ表示スル機關タル文書其物ヲ偽ルノ所爲ニシテ之ヲ構成スルニハ他人ヲ欺キ以テ眞正ノ文書ナリト誤信セシムルノ意思ト他人ヲ欺クニ足ルベキ偽文書ヲ作製スルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分トス  
又文書ニ依テ文書ノ證明セントスル事實又ハ思想ノ眞實ヲ僞ルノ行爲ニシテ之ヲ構成スルニハ他人ヲ欺キテ文書ガ表示スル事實ヲ眞正ナリト誤信セシムルノ意思ト虛僞ノ事實ヲ記載シタル文書ヲ作ルノ所爲トノ二要素ヲ具備スルヲ以テ十分トス尙ホ文書偽造罪一般ノ成立要素ハ左ノ如シ  
一 文書ニ依ルコト即チ文書ヲ作成シ又ハ増減變換シテ之ニ依ルコト  
二 事實ノ眞實ヲ僞ルコト  
三 文書カ證明セント欲スル所ノ事實ニ關スルコト  
四 害ヲ生ジ得ベキコト

五 害ヲ生ゼシムルノ意思即チ惡意アルコト  
第一ノ要素ハ文書ヲ作成シ又ハ増減變換シテ之ニ依ルコト是レ本節ノ印證偽造罪又ハ僞證罪ト區別セラル、所以ナリ而シテ假令ヒ文書ニ依ルモノト雖モ貨幣ノ如キハ印章ノ如キ商標ノ如キ特別ノ明文アルモノハ本罪ノ範圍外トス且ツ本罪ヲ構成スルニハ單ニ文書ノミヲ作製スル場合ト文書ヲ偽造スルニ印章ヲ行使シテ之ヲ作製スル場合トノ二個ニ區別ス若シ印章ヲ行使シタルトキハ其文書ヲシテ信用ヲ重カラシムルヲ以テ隨テ其罪重カルベキハ當然ナリ又文書ニハ官文書ト私文書トアリ官文書トハ官吏ガ其職務ヲ以テ調製スル凡テノ文書ヲ云フナリ故ニ荷モ官吏タル身分アル者ガ法律命令ノ命シタル職務ノ權限内ニ於テ調製スルモノハ凡テ官文書タルベシ  
文書ヲ偽造スルニハ一人ガ官文書又ハ他人ノ私書ヲ偽造スル場合ト公務員タル者ガ其職務ニ關シテ詐僞ノ文書ヲ作り又ハ不正ニ文書ヲ變造シタル者トノ區別アルナリ而シテ公務員



衣服ヲ仕立ツルガ如キ  
或ハ他人ニ贈與シテ犯  
人ノ手ニ在ラザルガ如  
キ場合ニハ其收受シタ  
ル當時ノ物件ノ價額ヲ  
取立ルコトヲ云フ

第百九十八條

賄賂ハ獨リ收受シタル  
公務員又ハ仲裁人ノミ  
之ヲ罰スルモノニアラ  
ズ之ヲ贈與シ提供シ又  
ハ約束シタル者ヲモ罰  
スルモノトス是レ本罪  
ハ兩者相待テ成立スル  
モノナレバナリ即チ之  
ヲ收受スル者ハ實地ニ  
當リテ不正ノ事ヲ爲シ  
テ利ヲ得ルニ在リ而シ  
テ之ヲ贈與スル者ハ自  
己ノ欲望ヲ遂ゲントシ  
テ他人ヲシテ利ヲ食ハ  
シ之ヲ行ハシメテ利ヲ  
得ルニ在レバナリ  
然レドモ本罪、事ノ未  
ダ發覺セザル前ニ自首

ガ作製シタル偽造ノ文書ニハ公務署ノ印章ト署名トヲ用ヒタ  
ルト否トニ依リテモ區別スルナリ

第百五十四條

行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若  
クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ  
又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ使用  
シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又  
ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署名シタル詔書  
其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同シ

第百五十五條

行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公  
務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ  
公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又

シタルトキハ其刑ヲ免  
除スルモノトス是レ其  
ノ事未ダ行ハレザレバ  
ナリ既ニ裁判トナリタ  
ルモ確定前ニ自首シタ  
ルトキハ其刑ヲ減輕シ  
又ハ之ヲ免除スルコト  
ヲ得ルナリ

第百九十九條

殺人トハ現在生活シテ  
居ル者ヲ殺スチ云フ故  
ニ胎兒ノ母體內ニ在ル  
トキハ本條ノ殺人罪ト  
云フコトヲ得ズ人ト稱  
スルニハ全ク母體ヲ分  
娩シタルモノヲ云フ分  
娩シタルトキハ其兒ガ  
如何ナル不具ノ者タリ  
トモ刑法上人ト稱スベ  
ク從テ之ヲ殺シタル者  
ハ普通ノ人ヲ殺シタル  
ト同一ニ殺人罪ヲ犯ス  
者トスルナリ

第二百一條

ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ  
署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ  
文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十  
年以下ノ懲役ニ處ス  
公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文  
書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ  
前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書  
若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ  
作りタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者ハ三  
年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的  
ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ文書

殺人罪ノ豫備トハ兇器ヲ求メ遊樂ヲ調ヘタル場合ノ如キヲ云フ  
 犯罪ノ豫備トハ先ヅ犯罪ノ意思ガ定マリテ之ヲ事實ト爲サンガ爲メニ行フ所ノ準備即チ犯罪事實ノ實行ニ必要ナル行爲ヲ云フ是レ即チ犯罪ノ豫備ハ犯罪ノ命令ニ從ヒテ其犯サントスル目的ニ向ヒテ進行ヲ始メシモノナレバ既ニ一事實トナリテ社會ニ關係ヲ生ズルニ至レリ  
 豫備ノ所爲ハ之ヲ罰スベシトスル場合ト罰セザル場合トアリ之ヲ罰スベシトスル場合ハ國家ノ秩序ヲ亂スベキ最モ甚大ナルヲ以テナリ

第二百二條

自殺トハ自己ノ意思ニ依テ自己ノ生命ヲ絶ツ  
 他人ノ教唆ニ基ク場合ト被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺ス場合トアリ  
 自殺ノ教唆トハ強制ニ依ラズ他人ニ自殺ノ決意ヲ爲サシムル行爲ヲ云フ  
 被殺者ノ囑託ヲ受ケテ人ヲ殺ストハ自殺者ノ依頼ニ依リ其生命ヲ絶ツベキ行爲ヲ云フ而シテ其自殺者ノ決意ハ強制ヲ受ケタルニ非ズ任意ニ明示又ハ默示ノ依頼ヲ受ケタルニ基クコトヲ要ス

自殺者ノ承諾ヲ受ケテ之ヲ殺シタル場合トハ自殺者ガ自カラ進ンテ第三者ニ囑託スル場合ト異ニシテ單ニ承諾ヲ與ヘタルモノナレバ其承諾ハ第三者ニ依テ行ハル、殺人行爲ヲ堪ヘ

若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル  
 第二百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
 第二百五十八條 前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若

クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス  
 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ

忍アモノナリ例ヘバ一男兒アリ女ニ情死ヲ追リテ其承諾ヲ得テ之ヲ殺スガ如シ

第二百四條

傷害トハ身體ニ傷ケ其ノ身體ニ痛疼ヲ感ゼシメ或ハ管能ノ力ヲ喪失セシメ或ハ一時使用ヲ不能ナラシムルヲ云フナリ舊法ニ毆打創傷罪ト云ヒシハ是レナリ婦女ノ頭髮ヲ切斷又ハ毀損スルコトハ往々是アリシモ從來本條ノ如キ罪トシテ罰セザリシガ今ヤ本條ヲ設ケタル理由ハ其行為タルヤ傷害ト同一ノ害アルモノトシタルモノナリ

ル傷害ヲモ包含ス

第二百五條

本條ハ殺人ノ意ナク單ニ身體傷害ノ意ヲ以テ爲シタル行為ノ結果トシテ被害者ノ死亡ヲ招キタル場合ニ關スルモノナリ唯々暴行ノ所爲ガ圖ラズ死ニ致シタルモノニシテ殺人罪ヲ以テ論ズベキモノニアラズ犯罪ハ其行為ノ當時ニ犯意ノ如何ト結果トニ因リテ處斷スルモノナレバナリ

第二百六條

理場ニ於テ勢ヲ助ケタル者トハ人ヲ傷害スル場合ニ臨ンテ之ニ加勢シテ其行為ヲ大ナラシメタル者ヲ云フ此加勢者ハ必ズ自カラ人ヲ傷害スルニ實行シタル者ニアラズシテ其ノ實行

圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十條

醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡證書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十一條

前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十八章

有價證券偽造ノ罪

【註】本罪モ亦行使ノ目的ヲ以テ之ヲ偽造變造又ハ變造シタルモノニ適用スルモノニシテ虛偽記入トハ有價證券トシテ無効タルコトヲ記入スルモノナリ何トナレバ無効ニ歸セザル記入ハ之ヲ以テ他ヲ害スルコト能ハザレバナリ總テ有價證券ノ如キハ形式上ノモノナレバ其記入ニシテ形式ニ違ヒタルトキハ其效力ナキナリ然ルニ虛偽ノ記入トハ其形式上ノ事項ハ備ハレリト雖モ其文面ニシテ偽リアル場合ヲ云フモノナリ

第六十二條

行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

ニ單ニ勢ヲ加ヘタルモ  
ノハミナ云フナリ

第二百七條

二人以上ニテ暴行ヲ加  
ヘテ人ヲ傷害シタル場  
合ニ於テハ其傷害ヲ生  
ゼシメタル者ハ誰タル  
カ又ハ傷害ノ輕重ヲ知  
ルコト能ハザルトキハ  
共同者ニ非ズト雖モ即  
チ其ノ暴行ニ加ハラザ  
ル者ト雖モ其場ニ居リ  
タル者ハ共犯トシテ之  
ヲ罰スルモノトス

又其ノ共犯者ニシテ何  
レノ行為ガ傷害ヲ生ゼ  
シメタル者ナルコトヲ  
知ルコト能ハザル場合  
ニモ共犯者ニ非ザルモ  
共犯者トシテ各自ニ最  
モ重キ傷害罪ノ正犯ト  
シテ處分スルモノトス

第二百八條

過失トハ無意ニ出ヅル

ナ云フ無意犯ハ法律ニ  
於テ之ヲ罰セザルコト  
ハ原則ナリ故ニ若シ過  
失ニ依テ人ヲ傷害シタ  
ルトキハ其ノ罪ナシト  
スルカ否決シテ然ラズ  
過失ハ不注意ノ點ヨリ  
出ヅル者ナレバ法律ハ  
之ヲ無罪トセズ即チ過  
失ニ因テ人ヲ傷害シタ  
ル者ハ百圓以下ノ罰金  
ニ處ス然ルニ本條ノ罪  
ハ被害者ニ於テ過失ナ  
リトシテ宥恕スルトキ  
ハ檢事ハ公訴ヲ爲サズ  
告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズ  
ルモノトス茲ニ所謂ル  
過失傷害トハ豫見シ得  
ベキ結果ヲ豫見セザル  
コトヲ云フ者ナレバ即  
チ不注意ナリ少シノ注  
意ヲ加フレバ其過失ナ  
カリシニ注意セズシテ  
其結果ヲ生ズルモノナ  
リ

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虛偽ノ記入ヲ爲  
シタル者亦同シ

第六十二條

偽造、變造ノ有價證券又ハ虛偽  
ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使  
ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタ  
ル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十九章

印章偽造ノ罪

【註】 舊法ハ官印偽造罪ニ付テハ各其偽造又ハ使用ノ行為ヲ罰  
シタリ改正法モ亦印章偽造罪ニハ偽造ノ一行爲ヲ以テ成立ノ  
要件ト爲シタリ然レトモ其偽造印ヲ使用シテ文書ヲ偽造シタ  
ル場合ハ之ヲ文書偽造罪中ニ規定シ本章ニ於テハ單ニ印章ノ  
ミヲ偽造シ眞印ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造印ヲ使用スルモ文書

ヲ偽造セザル場合ノミヲ規定シタリ又舊法ハ私印偽造罪ニ付  
テハ偽造及ビ使用ノ二行為ヲ以テ犯罪成立ノ要件ト爲スト雖  
モ改正法ハ之ヲ改メテ偽造ノミヲ以テ成立ノ要件ト爲シ使用  
ノ場合ハ官印ト同シク此ニ因テ文書ヲ偽造シタルトキハ之ヲ  
文書偽造罪ト爲シ單ニ眞印ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造印ヲ使用  
シテ文書ヲ偽造セザル場合ノミヲ本章ニ規定シタリ  
印章偽造罪ニハ官印ト私印ノ二種アリ法律ハ御璽、國璽ノ外  
ニ公務所又ハ公務員ノ印章ト云フ公務所又ハ公務員ノ印章ハ  
即チ官印ナリ其他ハ一人ノ印章ヲ偽造スルコトヲ他人ノ印  
章ヲ偽造スト云フ而シテ本罪ヲ構成スルニハ左ノ要件ヲ具備  
セザルベカラズ  
第一 所爲ノ目的物ハ官印私印ニ在ルコト  
第二 偽造又ハ使用ノ目的アルコト  
第三 意思アルコト  
官印ヲ偽造スルハ眞實ニ官署ノ印アルヲ要ス而シテ其影蹟ガ

第二百一十一條

業務上必要ナル注意ヲ怠リトハ汽車ノ運轉等ノ職員ガ不注意ノ爲メ汽車ヲ脱線シ人ヲ死傷ニ至ラシメタルガ如キ場合ヲ云フ其ノ他公務員又ハ醫師船長ノ如キ者ノ職務ニ伴フ必要ナル注意ヲ標準トシテ之ヲ缺キタルモノナリ本條ノ業務ト云フニハ三種ニ區別ス即チ職務ヲ奉ズル者若クハ營業ヲ成ス者又ハ其他ノ業務ニ從事スル者ヲ云フ而シテ職務ヲ奉ズル者トハ公務員、鐵道機關師、船長、船員等ノ如キ者ヲ云ヒ營業ヲ爲ス者トハ醫師、産婆ノ如キ者ヲ云フ

第二百一十二條

隨胎ノ罪ヲ犯スニハ自

然ノ出生時期ニ先チ胎兒ヲ母體ヨリ分離スルヲ云フ此場合ニハ犯人ガ胎兒ヲ殺スノ意思アルコトヲ要セズ又胎兒ガ死亡スルト否トチ間ハズ唯自然ノ出生時期ニ先チテ出生セシメタルヲ以テ既途トス母ノ體内ニ於テ胎兒ヲ殺ス場合ハ胎兒ガ母體内ニ於テ死亡シタルトキヲ以テ既途トナス要スルニ母體内ニ在ルトキハ胎兒ノ生命ヲ絶チ出生ノ時期ニ先チ分離セシメテ殺スヲ云フ故ニ犯意ハ胎兒ヲ生存セシメザルニ在ルヲ以テ若シ母體ヨリ分離シテモ其兒ヲシテ生存セシメ養育スルトキハ犯罪トナラズ

第二百一十三條

婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ

眞印ニ類似スルヲ要ス即チ眞物ト誤信セラルルマデニ類似セザルベカラズザルニ在リテハ眞物ニ類似スルヲ要セズ唯ダ其人ノ印章ノ如ク信用セシムルニ至ルコトヲ要ストセリ故ニ假ニ設ケタル氏名ナルモ他人ヲシテ之ヲ現實ニ在ル人トシテ信ゼシメタルコトヲ得レバ偽造罪ヲ構成スベシ然レドモ其標準ニ摸擬スルヲ要ス何物ニテモ可ナリト謂フニハアラズ

第二百一十四條

行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又

ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

第二百一十五條

行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公

務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

第二百一十六條

行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號

ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

第二百一十七條

行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若

クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ

其ノ承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ前條ニ比スレバ其罪重シトス是レ惡風習ヲ生ズル媒介トナレバナリ而シテ囑トヲ受ケテトハ老婆ナドガ密力ニ營業ノ如ク爲ス者アリ之ニ囑託ヲ爲スモノナリ承諾ヲ得テ爲ストハ男子ガ姦通セシニ婦女ニ之ヲスレメテ其ノ承諾ヲ得ルヲ云フ

第二百十四條

醫師、產婆、藥劑師ハ職務ト墮胎セシムベキ者ニ非ズ却テ之ヲ止ムベキニ之ヲ爲サシメタル時ハ其罪一般ノ者ニ比シ重カルベキハ當然ナリ

第二百十七條

遺棄ノ所爲ハ現在ノ狀況ヨリ生命、身體ニ害

處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十章 偽證ノ罪

【註】舊法ハ刑事ニ關スル證人ト民事商事又ハ行政裁判ニ關スル證人トヲ區別スト雖モ畢竟偽證シタル刑事ノ證人ニ對シ科スベキ刑ニ付キ詳細ナル區別ヲ爲シタル結果ニシテ改正法ハ刑事ニ關スル證人ノ偽證ニ科スベキ刑ヲ變更シタルヲ以テ刑事ト他ノ民事商事又ハ行政裁判事件トヲ區別スルノ必要ナキ

チ生ジ得ベキ危險ナル狀況ニ陥ラシムルヲ云フ故ニ假令ヒ現在ノ狀況ヲ變ズルモ第三者ニ依テ保護ヲ受ケルナラントノ希望ノ意思アルトキハ遺棄ト云フコトヲ得ズ  
遺棄ニハ二個ノ場合アリ一ハ老幼不具者チ他ノ場所ニ移シ養育ヲ爲サズ衣服飲食ヲ給セザルヲ云フモノニシテ自家ニ置キナガラ養育ヲ欲キタル場合ヲモ包含セズ  
一ハ更ニ無人ノ地ニ移スコト是ナリ何レノ場合ニモ生命身體ニ危險ヲ生ジタルヲ以テ十分ナリトス

第二百十八條

保護スベキ責任アル者下ハ親族等ノ者又ハ之ヲ保護スルニ付テ養料

ナリ是ヲ以テ何レノ裁判所ニ於テスルヲ問ハズ證人トシテ偽證シタル場合ニ關シテ設ケタルナリ

裁判官ナル者ハ自己ノ私ニ知覺シタル所ノモノニ依リテ漫ニ判斷ヲ下スコトヲ得ズ必ズヤ諸般ノ證據ヲ蒐メ之ニ依リテ正確ナル判決ヲ爲サザルベカラズ而シテ所謂證據ハ物證ト證人トノ二ニ歸スル者ニシテ共ニ神聖公平ナル判決ヲ下スニ必須ノ要件トス然ラバ若シ私人ガ無責任ニ物證ヲ隱蔽又ハ滅失シ或ハ證言ヲ拒ミ又ハ之ヲ爲スモ眞實ヲ吐カザレバ裁判ノ公平ハ遂ニ得テ望ムベカラザルニ至ルベシ是ニ於テカ法律ハ本節ヲ規定シテ嚴重ニ之ヲ罰スルコト、シタリ  
宣誓シテ證言ヲ爲ス者ハ證人ノミナラズ鑑定人モ亦同シク虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故ナク證言ヲ拒ムコトヲ得ズ通譯人モ亦同シトス

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虛偽

ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ

等ヲ贈ラレ居ル者ナ云フ又之ヲ遺棄セズトモ其生存ニ必要ナル保護即チ衣服飲食ヲ給セザルガ如キ者ヲ云フナリ此等ノ犯罪ヲ自己又ハ配偶者ノ直系尊族即チ祖父母母ニ對シテ犯シタルトキハ其ノ罪尤モ重シトス是レ其義務尤モ重クレバナリ

第二百二十條

不正ニ人ヲ逮捕スルトハ逮捕スベキ權利ナキ者ニシテ又ハ權利アル者モ其職務ヲ濫用シテ逮捕スベキ人ニアラザル者ヲ要意ヲ以テ逮捕シタルヲ云フ又監禁トハ人ヲ室内ニ押込テ身體ノ自由ヲ爲サシメザルヲ云フ此等ノコトハ一人ニ於テ往々アルコトナレバ本節ヲ規定シタルモノナリ

懲役ニ處ス

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虛偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ

前二條ノ例ニ同シ

第二十一章 誣告ノ罪

〔註〕 誣告ノ罪ヲ構成スルニハ他人ヲシテ刑事即チ犯罪又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ事實ニ相違セル事ヲ構ヘテ官ニ告訴告發スルニ在リ故ニ被告ヲシテ罪ニ陥ル、ノ惡意アルコトヲ要ス若シ誣告スルモ其ノ意思ナキトキハ罪ヲ構成セザルナリ

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ逮捕監禁シタル者ハ其罪重シトスルナリ

第二百二十二條

脅迫トハ意思ノ自由ヲ妨害シ或ハ爲サント欲スルコトヲ爲スヲ得ズ或ハ意思ヲ枉ゲテ之ニ從フ觀念ヲ惹起セシムルコトヲ云フ即チ相手方ニ於テ現ニ危害ヲ受クベキコトヲ確信シ意思ノ自由ヲ妨止セラルルコトヲ要ス然レドモ脅迫ヲ行フ者ニ於テ眞實ニ危害ヲ加フルノ意思アルコト又其手段方法ガ危害ヲ加フベキニ足レリトスルコトヲ要ス

第二百二十三條

前條ハ無形の二人ヲ脅迫シタル場合ナレドモ

ザルナリ偽證ノ罪ト相似タリ偽證ノ罪ニ於テハ被告人ヲ利スル爲メニ陳述スルコトアリテ必ズシモ告被人ヲ罪ニ陥ル、ニ限ラザルノ一點ノミ異ナレリ故ニ何レモ裁判確定前自白シタルトキハ即チ全ク事實ヲ誤マリタルコトヲ申立タルトキハ其罪ヲ減免セラル、ナリ

第七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ

受ケシルム目的ヲ以テ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第七十九條ノ例ニ同シ

第七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル

事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十二章 猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪

〔註〕 猥褻トハ醜體ヲ見ハスコトニシテ公然淫事ノ見ルニ忍ビ

本條ハ有形的ニ既ニ暴行ヲ用ヒ同一ノ害ヲ加ヘント脅迫シテ義務ナキコトヲ行ハシメ即チ例ヘバ債務ノ辨濟スベキ義務ナキ者ニ辨濟ヲ爲サシメ又ハ行フベキ權利ヲ妨害シタル者即チ例ヘバ前例ノ反對ニ債權者ヲシテ債權ヲ行フコトヲ得ザシメタル如キチ云フ

第二百二十四條

署取トハ本人ノ承諾ノ有無ニ關セズ他ニ洩出スチ云フ  
誘拐トハ甘言ヲ以テ好事アリトテ偽リテ又ハ物ヲ與ヘテ他家ニ在ル者ヲ誘ヒテ他處ニ連レ行クチ云フ而シテ監督者ノ承諾ヲ得タルトキハ罪ヲ成立セズ  
偽計トハ例ヘバ好キ屋入ニ周旋スルトカ金儲

ザル行爲アルヲ云フ其果シテ如何ナル行爲ガ猥褻ノ行爲タルヤハ行爲ノ當時ニ於ケル一般ノ慣習ヲ標準トシテ決スベキ事實上ノ問題トス而シテ猥褻ノ所行トアリテ犯人ノ行動ガ直接ニ猥褻ト評定セラルベキ性質ヲ有スルコトヲ要ス故ニ言語又ハ文書ヲ以テ猥褻ナル事項ヲ發表スルモ茲ニ所謂猥褻ノ所行ニ非ズ然ラバ則チ男女ノ身體ヲ以テ爲ス所ノ醜行ニ非ザレバ本節ノ猥褻ト云フベカラズ

又猥褻ハ公然之ヲ爲シタルコトヲ要ス公然トハ公ノ場所又ハ公衆ノ目ニ觸ルベキ場所ノ義ナルガ故ニ道路公園等公衆ノ自由ニ往來スベキ場所ハ勿論假令ヒ自宅ノ一室又ハ庭内ト雖モ現ニ道路等ヨリ公衆ノ目撃スルコトヲ得ベキ場所ニ於テスルモノハ皆公然ノ所爲トス例ヘバ汽車汽船乗合馬車内等モ亦公ノ場所ナルガ故ニ其内ニ於テスルモノハ假令ヒ他人ノ現ニ之ヲ目撃スル者ナキモ亦茲ニ所謂公然タルベキ場所ナリト云フヲ得ベシ

ノ事業ガアルトカ云ヒテ欺クチ云フ威力トハ官名ナドヲ借リテ威光ニ畏レシムルチ云フ而シテ拐取ハ二十年未滿ノ者ニ限ルナリ二十年以上ノ者ハ知識モ十分備ハリタル者トスレバ拐取スルモ本人承諾ノ上ニテ爲シタル事トナリテ罪ノ性質チ有セズ

第二百二十五條

營利即チ金儲ノ爲メニスルカ又ハ猥褻及ビ結婚ノ目的ヲ以テ偽計又ハ威力ヲ用ヒ人ヲ拐取シタル者ハ其ノ罪最モ重シトス是レ其目的ノ不真ナルニ依ルナリ

第二百二十六條

國外ニ移送スルトハ外國人ニ賣リテ利ヲ得ルナリ此ノ目的ヲ以テ人ヲ賣買シ被拐取者若ク

又公然之ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス即チ公然タル場所又ハ他人ノ面前ナルコトヲ知テ之ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス故ニ例ヘバ戸障子ガ偶然倒レタル爲メ公衆ノ目ニ觸ルベキ状態ニ至リタルヲ知ラザリシ場合ノ如キハ本罪ヲ構成セズ然レドモ苟モ淫事ニ關スルコトタルヲ目撃シタルト同時ニ公然タル場所又ハ他人ノ面前タルコトヲ知テ之ヲ爲シタルノ事實アルトキハ直チニ本罪ヲ構成シ其事ノ果シテ猥褻ト形容スルモノタルヤ否ヤハ之ヲ知ルコトヲ要セズ  
又公然猥褻ノ圖畫其他ノ物品ヲ陳列シ又ハ販賣スル者モ罪トス茲ニ所謂公然トハ陳列ト販賣トニ係ル陳列販賣共ニ公然タルコトヲ要ス故ニ例ヘバ懸意上竊ニ自己ノ所有品ヲ他人ニ賣渡シタルガ如キハ罪ヲ構成セズ然レドモ商人ガ自己ノ營業上ニ於テスル賣買ハ假令ヒ秘密ニスルモ營業其ノモノガ公然タルベキモノナルガ故ニ本罪ヲ構成スルナリ  
而シテ公然販賣シタル者ヲ罰シ之ヲ買取リタル者ヲ罰セザル



ハ被賣者ヲ國外ニ移送シタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處スルモノトス本條ハ國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ拐取シタル者ト自身ニ拐取セザルモ其拐取者ヨリ買ヒ又ハ拐取シタル者ニ非ザル者ヲ買買スル者トノ三個ニ區別シテ之ヲ解釋セザルベカラズ

第二百二十七條

被拐取者ヲ收受スルトハ金錢ヲ以テ買取ルチ云フ即チ收受ハ營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テスルニ在ル場合ナリ此等ガ營利ノ目的ニ出ヅルハ或ハ之ニ淫賣ヲ爲サシメ又ハ他人ニ轉賣スルガ如キチ云フ拐取者ヲ幫助スル目的ヲ以テトハ拐取者チシテ其行爲ヲ遂ゲシメ其罪ヲ免レシメン爲メ被

ハ淫賣婦ノ相手方ト同ジク罪責輕微ナルト政策トニ出ヅ又法律ハ陳列ト販賣トノ二種ニ限ル故ニ此他ノ方法ニ出ヅルモノ例ヘバ貸貸贈與ノ如キハ假令公然ノモノト雖モ本罪ヲ構成セズ

本節ノ罪ヲ別テ左ノ五種トナス

- 一 猥褻ノ罪
- 二 淫行ヲ媒合スル罪
- 三 強姦ノ罪
- 四 姦通ノ罪
- 五 重婚ノ罪

第七十四條

公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ

科料ニ處ス

第七十五條

猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ

拐取者ヲ贓匿シ又ハ被拐取者ヲ他所ヘ隱避セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處スルモノトス

第二百二十九條

略取セラレタル者ニシテ婚姻ヲ爲シタルトキハ本人被害者ニ於テ其畧取セラレタルヲ諾シタル上ニ婚姻ヲ許シタルモノナレバ畧取セラレタルノ告訴ヲ爲サントモバ其婚姻ハ不成立トナリ又ハ無効ノ裁判確定ノ後ニアラザレバ告訴ナスルモ其效ナシ故ニ先ヅ其ノ婚姻ハ不成立ノ者又ハ無効ナルヲ裁判所ニ訴テ起シ其裁判ノ確定シタル後果シテ不成立ナリシトキハ始メテ畧取セラレタル告訴ヲ爲スベキモノトス

五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

第七十六條

十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第七十七條

暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

第七十八條

人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若クハ抗

第二百三十條

惡事醜行トハ德義ヲ破  
リ又ハ不品行ノ事ヲ爲  
スチ云フ公然之ヲ摘示  
シトハ一般ノ人ニ知ラ  
シムル爲メニ一々新聞  
紙ナドニ記載シテ誹毀  
スルチ云フ

事實ノ有無ヲ問ハズト  
ハ其ノ摘示シタル事柄  
ガ果シテ事實ナルト否  
トニ係ハラズ其ノ罪ヲ  
論ズルモノトス  
死者ノ名譽ヲ毀損シタ  
ル者ハ誹問ニ出ルニ非  
ザレバ之ヲ罰セズトス  
名譽ヲ毀損スルハ死者  
ト雖モ同一ナレドモ死  
者ニ限リテ其ノ事實ノ  
全クナキコトヲ言ヒテ  
誹毀シタル場合ニアラ  
ザレバ之ヲ罰セズ

第二百三十一條

侮辱トハ馬鹿、開拔ケ

拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫

シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ

第七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第八十一條 第七十六條乃至第七十九條

ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期

又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ヲ

キ婦女ヲ勸誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以

下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ一二年

以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同シ

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫

姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ效ナシ

第八十四條 配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲シ

タルトキハ一二年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタ

ル者亦シ

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

【註】 勞ヲ厭ヒ逸ヲ希フハ人生ノ常ナリ是ニ於テカ若シ一朝賭

博富籤ノ類ヲ許スニ於テハ一部ノ國民ハ此ガ爲メ生業ヲ抛テ

テ遊惰ニ流レ國遂ニ貧弱ニ陥ルノ恐アリ法律ガ此ノ行爲ヲ罰

スル所以ハ茲ニ在ルナリ法律ハ此罪ノ構成ヲ三種ニ分チテ規

定セリ曰ク偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シ

タル罪曰ク常習トシテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル罪曰ク博戲場

ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル罪是ナリ

ナド人ヲ罵詈雑言シタルチ  
云フ而シテ侮辱ハ惡事  
醜行ヲ摘示スルトハ其  
罪實輕キガ故ニ之ヲ拘  
留又ハ科料ニ處スルモ  
ノトス侮辱ハ一般人民  
ニ對シテ爲スト官吏ニ  
對シテ爲ストハ區別ア  
リ即チ官吏侮辱ナルト  
キハ輕罪ニ非ズシテ重  
罪ニ處スルナリ本節ノ  
罪モ亦告訴ヲ待テ之ヲ  
論ズルモノトス是レ本  
人ニ於テ之ヲ宥恕スル  
トキハ公訴スルノ必要  
ナケレバナリ

第二百三十三條

虛偽ノ風説ヲ流布シト  
ハ無根ノ事チ云ヒテフ  
ラシテ世間ノ人ニ傳ヘル  
チ云フ  
偽計ヲ用ヒトハ種々ノ  
偽リノ手ダテヲ以テ事  
實ヲ作ルコトヲ云フ  
信用ヲ害シトハ商業上

ナドノ信用ヲ失ハシムルヲ云フ  
業務ヲ妨害スルトハ農工業ニ妨グチ爲スチ云フ例ハハ雇人等ガ雇主ニ對シテ業務ヲ妨害スルガ如キヲ云フ

第二百三十五條

威力ヲ用ヒトハ暴行脅迫ニ依リト云フ義ニシテ自己ノ意ニ強テ從ハシムルヲ云フ

第二百三十六條

窃盜トハ他人ノ財物ヲ自己ノ所有ニ移スチ云フ而シテ人知レズ他人ノ保有ニ係ルモノタルヲ窃ムヲ云フ

第二百三十七條

暴行ヲ用ヒ又ハ脅迫シテ不法ニ財産上ノ利益ヲ得トハ現ニ金錢又ハ物件ヲ強取セズシテ被

害者ニ屬シ他ヨリ收入スベク財産上ノ利益ヲ得ルチ云フ而シテ自己ニ之ヲ得ルノミナラズ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者モ亦強盜ノ罪ニ同ジトス

第二百三十九條

初メハ窃盜ニアリシモ人ニ見付ラレ其物品ヲ取還サレンチ拒ギ又ハ巡查ニ逮捕セラレハ免レン爲メ若クハ其家内ニ見識リタル者ノアリテ自己ノ罪跡ヲ湮滅スル爲メ其場合ニ臨ミ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ強盜ヲ以テ論ズトス

第二百四十條

人ヲ昏醉セシメテトハ藥酒又ハ麻酔藥ノ如キモノヲ用ヒテ其人ヲ醉ハシメ知覺ヲ失ヒタル

舊法ハ單ニ博奕ヲ爲シタル者ハ云々ト規定スルヲ以テ解釋上疑義ヲ生ズルコトアルガ故ニ改正法ハ明細ニ之ヲ規定シ偶然ノ輸贏ニ關シテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ト改メタリ又現行法ハ現ニ博奕ヲ爲シ云々ト規定スル爲メ發覺ノ當時現ニ博奕ヲ爲スニ非ザレバ罪トナラズトノ解釋ヲ爲シ極メテ不便ヲ感ズルヲ以テ改正法ハ現ニ〇二字ヲ削リタリ又舊刑法ハ但書ニ於テ飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ在ラズト規定シタル爲メ遂ニハ飲食物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラズト判斷スルヲ以テ飲食物ト雖モ金錢ニ代用シタル場合ノ如キハ之ヲ罰シ飲食物ニ非ズト雖モ單ニ娛樂ニ供スル物ナルトキハ之ヲ罰スルコト、爲シ其認定ハ全ク之ヲ裁判所ニ一任シタリ

第八十五條

偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シ

タル者ハ此限ニ在ラス

第八十六條

常習トシテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第八十七條

富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス  
富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四章

禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪

ニ乘シテ其者ノ動産ヲ  
盜取シタル者ハ強盜ヲ  
以テ論ズルナリ要スル  
ニ不能ニ乘シテ其財物  
ヲ盜取スルハ皆強盜ノ  
性質ナルナリ

第二百四十三條

他人ノ占有ニ屬ストハ  
一時又ハ永久ニ他人ノ  
保管スルモノヲ云フ占  
有トハ所持シ又ハ保管  
スルコトヲ云フ即チ質  
物又ハ抵當トナリ或ハ  
差押ヲ受ケタルモノニ  
テ自由ニ處分スルコト  
ヲ得ザルニ至ル場合ヲ  
云フ公務所ノ命ニ依リ  
他人ノ看守シタルモノ  
トハ即チ公賣ニ付セラ  
ルモノ、如キチ云フ

第二百四十五條

電氣ハ天然ノ財ニシテ  
金錢ヲ以テ得ベキ性質  
ノモノニアラザルモ今  
ヤ之ヲ使用スルニ至リ  
他ノ財物ト同シク金錢  
ヲ以テ代價ヲ支拂ハザ  
レバ使用スルコトヲ得  
ザルヲ以テ一般ノ財物  
ト同一ニ視做スモノナ  
リ

第二百四十六條

人ヲ欺罔シテ動産ヲ騙  
取スルトハ所謂詐偽盜  
ナリ人ヲ欺罔スルトハ  
種々ノ方法ヲ以テ無實  
ノ事柄ヲ事實ノ如ク言  
ヒ人ヲシテ信ゼシメ他  
人ノ財産ヲ騙取スルノ  
盜罪ナリ

第二百四十七條

他人ノ爲メ其事務ヲ處  
理スル者トハ財産管理  
者ノ如ク或ハ委任ヲ受  
ケ或ハ委任ヲ受ケズシ  
テ好意上之ヲ處理スル  
者ト云フ例ヘハ帳簿上  
不正ノ記載ヲ爲シ其ノ

【註】本節ノ罪ヲ構成スルニハ神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ  
公然不敬ノ所爲ヲ爲シタルコト及ビ墳墓ヲ發掘シタル所爲ニ  
在リ

第一 神祠佛堂墓所其他禮拜所トアリ故ニ必ズシモ殿堂其他  
ノ建造物内ニ於テスルコトヲ要セズ苟モ人ノ禮拜スベキ場  
所ヲ云フ

第二 公然不敬ノ所爲ヲ爲シタル者公然タルコトヲ要ス故ニ  
隱密ニ行ハレタルモノハ有形ノ行爲ニ依テ行ハレタル場合  
ニ限り犯罪タルベキ場合アルモ本節ノ罪ヲ構成セズ

第三 説教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者即チ信教ノ自由ヲ害スル  
罪單ニ説教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者トアリテ其手段ヲ明示  
セズト雖モ言語又ハ動作等ニ依リ現在其場所ニ於テ行ハル  
コト例ヘバ喧囂騷擾シテ聽聞ヲ妨ゲ又ハ禮拜者ヲ抑留シ  
テ之ヲ妨グルガ如キコトヲ要ス

墳墓ヲ發掘スル罪ハ單ニ墳墓ヲ發掘スルニ止マルト雖モ此事

タル風俗ヲ害スルコト甚シキヲ以テ且ツ墳墓ヲ發掘スルトキ  
ハ次條ノ死體遺骨又ハ棺内ニ藏置シタル物件ヲ毀損スル等ノ  
罪ヲ犯スニ至ルヲ以テナリ故ニ單ニ墳墓ヲ發掘シタルニ止マ  
ラス其死體、遺骨又ハ棺内ニ藏置シタル物件ヲ毀損、遺棄若  
クハ領得シタル者ハ第二百二十二條ノ規定ニ從ヒテ罰セラル  
ハナリ

死體又ハ遺骨ヲ露出シ之ヲ田野山林ニ遺棄シタルノミナルト  
キハ風俗ヲ害スル罪ニ止マレドモ其棺内ニ藏置シタル物件ヲ  
毀損遺棄シ若クハ領得シタル者ハ物件ヲ毀損シタル罪又ハ埋  
藏物ヲ竊取スル罪ヲ併セテ犯スモノナリ

第百八十八條

神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ  
對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ  
懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
説教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以

事實ヲ作り本人ニ損害ヲ加ヘルガ如キヲ云フ又自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ其委任事務ニ付テ權限外ノ行為ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ之ヲ不正ニ他人ノ財産ヲ處分シタルモノナレバ盜罪トシテ其罪ヲ論ズルナリ

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄ナル者ハ之ヲ欺クニ易キ者ナリ又ハ人ノ精神ヲ弱即チ疾病ノ爲メニ其ノ精神不完全ナルニ乘ジテ種々ノ口實ヲ設ケテ其動産ヲ交付セシメタル者ハ所謂辨別心不十分ナル者ニ對シテ爲ス行為ニシテ欺罔ト同一ノ性質ヲ有スルガ故ニ不正ノ所爲トシテ之ヲ罰スルナリ

第二百四十九條

現ニ暴行ヲ用ヒ生命、身體、自由若クハ財産ニ對シ危害ヲ加ヘント脅迫スルニ非ズシテ其以外ノ脅迫即チ例ヘバ被害者ノ身上ニ脅テ不正ノ行為アリシモ發覺セズシテアリシナ之ヲ告發ストテ六フガ如キ恐喝スルヲ云フ尙ホ之ヲ區別セバ其強盜罪ト異ナル所ハ脅迫ノ種類如何ニ在テ存ス即チ強盜罪ノ脅迫ハ人爲ノ災害ヲ恐怖ノ材料トセル強制ナリト雖モ恐喝盜ニ於ケル脅迫ハ天爲ノ災害又ハ名譽ニ對スル侵害ヲ長怖ノ材料トセル強制ナリトス

第二百五十二條

自己ノ占有スル他人ノ物トハ受寄物ニシテ一

下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百八十九條

墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十條

死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十一條

第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十二條

檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタ

第百九十二條

檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタ

ル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十五章

瀆職ノ罪

〔註〕 本章ノ犯罪ハ公務員タル者ガ其職務上犯スト否ラザルトニ在リ故ニ公務員ノ資格ハ單ニ加重ノ情狀ヲ爲スニ過キザルガ故ニ一般犯罪ノ規定ニ附隨シテ其處分ヲ規定スルモ便宜トスルモ前者即チ公務員タル資格アル者ガ其職務ニ付テ犯ス場合ニハ本章ノ規定ヲ設クルノ必要アルナリ公務員ト云フ資格アル者ガ之ヲ犯スニ因リテ始メテ成立スルガ故ニ本章ノ犯罪ハ公務員ト云フ資格アル者ガ主トシテ之ヲ犯スノ事實アルニ非ズンバ發生スルコト無シト雖モ之ヲ發生セシムルニ必要ナル行為ノ或ルモノハ必ズシモ公務員タルヲ要セズ一私人ト雖モ亦之ヲ分擔シ得ベキガ故ニ公務員ト云フ資格アル者ニ加効シテ本罪ヲ發生セシメタル一私人ハ資格ナシト雖モ總則ノ共犯ノ原則ニ依リテ本罪ノ共犯タルベシ

三預り居ル物件ニシテ他人ニ還付スベキモノナリ  
 預領スルトハ他人ノ受寄物ヲ我物トシテ費消スルヲ云フ之ヲ竊法ニ費消罪ト爲セリ此占有物中ニハ受寄ノ財物ノ外借用物又ハ典物其他委託ヲ受ケタル物件例ヘバ他人ニ返還ヲ託セラレタル金銭又ハ動産ノ如キチ含ムナリ  
 官署又ハ公署ヨリ保管ヲ命ゼラレタル物トハ差押ヲ受ケタル物件チ公賣ニ付スルマテ債務者ニ於テ保管ヲ命ゼラレタルガ如キチ云フナリ

第二百五十三條

業務上自己ノ占有スル他人ノ物トハ通運會社力運送ノ爲メニ他人ノ物ヲ預リ倉庫會社ガ他人ノ物ヲ倉庫ニ預リ居

第九十二條

公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十四條

裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ禁監シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九十五條

裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

ルガ如キ場合チ云フ此等ノ物チ處分シタルトキハ本罪チ成スナリ

第二百五十四條

遺失物ハ他人ガ室内又ハ途上ニオトシタル物漂流物トハ河海ニ流レ來テ其所有主ノ知レザルモノチ云フ其他ノ人ノ占有チ離レタル動産トハ所有主ノ知レザル動産チ云フ此等ハ其占有者アルベキニ相違ナキモ一時占有者ノ不明ナルモノナレバ直チニ取テ自己ノ物ト爲スコトチ得ズ

ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

第九十六條

前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第九十七條

公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賂賄ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十六條

贓物トハ盜取ニ係ル物  
件ナ云フ此等ノ物ヲ收  
受スルトハ贈與ヲ受ケ  
又ハ其ノ事情ヲ知リテ  
典物等ニテ手ニ入レル  
チ云フ贓物ノ寄託トハ  
寄託ヲ受ケテ藏匿シタ  
ルモノナク云フ贓買トハ  
不正品ナルコトヲ知リ  
テ買取ルチ云フ牙保ト  
ハ世話人保證人トナル  
チ云フ

第二百五十七條

贓物ヲ收受スル罪ハ直  
系血族同居ノ親族及ビ  
此等ノ者ノ配偶者ノ間  
ニ於テハ其罪ヲ問ハズ  
是等ノ者ハ相互ニ扶助  
スルノ情ナカルベカラ  
ザルチ以テ德義上此罪  
ヲ問ハザルモノトス且  
又此等ヲ罪トスルハ盜  
犯ナシニ其目的ヲ達セ

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收  
ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサ  
ルトキハ其價額ヲ追徴ス

第九十八條

公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付  
提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ  
三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑  
ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十六章

殺人ノ罪

【註】 殺人トハ何ゾヤ曰ク他人ノ生命ヲ不正ニ破壊スルコトナ  
リ故ニ此殺人ノ所爲ヲ構成スルニハ左ノ三要素ヲ必要トス  
第一 破壊セラレタル人ノ生命ガ豫メ存在シタルコト

第二 他人ノ死ヲ惹起シタル原因トナリタル所爲アルコト

第三 犯人ニ於テ死ト云フ結果ヲ惹起サシメントノ意思アル  
コト

第一破壊セラレタル人ノ生命ガ豫メ存在シタルコト是殺人ト  
云フ犯罪行爲ニ付テノ目的上ノ要件ニシテ之ナクンバ殺人罪  
ヲ構成セズ乃チ既ニ死亡シタル人ニ對シテハ犯人ハ於テ人ヲ  
殺スノ意思アリテ人ヲ殺スニ足ルノ行爲ヲナスモ尙ホ犯罪ノ  
未遂ダモ構成セズ

第二他人ノ死ヲ惹起シタル原因タルベキ所爲ハ殺人罪成立ノ  
第二要素ナリ即チ死ト云フ結果ト犯人ノ行爲トガ原因結果ノ  
關係ヲ有スルコトヲ要ス

第三犯人ニ於テ死ト云フ結果ヲ惹起セシメタルノ意思アルコ  
ト是レ殺人罪ニ付テノ意思ニ關スル要素ナリ凡ソ人ノ舉動ニ  
因テ死ナル結果ヲ生ズルモ其舉動ニ意思アリテ爲スモノト意  
思ナキモノトアリ而シテ其舉動ニ意思ナキ場合ハ總則ニ所謂

第二百五十八條

シムルノ獎勵トナルベ  
キ恐レアルヨリ之ヲ罪  
トスルノ法律ノ精神ナ  
レドモ直系ノ親族等ニ  
於テハ此ノ如キ所爲ヲ  
獎勵スルガ如キハ萬々  
之レナカルベシトスル  
ニ因ルナリ

公務所ニ於テ取扱フベ  
キ文書即チ凡テノ書類  
ヲ毀棄シタル者ハ文書  
毀棄罪トシテ之ヲ罰ス  
ルナリ棄毀トハ之ヲス  
○テ又ハヤブルノ所爲ナ  
レドモ其ノ棄毀ハ全ク  
其ノ書類ヲ使用ニ供ス  
ルコト能ハザルニ至レ  
ルモノナク云フカ又ハ少  
シノ破毀チモ云フカハ  
事實上ノ問題ナリ  
本條ニ云フ所ノ財物ト  
ハ動産不動産ニシテ文  
書ノ如キモ公務所ノ用

ニ供スルモノハ之ヲ財  
物ト視做シテ本條ノ毀  
壞ノ材料ト爲シタル  
ナリ

第二百五十九條

權利義務ニ關スル人ノ  
文書トハ金錢貸借其他  
動産不動産上ノ抵當質  
入等ニ關スル證書ヨリ  
遺言書、家督相續其他  
ノ權利義務ニ關スルモ  
ノナク然レドモ此等  
ハ被害者ニ於テ宥恕ス  
ルコトアルベキナリ以テ  
被害者ヨリ之ヲ告訴セ  
ザレバ其罪ヲ問ハズ

第二百六十條

人ノ家屋其他ノ建造物  
ヲ毀壞スルハ其全部ナ  
ルト一部ナルトチ問ハ  
ズ家屋構造ノ一體ヲ爲  
シ缺クベカラザル土壁  
柱檣天井ノ類ヲ毀壞シ  
タル者モ亦本條ニ依テ

處分スルモノトス  
又船舶ヲ毀壞シタル者  
モ同一ナリ其罪ノ輕重  
ハ毀壞ノ多少ニ依リテ  
處斷スベキハ言フヲ俟  
タズ

第二百六十一條

前三條ニ記載シタル以  
外ノ物トハ例ヘバ園池  
ノ裝飾又ハ田圃ノ樊圍  
牧場ノ柵欄或ハ人ノ稼  
穡木竹其他土地ノ經界  
ヲ表シタル物件人ノ器  
物牛馬等ニ至ルマテチ  
含ム器物ニ付テハ其價  
値ヲ減ズルト否トチ問  
ハズ唯其形ヲ損壞シタ  
ルトキハ本罪ヲ成ス是  
レ毀棄ノ場合ト異ナル  
點ナリ毀棄ノ場合ハ其  
物質ヲ害シタルニヨリ  
其物ノ效用ヲ失フニ至  
ルチ云フ

(終)

意思ノ自由ヲ失ヒ若クハ辨別意識ヲ失フタルモノニシテ犯罪  
ヲ構成セザルハ明ナリ又其意思アルモノト雖モ舉動其モノヲ  
知ルト同時ニ其舉動ヨリ生ズル結果ヲ知ラザル場合ト單ニ其ノ舉  
動ノミヲ知リテ之ヨリ生ズル結果ヲ知ラザル場合トノ二アリ  
而シテ此後者ノ場合ハ別ニ毆打致死又ハ過失殺トシテ規定ス  
ル所アルテ以テ殺人罪ノ所謂意思ナルモノハ他人ノ死ヲ惹起  
スベキ行爲ヲ爲スノ意思即チ死ナル結果ヲ生ズルコトヲ知ル  
ヲ要スルナリ

以上ハ殺人罪構成ニ普通ナル要件ナリ之ハ如何ナル殺人行爲  
ニモ必ズ無カルベカラザルノ必要條件ナルヲ以テ何等ノ殺人  
行爲ヲ研究スルニモ此要件ヲ具備スルヤ否ヤヲ明ニスベシ

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期  
若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタ  
ル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫  
備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情  
狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシ  
メ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得  
テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役  
又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第百九十九條、第二百條及ヒ前條  
ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七章 傷害ノ罪

【註】 傷害ノ罪トハ人身若クハ人體ヲ傷害スルノ義ナルニヨリ



### 監獄則

(明治二十二年七月十日勅令第九十三號)

朕監獄則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
(三十三年勅令第百七十二號ヲ以テ本則中内務大臣ヲ司法大臣ニ改ム)

監獄則  
第一條 監獄ヲ別テ左ノ六種ト爲ス

- 一 集治監 徒刑流刑及舊法懲役終身ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス
- 二 假留監 徒刑流刑ニ處セラレタル者ヲ集治監ニ發遣スル迄拘禁スル所トス
- 三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役ニ處セラレタル者及婦女ニシテ徒刑ニ處

本罪ヲ構成スルニハ左ノ五個ノ要素ナルベカラズ

- 一 犯罪ノ客體ハ生活セル人ノ身體ナルコト
  - 二 犯罪ノ客體ハ生活セル人ノ身體ヲ傷害スルノ所爲アルコト
  - 三 其所爲ノ結果トシテ人身ニ傷害ヲ生ジタルコト
  - 四 不法ノ所爲ナルコト
  - 五 人身ニ傷害ヲ與フベキ所爲ヲナスノ意思アルコト
- 右五個ノ要素ヨリ身體ヲ傷害シタルニ因リ本節ノ罪ヲ構成スルニ至リタルトキハ何レモ同一ノ刑ニ處ス而シテ身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタルトキハ最モ重キ罪ニ處ス死ニ致シタル場合トハ犯人ノ行爲ガ原因トナリテ死ノ結果ヲ惹起シタルヲ云フ故ニ犯人ノ所爲以外ノ影響即チ風土氣候等特別ノ事項ニヨリ死ノ結果ヲ生ジタルトキハ之ヲ傷害致死ト云フコトヲ得ズ其行爲ト死トノ間ニ原因結果ノ關係アリシヤ否ヤハ事實上ノ問題ニシテ法律上ノ問題ニアラズ

監獄則ハ之ヲ正改シテ監獄法トシテ發布セラレタリ因テ舊法ハ廢止トナリタルモ同法中懲治ニ關スル部分ハ猶ホ之ニ依ルヘキヲ以テ舊ニ掲ケテ置クコトトシタリ

セラレタル者ヲ拘禁スル所トス

- 四 拘留監 刑事被告ノ人ヲ拘禁スル所トス
  - 五 留置場 刑事被告ノ人ヲ一時留置スル所トス但警察署内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得
  - 六 懲治場 不論罪ニ係ル幼者及瘡癩者ヲ懲治スル所トス
- 第二條 (三十六年勅令第三十七號ヲ以テ削除)
- 第三條 (同上)
- 第四條 司法大臣ハ隨時監獄巡官ヲシテ各監獄ヲ巡視セシムヘシ(同上ヲ以テ第二項削除)

傷害ヲ加フルニ二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合

- ニハ其ノ傷害ヲ生ゼシメタル者ノ分明ナルトキハ勿論又ハ其傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハザルトキハ假令ヒ共同者ニ非ズト雖モ共犯者トシテ之ヲ罰スルナリ
- 第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス
- 第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
- 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
- 第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ

裁判官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル拘留監ヲ巡視スヘシ  
檢察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ

第五條 (同上ヲ以テ削除)

第六條 新ニ入監スル者アルトキハ令狀宣告書執行指揮書其他適法ノ文書ヲ査閱シタル後入監セシムヘシ(三十二年勅令第三百四十四號ヲ以テ改正)

第七條 在監ノ婦女其ノ子ヲ乳養セント請フトキハ其ノ年齢ニ歲ニ至ル迄之ヲ許スコトヲ得(同上)

第八條 新ニ入監スル者ノ携有スル財貨物件ハ悉ク點檢シテ之ヲ領置スヘシ但シ監獄則施行細則ニ依リ

處分スルハ此ノ限ニアラス(同上)

第九條 水火風震災非常ノ變災ニ際シ監獄内ニ於テ避災ノ手段ナシト考定スルトキハ典獄ハ其狀況ニ依リ在監ノ囚人懲治人及刑事被告人ヲ他所ニ押送シ其災ヲ避ケシムヘシ若シ押送スルノ途ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

第十條 満期ノ者ヲ釋放スルハ其満期ノ翌日午前十時ヲ過クヘカラス

第十一條 囚人ハ各罪質ニ從テ殿ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齢ニ從ヒ左ノ如ク

一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ

科料ニ處ス

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害

シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ共犯ノ例ニ依ル

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ

至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十八章 過失傷害ノ罪

【註】 過失殺傷トハ無意犯ニシテ此ノ犯罪ヲ構成スルニハ二種

アリ甲ヲ殺サントシテ過テ乙ヲ殺傷シタルガ如キ場合ト固ヨリ人ヲ殺スノ意ナクシテ殺シタル場合ノ如キ即チ獵夫ガ山林ニ入り獸ナリト信ジテ人ヲ殺シタルガ如キ是レナリ前例ハ元ト人ヲ殺スノ意思アリシモ其人ヲ誤信シタルモノナリ後例ハ全ク殺人ノ意ナキモノナリ而シテ人違殺人ノ所爲ハ過失殺人ノ罪ニ比スレバ重カルベキナリ

法律ハ人違ノ場合ヲ本章ヨリ省キテ規定セズ本章ハ無意犯ニシテ所謂疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セザルノ過失ニ依リ人ノ身體ヲ傷害シ又ハ死ニ致シタル場合ヲ規定セリ疎虞懈怠トハ不注意ナリ人トシテ不注意ハ之ヲ免ル、コトヲ得ズ故ニ無意犯ト雖モ之ヲ罰スルナリ然レドモ其ノ情狀ハ宥恕スベキ所アルヲ以テ罰金刑ニ止ム  
過失ニ付テ一言セバ凡ソ一事ノ或人ノ有意ノ行爲ヨリ生ジタル不期ノ結果ナル場合即チ其事實ニ關與シタル人ハ有意ニテ

- 別異ス
  - 一 滿十二歳以上十  
六歳未滿ノ者
  - 二 滿十六歳以上二  
十歳未滿ノ者
  - 三 滿二十歳以上ノ  
者
  - 四 滿十六歳以上二  
十歳未滿再犯ノ者
  - 五 滿二十歳以上再  
犯ノ者
- 第十一條 懲治人ハ左  
ノ年齢ニ從ヒ其監房  
ヲ別異ス
- 一 滿八歳以上十六  
歳未滿ノ者
  - 二 滿十六歳以上二  
十歳未滿ノ者
  - 三 滿二十歳以上ノ  
者
- 第十三條 刑事被告人  
ハ各罪質ニ從テ其監  
房ヲ別異シ其中ニ就  
キ年齢ニ從ヒ左ノ如  
ク別異ス
- 一 滿十二歳以上十

或行爲ヲ爲シタルモ之ヨリ生シタル結果ハ其人ノ管テ豫期セ  
ザルモノナルコト是レナリ故ニ無意犯ナリト云フハ其ノ結果  
ニ付テ云フモノニシテ一ノ事實ハ有意ナルコトアリ即チ山林  
ニ入り獸類ヲ獵セントノ意思ハアリシモ人ヲ殺シタルハ過リ  
ニシテ無意ナリ

舊法ハ本章ノ罪ヲ過失殺傷ト名クト雖モ其語穩當ヲ缺クガ故  
ニ之ヲ改メテ過失傷害ト爲シタリ

又舊法ニハ職務ニ關スル過失傷害ノ場合ニ付キ特別ヲ設ケズ  
ト雖モ改正法ニハ之ヲ必要ナリトシテ新タニ之ヲ規定シタリ

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五  
百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ  
千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 六歳未滿ノ者
  - 二 滿十六歳以上二  
十歳未滿ノ者
  - 三 滿二十歳以上ノ  
者
- 第十四條 地方監獄拘  
置監懲治場ノ一區畫  
内ニ在ルモノハ塙壁  
ヲ以テ之ヲ區畫スヘ  
シ
- 第十五條 凡ソ監獄ハ  
男監女監ノ別ヲ嚴隔  
スヘシ
- 第十六條 囚人及刑事  
被告人ヲ裁判所又ハ  
他監ニ押送スルトキ  
ハ男ト女トヲ分チ時  
宜ニ依リ戒具ヲ用フ  
ルコトヲ得但懲治人  
ニハ戒具ヲ用ヒス
- 第十七條 定役囚ノ作  
業ハ刑名罪質年齢技  
能將來ノ生計等ヲ勘  
酌シ各自ノ體力ニ應  
ジテ之ヲ課ス(三十  
二年勅令第三百四十

第二百一十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ  
人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ  
千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九章 墮胎ノ罪

【註】 墮胎ハ父母タル者ニ於テ養育教育ノ勞ヲ免レ若クハ其原  
因タル不名譽ノ結合ヲ蔽ハンガ爲メニスルモノニシテ此ノ如  
キハ一般ノ殺人罪ト異ニシテ不品行ト貧困トノ原因ヨリ生ズ  
ル犯罪ナリ

墮胎罪ヲ成スニハ左ノ二個ノ場合ナルヲ要ス

- 一 分娩期ニ達セザル前ニ母胎外ニ胎兒ヲ墮胎シ之ヲ死セシ  
ムル場合
- 二 母體內ニ於テ死セシメタル場合

本罪ハ墮胎スト雖モ死セザルヲ以テ之ヲ養育セントシテ後日

四號ヲ以テ改正）  
第十八條 左ニ記載シタル日ハ服役ヲ免ス  
一月一日二日

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

神武天皇祭

秋季皇靈祭

神嘗祭

天長節

新嘗祭

十二月三十一日

父母ノ喪ニ遭フ者ハ

三日免役ス

前二項ノ外司法大臣

ノ認可ヲ得テ臨時服

役ヲ免スルコトヲ得

（同上勅令ヲ以テ本

項追加）

炊事洒掃其ノ他監獄

ノ必要ニ因リ使役ス

ル者ハ免役セシメサ

ルコトヲ得（同上）

第十九條 無定役囚ニ

死亡シタルモ其原因タル墮胎ノ行爲ニ在ルヲ以テ之ヲ罪トナ  
ス是レ墮胎罪ハ自然ノ分娩期ニ先チ人爲ヲ以テ母胎ヨリ胎兒  
ヲ分離セシムルニ依リテ成ル從テ胎兒ガ其結果トシテ死亡ス  
ルト否トハ問フ所ニアラズ而シテ犯人ガ墮胎行爲ヲ了リタル  
後チ尙ホ其兒ノ生息スルヲ見テ更ニ殺意ヲ以テ之ヲ殺害シタ  
ル所爲ハ墮胎及ビ殺人ノ二罪ヲ構成スト爲スハ判決例ニ見ル  
所ナリ

第二百一十一條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他

ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲

役ニ處ス

第二百一十二條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ

得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處

ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五

年以下ノ懲役ニ處ス

第二百一十四條 醫師、産婆、藥劑師又ハ藥種商

婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシ

メタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七

年以下ノ懲役ニ處ス

第二百一十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケス又ハ其承諾

ヲ得スシテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年

以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百一十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷

ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ

シテ監獄内ニ於テ  
自ラ作業ヲ爲サント  
請フトキハ之ヲ許シ  
作業ノ種類ハ典獄之  
チ指定ス刑事被告人  
モ亦之ニ準スルコト  
ヲ得

第二十條 懲治人ニハ

毎日五時以内農業若

クハ工藝ヲ教ヘ力作

セシムヘシ

第二十一條 役場ハ男

女ノ別ヲ嚴隔シ仍ホ

定役囚無定役囚懲治

人ノ役場ハ各別ニ之

ヲ設ケ其中ニ就キ丁

年以上ノ者ト未丁年

者トチ區別スヘシ

第二十二條 定役囚現

役一百日ヲ經タルト

キハ重罪囚ニハ其ノ

工錢ノ十分ノ一乃至

五輕罪囚ニハ十分ノ

二乃至六ヲ給ス

無定役囚懲治人及刑

事被告人ニシテ作業

スル者ニハ其ノ工錢ノ十分ノ七ヲ給ス  
定役囚ニシテ科程外ノ作業ヲ爲ス時ノ工錢モ亦前項ニ準ス  
三十二年勅令第三百四十四號ヲ以テ本條改正

第二十三條 前條ニ依リ作業者ニ與フヘキ工錢ハ之ヲ領置スヘシ  
（同上勅令ヲ以テ本條中削除）

第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監置ニ領置ノ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ監獄懲處ノ用ニ充ツ刑施者死亡者ノ領置貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキモ亦同シ

第二十五條 囚人及懲治人監置ニ領置ノ貨

處斷ス

### 第三十章 遺棄ノ罪

【註】 老幼者ハ何歳マデヲ幼者トシ何歳ヨリ老者トスルハ法律ニ明文ナキモ何レモ獨立自活スルコト能ハザル者ヲ云フ即チ此等ハ常ニ扶養保護ヲ受ケザルベカラザル者ナレバ其扶助又ハ保護者ノ責任アル者ニシテ之ヲ遺棄シタルニ依リ忽チ生存スルコト能ハズ是レ法律ガ此遺棄ノ罪ヲ規定シタル所以ナリ

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十八條 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以上五

物ヲ以テ其父母妻子ノ扶助及正當ノ費用ニ充ント請フトキハ典獄其事情ヲ取糺シテ之ヲ許可スヘシ  
刑事被告人ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘシ

第二十六條 囚人ニハ一定ノ衣類臥具ヲ著用セシム但シ拘留囚ハ白衣ヲ著スルコトヲ得  
（三十二年勅令第三百四十四條ヲ以テ改正）

第二十七條 懲治人刑事被告人ノ衣類臥具ハ總テ自辨トシ其ノ種類品數等ハ典獄之ヲ指定ス但シ自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス（同上）  
第二十八條 囚人懲治人及刑事被告人ニハ各自ノ身體作業等ヲ斟酌シ左ノ糧食ヲ給

年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

### 第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪

【註】 人ハ法律ノ結果ニ依ラズンバ逮捕監禁セラレズトハ憲法ノ明言スル所ニシテ刑法上二個ノ規定ニ依リテ保護セラルル而シテ法律ハ人ヲ逮捕監禁スル場合ヲ一ハ官吏ノ身分ヲ有シ且ツ人ヲ逮捕監禁スルノ職權ヲ有スルコトヲ要ス  
本罪ヲ構成スルニハ左ノ條件ヲ要ス

スヘシ  
 一 下白米十分ノ四  
 麥 十分ノ六  
 一人一回三合以下  
 一菜  
 一人一日三錢以下

地方ノ其況又ハ在監  
 人ノ體質等ニ依リ司  
 法大臣ノ認可ヲ得テ  
 前項ノ糧食ヲ變更ス  
 ルコトヲ得  
 懲治人刑事被告人ニ  
 シテ糧食ヲ自辨セン  
 ト請フトキハ之ヲ許  
 ス(三十二年勅令第  
 三百四十四號ヲ以テ  
 本條改正)

第二十九條 囚人懲治  
 人及刑事被告人ノ頭  
 髮鬚髯ハ必要ト認ム  
 ル場合ニ於テハ之ヲ  
 短縮剃除セシム(同  
 上)

第三十條 囚人及懲治  
 人ニハ教誨ヲ施スヘ  
 シ

- 一 人ヲ逮捕監禁シタル所爲アルコト
- 二 逮捕監禁ノ所爲ハ不法ナルコト
- 三 惡意アルコト

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル  
 者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタル

トキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷

ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ

處斷ス

處斷ス

第三十二章 脅迫ノ罪

【註】 脅迫ハ人ノ心意ノ自由ヲ失ハシムルモノナリ而シテ其ノ  
 脅迫ニ遭フ客體ハ人ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ナル

刑事被告人ニシテ教  
 誨ヲ請フモノアルト  
 キハ之ヲ許ス(同上)

第三十一條 囚人十六  
 歳未満ノ者及懲治人  
 ニハ毎日四時以内讀  
 書習字算術等ヲ教フ  
 ヘシ(同上勅令ヲ以  
 テ本條中改正)

第三十二條 囚人懲治  
 人及刑事被告人現行  
 ノ法律命令書ヲ看シ  
 下請フトキハ之ヲ許  
 ス

囚人及懲治人中書籍  
 ノ看讀ヲ請フ者アル  
 トキハ感化若クハ紀  
 律ニ妨ケナシト認メ  
 タルモノニ限り之ヲ  
 許ス(同上)  
 刑事被告人書籍ヲ看  
 シト請フトキハ總テ  
 之ヲ許ス但領置外ノ  
 書籍ハ當該裁判官ノ  
 承認ヲ經ヘキモノト  
 ス

ハシ此等ノモノハ皆人ノ惜ムベク尊ムベキモノニシテ之ニ對  
 シ害ヲ加ヘラル、コトヲ厭フナリ故ニ此等ノモノニ對シテ害  
 ヲ加ヘント脅迫スルトキハ畏怖シテ自己ノ心中ニナキコトモ  
 欲セザルコトヲ爲メニ爲スニ至ルヲ以テ法律ハ自由ニ對ス  
 ル罪トシテ之ヲ罰セリ然レドモ犯人ノ行爲即チ脅迫ニシテ果  
 シテ被脅迫者ガ畏怖シテ脅迫ノ實アリシヤ否ヤハ事實ニ問フ  
 ベキモノニシテ單ニ脅迫シタル事實ヲ以テ罰スベキモノニア  
 ラズ例ヘバ纖弱ナル婦女女子ガ強壯ノ男子ニ對シテ生命、身體  
 ニ對シ暴行ヲ加ヘント脅迫シタルガ如キハ決シテ脅迫ノ效ナ  
 キモノト謂フテ可ナリ是レ法律ガ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ  
 論ズルモノトスル所以ナリ

脅迫スル場合ヲ左ノ事項ニ對スルモノトシタリ

- 第一 人ノ生命
- 第二 身體
- 第三 自由

第三十三條 囚人ノ發  
スル信書ハ一箇月一  
通トス但シ典獄ノ許  
可ヲ得タルトハ此ノ  
限ニアラス(同上勅  
令ヲ以テ改正)

第三十四條 囚人及懲  
治人ノ發スル信書又  
ハ外人ヨリ送リ來ル  
信書ハ典獄之ヲ檢閱  
スヘシ若シ書中不正  
不真ニ涉リ又ハ其改  
梭ヲ妨クルモノト認  
ムルトキハ之ヲ發贈  
付與スルコトヲ許サ  
ス但刑事被告人ニ係  
ル信書ハ總テ當該裁  
判官ノ檢閱ヲ經ヘキ  
モノトス

第三十五條 囚人懲治  
人及刑事被告人ニ接  
見セント請フ者アル  
トキハ監獄官吏ノ立  
會ヲ以テ之ヲ許ス但  
形跡ノ疑フヘキコト  
アリト認ムルトキハ

第四 名譽  
第五 財産

第二百二十一條 生命、身體、自由、名譽又ハ

財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫

シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰

金ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對

シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者

亦同シ

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽若ク

ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ

又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシ

メ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以

下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對

シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義

務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害

シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

### 第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪

【註】 人ヲ畧取誘拐スルハ二十歳未満ノ未成年者ヲ爲スヲ云フ  
而シテ其ノ目的ハ自家ニ隱匿シ又ハ他人ニ賣買シ其賣買ノ目  
的ガ外國ニ移送スルニ在リ又ハ猥褻結婚等ヲ爲スニ在リ要ス  
ルニ其目的ガ營利ニ出ヅルト猥褻淫樂ニ供スルトノ二個ニ在

之ヲ許サルコトヲ  
得(同上勅令ヲ以テ  
本項改正)  
前項ノ場合ニ於テ重  
罪裁判所ニ移スノ旨  
ヲ受ケタル者ハ裁  
判官渡アル迄辯護人  
ヲ除クノ外其現在地  
ノ裁判所長ノ允許ヲ  
受ケヘク密室監禁者  
ハ當該裁判官ノ允許  
ヲ受ケヘシ

第三十六條 囚人懲治  
人及刑事被告人疾病  
ニ罹ルトキハ病狀ノ  
輕重ヲ料リ其監房若  
クハ病室ニ於テ醫療  
セシム懲治場ニ在ル  
者ハ情狀ニ由リ其親  
屬ニ交付スルコトヲ  
得

第三十七條 囚人懲治  
人及刑事被告人死亡  
シタルトキハ典獄ハ  
看守長醫師ノ立會ヲ  
以テ之ヲ檢閱スヘシ

刑死者ハ死相ヲ檢シタル後仍五分時ヲ過キサレハ其ノ遺骸ヲ絞架ヨリ解下スルコトヲ許サス  
 親屬若ハ故舊ニシテ遺骸ヲ請フ者アルトキハ之ヲ下付ス但シ死亡後二十四時以內ニ在テ其ノ下付ヲ請フ者ナキトキハ監署ニ於テ之ヲ假葬スヘシ  
 傳染病豫防上必要アルトキハ監署ニ於テ之ヲ火葬スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ親屬若ハ故舊ニシテ遺骨ノ下付ヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス(三十二年勅令第三百四十四號ヲ以テ本條改正)

ルナリ其手段ハ左ノ二個ニ出ヅルモノトス  
 一 父母又ハ監督者ノ承諾ナクシテ爲スコト  
 二 偽計又ハ威力ヲ用フル場合  
 三 略取者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被署取者ヲ藏匿シ又ハ隱避セシムル者  
 第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
 第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

紙衣服臥具其他必要ノ物品又ハ飲食物ヲ贈ラント請フトキハ之ヲ許スコトヲ得但書類書籍ハ當該裁判官ノ檢閲ヲ受クヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ他物ニ於テモ亦同シ  
 新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前項ノ例ニアラス(同上勅令ヲ以テ本條中改正)

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ  
 第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス  
 第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
 第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ



ト典獄ニ於テ確認ス  
ルトキハ之ヲ賞譽ス  
ヘシ  
賞譽セシ者ニハ之ヲ  
表スル爲メ賞表ヲ與  
ヘ獄衣ニ縫著セシム  
ヘシ  
賞表ハ假出獄免幽閉  
又ハ特赦ヲ具狀スル  
ノ憑據ト爲スコトヲ  
得

第四十一條 賞表ヲ有  
スル囚人ハ其監房ヲ  
區別シテ尋常囚人ト  
別異シ賞表ノ多寡ニ  
應シテ優遇ヲ爲スヘ  
シ

第四十二條 囚人獄則  
ヲ犯ストキハ其輕重  
ヲ量リ左ノ例ニ從テ  
處罰ス  
一 屏禁 晝夜他ノ  
監房又ハ役場ト隔  
絶シタル監房ニ獨  
居セシメ服役時間  
座作ノ役ヲ課ス

罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十  
七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク  
外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限  
リ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者  
犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ  
取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

第二十四章 名譽ニ對スル罪

【註】 人ノ名譽ヲ重ンズル其身體ヨリ重ンズル者アリ蓋シ身體  
生命ハ一生ノモノナレドモ名譽ハ千萬世ニ亘リテ消滅セザレ  
バナリ即チ名譽ノ爲メニ身命ヲ抛ツ者古來少ナカラズ又生活  
セル人ノミナラズ死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ヲ罰スルハ死者  
其者ニ於テ之ヲ告訴スルヲ得ズ否名譽ヲ毀損スルニ非ザレド  
モ親族若クハ遺族ノ者ノ名譽ヲ毀損スルモノトスルニ因ルナ

二 減食 一回ノ糧  
食ヲ二分ノ一乃至  
三分ノ一ニ減ス  
三十二年勅令第三  
百四十四號ヲ以テ  
本號改正  
三 閉室 閉室ニ入  
レ一回ノ糧食ヲ二  
分ノ一乃至三分ノ  
一ニ減シ仍臥具ヲ  
禁ス(同上)  
屏禁ハ二月以内減食  
ハ一週日以内閉室ハ  
五晝夜以内トス

第四十三條 囚人十六  
歳未滿ノ者及懲治人  
獄則ヲ犯ストキハ其  
輕重ヲ量リ左ノ例ニ  
從テ處罰ス  
一 獨居 晝夜一室  
ニ獨居セシム  
二 減食 一回ノ糧  
食ヲ二分ノ一乃至  
三分ノ一ニ減ス  
三十二年勅令第三  
百四十四號ヲ以テ

リ  
誹毀罪ハ被害者ノ身分ニ依リ其名稱ヲ異ニス即チ皇室ニ對シ  
奉ルトキハ不敬ノ罪ナリ官吏ニ對スルトキハ侮辱トナリ人民  
ニ對スルハ誹毀罪ナリ誹毀ノ罪ハ左ノ三個ノ要件ヲ具フルモ  
ノトス  
第一 惡事醜行ヲ摘示スルコト  
第二 惡意アルコト  
第三 公然之ヲ爲スコト  
第一 惡事醜行ハ誣告ノ如ク刑事上ノ制限アルコトヲ要セズ  
只其ノ被害者ノ耻辱トナルコトヲ摘示セバ直チニ其ノ罪ヲ構  
成スルナリ  
第二 惡事醜行ヲ公ニスルモ惡意ナキトキハ其罪ヲ成立セズ  
例ヘバ裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル事實ヲ新聞紙ニ掲載  
シタル者ノ如キハ既ニ官ニ於テ世ニ公ニシタル事實ナレバ惡  
意ナキモノナリ

本號改正  
獨憤ハ七晝夜以内減  
食ハ三日以内トス  
第四十四條 減食若ク

ハ閉室ノ罰ニ處スヘ  
キ者アルトキハ醫師  
ヲシテ診視セシメ身  
體ニ妨ナキヲ證シテ  
後之ヲ行フヘシ其處  
罰中ハ醫師ヲシテ毎  
日之ヲ視察セシメ醫  
師ニ於テ身體ニ妨ア  
ルヲ證スルトキハ處  
罰ヲ中止スヘシ

第四十五條 無期徒刑  
ノ囚人重罪ヲ犯シ若  
クハ逃走シ又ハ獄舎  
獄具ヲ毀壞シ又ハ暴  
行脅迫ヲ爲シタルト  
キハ一年以上五年以  
下其他ノ輕罪ヲ犯シ  
タルトキハ一月以上  
一年以下兩脚又ハ一  
脚ニ鉄ヲ施シ仍ホ鐵  
丸ヲ屬シタル鐵索ヲ  
其鉄ニ貫キ腰間ニ練

第三 公然ナルコトヲ要ス公然トハ或ハ演說其他衆人中ニ於  
テ之ヲ誹毀シ或ハ書畫ニ寫シテ之ヲ販賣スル等ノ所爲ヲ云フ  
ナリ

人ノ名譽ニ對スル罪ハ獨リ生者ニ對スルノミニ非ズ其死者ニ  
對スルモノアリ其死者ニ對スル者ハ誣妄ニ非ザレバ罪トナラ  
ズ而シテ直接ニ害ヲ被ル者ハ死者ニ非ズシテ其遺族ナリ故ニ  
其親族ノ告訴ヲ待テ罪ヲ論ズルモノトス

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀  
損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下  
ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處

ス  
死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ  
非サレハ之ヲ罰セス

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人  
ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論  
ス

### 第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪

【註】 本章ハ舊法ニ公益ニ關スル罪トシテ商業及ヒ農工業ヲ妨  
害スル罪トシテ規定シタルモノニ該當ス

本罪ヲ成スニハ左ノ三個ノ要素ヲ必要トス

第一 虛偽ノ風説ヲ流布シ

第二 計偽ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害スル  
コト

第三 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者

第二百三十三條 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計  
ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害

帶セシメ練帶ノ所ニ  
下鍵ス其監房ニ在ル  
モ晝間ハ仍ホ之ヲ施  
スモノトス  
若シ再ヒ重罪ヲ犯シ  
タルトキハ五年以上  
十年以下前項ノ例ニ  
照シテ處罰ス  
鐵丸ノ量ハ二百目以  
上一貫目以下トシ被  
罰者ノ體力ニ應シテ  
之ヲ施ス丸ハ索尾ニ  
屬シ地上ヲ轉ハスモ  
ノトス若シ外役ニ服  
スルトキハ鐵丸ヲ除  
キ二人聯紳ノ法ニ從  
フ

第四十六條 施錠中ノ  
者病ニ罹リ醫師ノ診  
斷ニ依リ鉄ヲ解除シ  
必要トスルトキハ一  
時之ヲ解除スルコト  
ヲ得但解除中經過セ  
シ日數ハ施錠期限ニ  
算入セス  
第四十七條 賞表ヲ有

スル者處罰ヲ受ケタルトキハ其情狀ニ因リ賞表一箇又ハ數箇ヲ褫奪スルコトアルヘシ

第四十八條 獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ之ヲ免スルコトヲ得(三十二年勅令第三百四十四號ヲ以テ本條中削除)

第四十九條 免幽閉ヲ受ケタル流刑ノ者監獄ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以内之ヲ拘留スルコトヲ得

第五十條 囚人懲治人及刑事被告人司獄官吏ノ處置ニ對シ情苦ヲ訴ヘントスルトキハ第四條ニ記載シタル官吏巡閱ノ際封書又ハ口述ヲ以テ申告スルコトヲ得

第五十一條 此規則ヲ

施行スル方法細則ハ司法大臣之ヲ定ム  
第五十二條 此規則ハ陸海軍ニ屬スル獄監ニ適用セサルモノトス

シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

### 第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪

【註】 竊盜罪ヲ構成スルニハ左ノ三個ノ要素アリ

- 第一 竊取スルコト
  - 第二 他人ノ所有物ニ係ルトキ
  - 第三 惡意アルコト
- 以上ノ要素ヲ具備セザレバ竊盜ノ罪ヲ構成セズ第一ノ竊取ニ付テハ單ニ取ルノ一事ヲ云フニ非ズシテ他人ノ承諾ヲ得ズ又ハ覺知セザルニ乘ジテ之ヲ取ルヲ云フ此ノ竊取ハ動産ノミニ關シ決シテ不動産ニ付テアルコトナシ

竊取シタル品物他人ノ所有物ニアラザレバ之ヲ竊取トシテ論ズベカラズ故ニ他人ノ家ニ在ル自己ノ物品ヲ其他人ノ不在中ニ取出シタルモ竊取ト云フベカラズ

其物體ハ動産ナルベシ且ツ有體物ナラザルベカラズ故ニ權利ハ物ニアラズ但債權證書ハ一ノ物體ナリ

自己ノ所有物ト雖モ竊盜ノ目的物タルコトアリ共有物是ナリ共有物ハ自己ノ持分ト雖モ他人即チ共有者ノ承諾ヲ得ザレバ處分スルコトヲ得ザルナリ

自己ノ所有物ト雖モ他人ニ質入シ又ハ差押ヘラレタル物件ハ他人ノ看守スルモノナレバ之ヲ處分スレバ竊盜罪ヲ成ス

強盜ノ罪ヲ成スニハ左ノ所爲アルコトヲ要ス

- 一 暴行脅迫ヲ以テ其手段トナスコト
- 二 脅迫シテ現ニ被害者又ハ被害者ニ於テ救護スベキ者ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對シ危害ヲ加ヘント言ヒナガラ財物ヲ強取シタルコト

第二百二十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百二十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

第二百二十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス